

大川小学校事故検証報告書
〈第1章～第5章〉
(案)

平成26年〇月〇日

大川小学校事故検証委員会

目次

はじめに

1. 事故の概要	1
2. 事故検証の経過	4
2. 1 委員会会合等の開催	4
2. 2 資料等の収集・精査	6
2. 3 聴き取り調査の実施	6
2. 4 現地調査等の実施	7
3. 事前対策及び事故当日の状況に関する事実情報	8
3. 1 事前対策に関する情報	8
3. 1. 1 大川小学校における災害への備え	8
(1) 災害対応の計画・マニュアル	
(2) 防災訓練の実施状況	
(3) 避難路・避難方法、避難地の整備状況	
(4) 情報・通信機器の整備状況	
3. 1. 2 地域における災害への備え	16
(1) 石巻市の地域防災計画	
(2) 消防署・消防団の対応計画	
(3) 指定避難所の指定とハザードマップの想定	
(4) 地域における防災訓練	
(5) 地域住民の防災意識	
3. 1. 3 学校及び周辺の状況と地域の歴史	26
(1) 学校の立地・校舎設計	
(2) 学校近隣の山の状況	
(3) 学校周辺の道路・通路の状況	
(4) 地域における過去の災害履歴	
3. 1. 4 教職員の知識・経験等	35
(1) 学校安全・学校防災に関する知識・経験等	
(2) 地域に関する知識・経験等	
(3) 過去に勤務した教職員の認識	
3. 1. 5 学校経営・職場管理等の状況	43
(1) 学校の運営・管理の状況	
(2) 学校と地域、保護者等との関係	
3. 1. 6 石巻市・宮城県・国における学校防災の取り組み	46
(1) 石巻市におけるの取り組み	

(2) 石巻市内小中学校における取り組み	
(3) 宮城県におけるの取り組み	
(4) 被災3県における事前対策	
(5) 国におけるの取り組み	
(6) 教員養成大学における安全・防災・危機管理教育の実態	
3. 2 事故当日の状況に関する情報	59
3. 2. 1 気象及び余震等の状況	59
(1) 気象等の状況	
(2) 余震の発生状況	
(3) 学校周辺の被害状況等	
(4) 学校裏山の倒木について	
3. 2. 2 津波の来襲状況	64
(1) 津波の到達時刻に関する情報	
(2) 地域住民等による主な目撃証言	
(3) 釜谷地区に來襲した津波の挙動	
3. 2. 3 地域住民の避難と被害状況	67
(1) 地域住民の避難行動	
(2) 釜谷地区住民の被害状況	
3. 2. 4 大川小学校付近における地震発生後の対応	71
(1) 広報等から得ていた情報	
(2) 河北総合支所等による避難誘導	
(3) 地域住民の避難行動	
(4) 校内における対応	
(5) 山への避難状況	
3. 2. 5 他の学校園における状況	87
(1) 石巻市内の学校園における児童・生徒等の被害状況	
(2) 石巻市内の小中学校の対応状況	
(3) 被災3県における小中学校の対応状況	
(4) 石巻市以外の小学校における避難事例	
4. 事前対策及び事故当日の行動に関する分析	95
4. 1 事故当日の行動に関する分析	95
4. 1. 1 教職員が当日得ていた情報の分析	95
4. 1. 2 教職員の津波に対する危機感に関する分析	97
4. 1. 3 避難の意思決定に関する分析	99
(1) 避難開始の意思決定に関する分析	
(2) 避難先・避難経路等の意思決定に関する分析	
(3) 避難開始後の行動に関する分析	

4. 1. 4	教職員の組織的対応に関する分析	103
4. 2	事前対策と当日の行動の関連に関する分析	105
4. 2. 1	大川小学校における防災体制の分析	105
4. 2. 2	石巻市教育委員会による指導・管理状況の分析	107
	(1) 津波防災対策に関する指導・管理状況の分析	
	(2) 各校の災害対応マニュアル等のチェック体制に関する分析	
4. 2. 3	石巻市における防災広報体制の分析	108
	(1) 防災行政無線による広報の分析	
	(2) 学校に対する災害時の情報伝達体制の分析	
4. 2. 4	ハザードマップ及び避難所の指定に関する分析	110
	(1) ハザードマップに関する分析	
	(2) 避難所の指定に関する分析	
4. 2. 5	教職員の養成・教育に関する分析	113
	(1) 教職員に対する防災・危機管理の教育状況等に関する分析	
	(2) 地域の状況、災害環境に関する知識・経験の分析	
4. 2. 6	学校の立地・設計に関する分析	115
5.	事後対応	116
5. 1	事故後の初期対応	116
5. 1. 1	直後の救援状況	116
5. 1. 2	教職員・児童らの救助	117
5. 1. 3	校長による直後の情報収集・報告	117
5. 1. 4	石巻市教育委員会の対応状	119
5. 1. 5	生存教諭による教育委員会への報告	121
5. 2	行方不明者の搜索活動	122
5. 2. 1	搜索活動の実施状況	122
	(1) 保護者・地域住民による搜索	
	(2) 関係機関による搜索活動	
	(3) 搜索活動の継続	
5. 2. 2	遺体の発見状況	125
5. 3	児童・ご遺族などへの対応	127
5. 3. 1	登校日	127
5. 3. 2	第1回保護者説明会	127
5. 3. 3	児童等への聴き取り	128
5. 3. 4	第2回保護者説明会	129
5. 3. 5	遺族対応に関する市の体制	129
5. 3. 6	第3回以降の遺族との話し合い	130

5. 3. 7	教職員遺族への対応	131
5. 4	児童・ご遺族に対する支援	132
5. 4. 1	児童・遺族等に対する心のケア	132
5. 4. 2	大川小学校及び石巻市教育委員会の遺族等への対応	135
5. 5	事後対応に関する分析と評価	135
5. 5. 1	初期対応に関する分析と評価	135
	(1) 直後の情報伝達	
	(2) 校長及び石巻市教育委員会の被災直後の対応	
5. 5. 2	行方不明者の捜索に関する分析と評価	137
5. 5. 3	児童・遺族などへの対応に関する分析と評価	137
	(1) 登校日の持ち方	
	(2) 保護者説明会のあり方	
5. 5. 4	石巻市教育委員会による事実調査の分析と評価	138
5. 5. 5	遺族等への対応に関する分析と評価	140

付属資料-----

1.	大川小学校勤務経験者に対するアンケート調査結果	00
2.	大川地区・北上地区住民に対するアンケート調査結果	00
3.	文部科学省・被災3県による学校園アンケートの抜粋・再集計結果	00
4.	教員養成大学・学部における安全・防災・危機管理教育等の実態に関する調査結果	00

収集資料一覧-----

1 1. 事故の概要

2 平成23年（2011年）3月11日（金）14時46分、三陸沖を震源とするマグニチ
 3 ュード（M）9.0の地震が発生し、宮城県石巻市は、震度6強の激しい揺れに見舞われる
 4 とともに、地震に伴う津波によって沿岸域全域に大きな被害を受けた。

5 この地震により、石巻市立大川小学校（所在地：石巻市釜谷山根1）は、「想定震度6弱」
 6 ¹⁾の揺れに見舞われた。地震発生当時、在籍する児童108名のうち103名、教職員13
 7 名のうち11名が在校（下校のため学校付近にいた者を含む）しており、地震の揺れを受け
 8 て、校庭への二次避難²⁾を行った。その後、保護者等への引き渡し等により下校した児童2
 9 7名を除く児童76名、教職員11名が津波に遭遇し、うち5名（児童4名、教職員1名）
 10 が助かったものの、残る多くの児童・教職員が被災した（下表参照）。

11

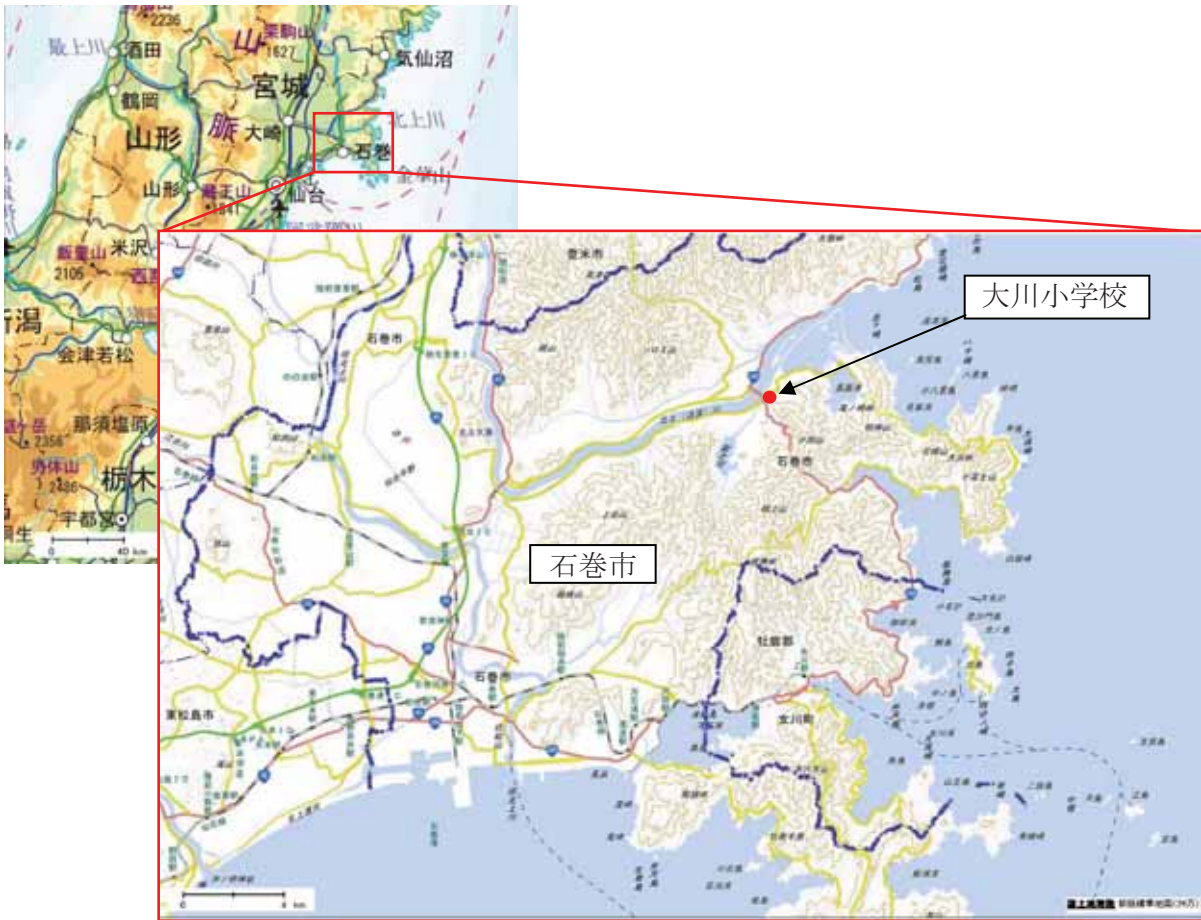
在籍数			児 童					教 職 員	
			108					13	
地震発生時 の所在 (内訳)			校内・学校付近		自宅等			校 内	校 外 ^{※2}
			103		5				
			地震後も 校内・学校 付近	地震後に 帰宅等 ^{※1}	欠席	早退	下校 済み	11	2
			76	27	2	2	1		
所在別 被災状況	被災	死	69	0	1	0	0	10	0
		行方不明	3	0	0	1	0	0	0
		計	72	0	1	1	0	10	0
		生 存	4	27	1	1	1	1	2
被災状況 総計	被災	死	70					10	
		行方不明	4					0	
		計	74					10	
			生 存	34					3

12
13
14
15

※1 地震後、保護者等への引き渡しにより下校した児童。
 地震発生時に早退のため保護者が迎えに来ていた1名含む。
 ※2 休暇1名、用務による外出1名。

¹⁾ 石巻市・(株)パスコ「東日本大震災災害検証報告書」(平成24年3月29日)による。
²⁾ 一般に学校現場においては、地震の際の避難を「一次避難：机の下」「二次避難：校庭などの屋外」「三次避難：二次避難場所が危険となった場合のさらなる避難先への避難」としていることから、本報告書における「一次避難」「二次避難」「三次避難」などの表現は、すべてこの定義に沿って統一する。このため、例えば大川小学校の災害対応マニュアルなどでは、校庭からの避難先を「二次避難場所」と記載しているが、これを「三次避難場所」と読み替えて表記する。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

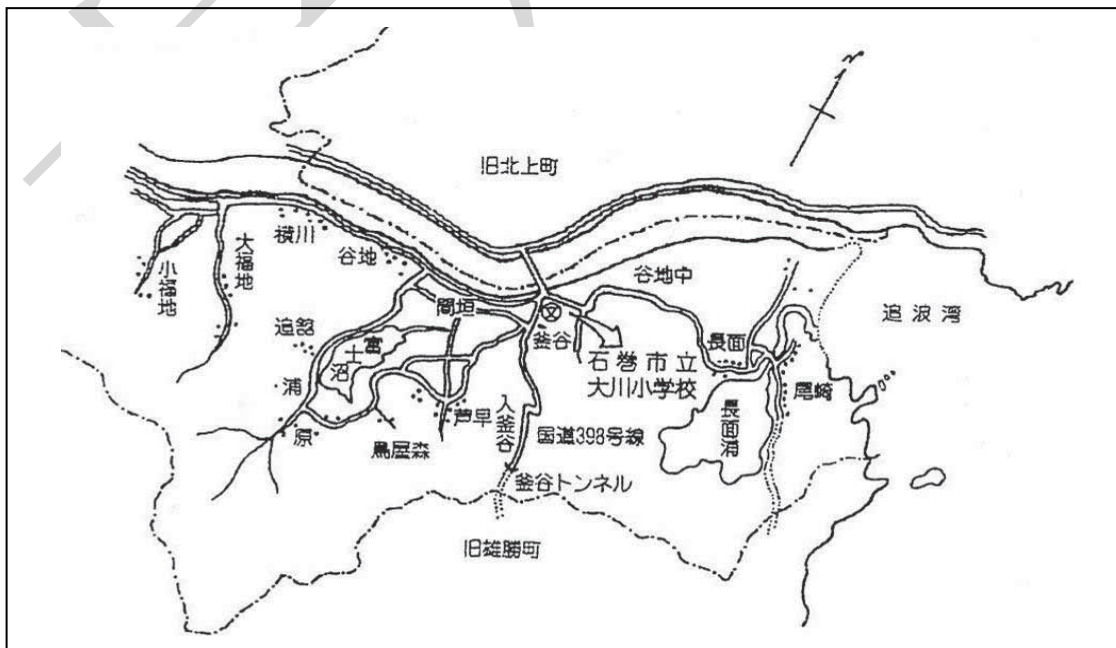


大川小学校位置図

左上広域図：国土地理院日本周辺図（500万）

石巻市全体図：国土地理院新版標準地図（20万）一部加筆

20
21
22



【出典】平成22年度大川小学校教育計画

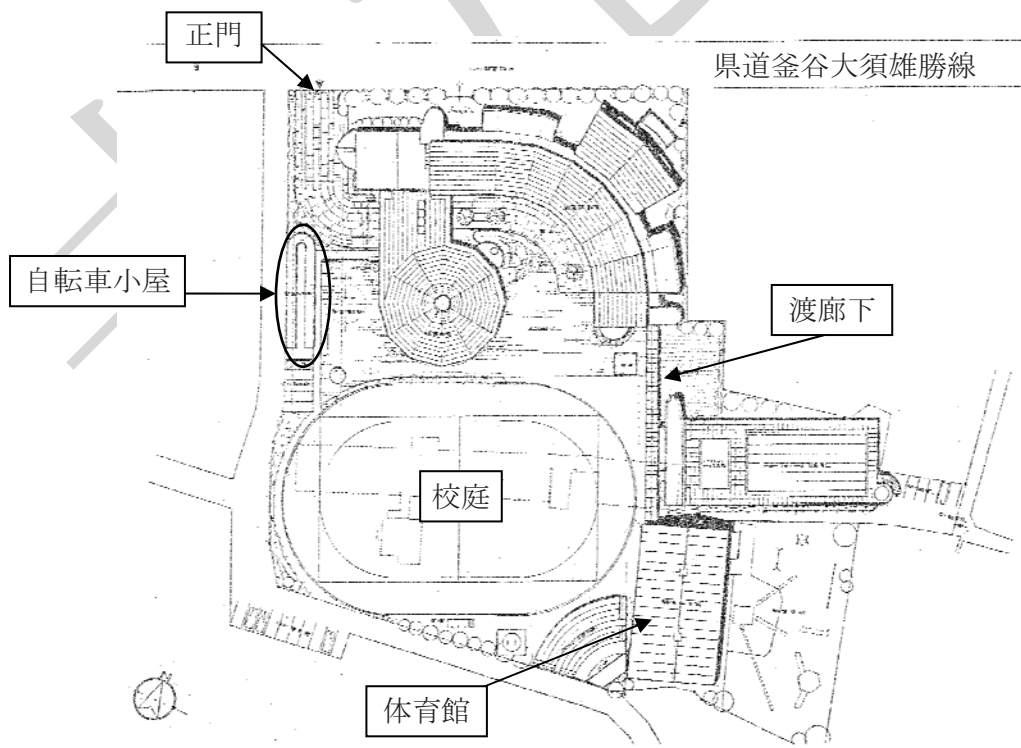
大川小学校学区全体図



国土地理院新版標準地図 (2500) 2007年~写真

大川小学校周辺図

1
2
3
4
5



【出典】大川小学校設計図面 (関係者提供)

大川小学校全体図

6
7
8
9

2. 事故検証の経過

大川小学校の児童・教職員が、津波の来襲前に安全な場所へ避難することができずに被災したことを受け、この事故を公正中立かつ客観的に検証し、その原因を究明するとともに今後の学校防災に関する提言を行うことを目的として、大川小学校事故検証委員会（以下、「当委員会」とする。）が設置された（設置に至る経緯は5. 3節に後述）。

これまでの当委員会における主な活動状況は、次のとおりである。

2. 1 委員会会合等の開催

当委員会では、委員・調査委員の全員を構成員とする委員会会合のほか、調査委員を中心に一部の委員も参加する作業チーム打合せを開催し、収集した情報の内容精査、聴き取り結果の確認など、検証作業を進めてきた。

これまでの開催経緯、主な討議内容を、次表に示す。

なお、これら会合とは別に、電子メールなどの活用により、収集した情報の内容精査、聴き取り結果の確認などを随時行った。

委員会会合開催実績

	日時	主な内容
第1回	平成25年2月7日(木) 13:00~16:25	<ul style="list-style-type: none">情報の取扱いについて調査の方針・進め方等について
第2回	平成25年3月21日(木) 13:00~16:25	<ul style="list-style-type: none">検証に対するご遺族からのご意見等について情報収集・分析の現状と今後の方向について
第3回	平成25年7月7日(日) 13:00~16:30	<ul style="list-style-type: none">中間とりまとめ(案)について「事後対応」について
第4回	平成25年8月24日(日) 13:00~16:30	<ul style="list-style-type: none">「中間とりまとめ」以降に判明した主な事実情報について「事後対応」について
第5回	平成25年10月20日(日) 13:00~16:30	<ul style="list-style-type: none">「事実情報に関するとりまとめ」について今後の分析の方向性について
第6回	平成25年11月3日(日) 13:00~16:30	<ul style="list-style-type: none">有識者による意見陳述事故要因の分析と今後の再発防止対策について
第7回	平成25年11月30日(日) 12:20~17:27	<ul style="list-style-type: none">意見募集等でいただいたご意見等の反映について「当日の避難行動」とその分析についてご遺族との意見交換
第8回	平成25年12月22日(日) 10:30~17:35 (休憩12:30~13:20)	<ul style="list-style-type: none">「当日の避難行動」の分析について事後対応についてご遺族との意見交換
第9回	平成26年1月19日(日) 12:30~17:30	<ul style="list-style-type: none">最終報告書(案)についてご遺族との意見交換

作業チーム打合せ開催実績

	日 時	主な内容
第1回 《合同》	平成25年3月5日(火) 15:00~18:30	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県における学校安全の取組 第2回委員会に向けた検討
第2回 《合同》	平成25年4月8日(月) 16:30~20:30	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集等の進捗確認 今後の作業の進め方、役割分担
第3回 《合同》	平成25年4月15日(月) 14:30~20:15	<ul style="list-style-type: none"> 今後の作業内容・手順 ご遺族からの聴き取り
第4回 《チーム2》	平成25年5月17日(金) 14:40~16:40	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・分析の経過確認 今後の作業内容・手順の調整
第5回 《チーム1》	平成25年5月29日(水) 17:00~19:30	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・分析の経過確認 今後の作業内容・手順の調整
第6回 《合同》	平成25年6月15日(土) 13:00~17:30	<ul style="list-style-type: none"> 大川小学校裏山等現地踏査
第7回 《合同》	平成25年6月16日(日) 10:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> ご遺族からの聴き取り 中間とりまとめについて
第8回 《合同》	平成25年7月2日(火) 9:15~11:15	<ul style="list-style-type: none"> ご遺族からの聴き取り
第9回 《合同》	平成25年7月29日(火) 15:00~19:30	<ul style="list-style-type: none"> 今後の調査内容、役割分担
第10回 《チーム2》	平成25年8月5日(月) 13:00~14:30	<ul style="list-style-type: none"> 今後の調査内容、役割分担
第11回 《合同》	平成25年8月23日(金) 14:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・分析の状況確認 今後の調査内容、役割分担
第12回 《合同》	平成25年9月28日(土) 9:30~18:00	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・分析の状況確認 今後の進め方等
第13回 《合同》	平成25年10月13日(土) 10:00~18:30	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の確認・認定 今後の進め方等
第14回 《チーム2》	平成25年10月29日(火) 10:00~17:30	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の整理
第15回 《合同》	平成25年11月4日(月) 9:30~17:30	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・分析の状況確認 分析方法、提言について
第16回 《チーム2》	平成25年11月9日(土) 10:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の整理
第17回 《合同》	平成25年11月17日(日) 10:00~17:30	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の確認 分析素案と提言骨子について
第18回 《合同》	平成25年11月24日(日) 15:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・分析状況の確認 今後の進め方等
第19回 《チーム3》	平成25年11月29日(金) 15:00~19:00	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の確認・整理 分析の論点整理
第20回 《合同》	平成25年12月1日(日) 9:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の確認・整理 今後の進め方等
第21回 《合同》	平成25年12月8日(日) 10:30~17:30	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の確認・整理、分析 今後の進め方等
第22回 《合同》	平成25年12月15日(日) 10:30~18:20	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の確認・整理、分析
第23回 《合同》	平成25年12月27日(金) 10:30~17:30	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の確認・整理、分析
第24回 《合同》	平成25年12月28日(土) 9:30~16:45	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の確認・整理、分析 提言について
第25回 《合同》	平成26年1月13日(月) 10:30~17:30	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の確認・整理、分析 提言について

1

2. 2 資料等の収集・精査

3 関係者・関係機関の協力により、関連する資料・情報等の収集・精査を実施した。主な
4 情報提供機関、提供内容、提供件数等について、次表に示す。また、収集した資料等の提
5 供元・表題等について、巻末の収集資料一覧に示す。

6

7

資料収集状況

情報提供機関（主な内容）	資料等の件数
石巻市教育委員会（大川小学校事故関連記録、市・市教委及び同校における事前対策に関する情報など）	629件
宮城県教育委員会（学校防災対策、県内各校の対策状況など）	11件
文部科学省（国における学校防災対策など）	16件
その他、情報提供にご協力いただいている主な機関・個人等： 192件 大川小学校事故ご遺族（児童ご遺族、教職員ご遺族）、元・大川小学校教職員、 仙台管区气象台、宮城県警察河北警察署、石巻市消防本部、石巻市河北総合支所、 国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所、地元各報道機関、 東北大学災害科学国際研究所、東北大学大学院環境水理学研究室、 東北大学学術資源公開研究センター植物園 など	

8

9

10 2. 3 聴き取り調査の実施

11 ご遺族、地域住民、その他の協力により、グループインタビュー形式も含め、計103
12 回（総時間数：約178時間、延べ時間数：約391時間）の聴き取りを行った。

13

14

聴き取り調査の実施状況

聴き取り対象 ^{*1)}	延べ人数
児童・教職員ご遺族 ^{*2)}	83人
生存児童・教職員	10人
保護者・地域住民など当時の目撃証言者	55人
市教育委員会関係者・(元)教職員など	24人
その他、学識者・有識者等	15人
計	187人

*1) 委員会における情報の取扱い
規程に基づき、どなたに、いつ、
どのような内容の聴き取りを
行ったかという個別情報は公
表しない。

*2) 第2回委員会の資料報告（7名
分）、席上発表（3名）、作業
チーム打合せ（第3・7・8回）
での聴き取りを含む。

15

1

2 2. 4 現地調査等の実施

3 第1回委員会の会合に先立ち、大川小学校及び周辺（裏山の一部を含む）について、委
4 員・調査委員による現地調査を行った。

5 また、第6回作業チーム打合せとして、大川小学校裏山について現地踏査を行い、震災
6 当日、生存児童を含む地域住民等が避難した場所や斜面上から学校を見た場所、林道を経
7 由して入釜谷地区へ至る経路などについて確認した。

8 さらに、植物学の専門家の助言を受けて、裏山の倒木状況に関する写真撮影のための現
9 地踏査を行った。

3. 事前対策及び事故当日の状況に関する事実情報

3. 1 事前対策に関する情報

3. 1. 1 大川小学校における災害への備え

(1) 災害対応計画・マニュアル

震災当時の大川小学校の災害対応マニュアルが作成されるまでの経緯は以下のとおりである。

平成16年3月に宮城県の第三次地震被害想定が公表されたことなどにより、県下の小中学校では宮城県沖地震の再来に対する危機感が高まっていた。大川小学校でも平成18年度に次年度の「教育計画」を作成する際、災害対応に関する記述を大幅に改訂した。

それまでの「教育計画」では、震災の際の対応としては「地震発生時の対応及び日常の対策」の項目があるだけで、災害時の体制も定められておらず、避難についても、教師の基本行動として「避難場所、方法及び経路を明示して避難させる。（出席簿を携行する。）」という抽象的な記述にとどまっていた（下図）。

XIII-2 地震発生時の対応及び日常の対策活動等について	
	大川小学校
Ⅰ 地震発生時の対応	
1 地震発生時における措置	
児童が校内にいる場合（登下校中を除く）	
1) 学習指導中	
①放送設備が使用可能な場合	学校防災計画による。
②放送設備が使用不能な場合	学校防災計画を基本とし、状況に応じた適切な措置をとる。
③児童の基本行動	
ア 教室に在る場合は、机の下等に潜り、頭部を保護する。	
イ 指示がない限り、絶対に外には飛び出さない。	
ウ トイレ及び廊下等に在る場合は、最寄りの教室に避難し、その教室の担任教師の指示に従う。	
エ 体育館に在る場合は、水銀灯等の落下の危険のない場合にしゃがむか、非常口付近で速やかに避難できるように待機する。	
オ 校庭に在る場合は、校庭中央部又は定められた避難場所に避難する。	
④教師の基本行動	
【第一次措置】	
ア 机の下に潜り、頭部を保護するよう指示する。（大きな声で、はっきりと、短く。）	
イ ドアを開けて出口を確保する。	
ウ 火気及び薬品等の始末をする。	
【第二次措置】	
ア 児童の状況を把握し、安全を確認する。	
イ 避難場所、方法及び経路を明示して避難させる。（出席簿を携行する。）	
ウ 避難場所で児童の確認を行い、本部に報告する。	
エ 担任以外の教職員は、校舎内を点検する。	
【その他配慮事項】	
ア 地震がおさまった時点で児童を避難させる。	
イ 担任は、児童の確認を確実に行う。	
ウ 負傷者の有無の確認、処置及び報告を確実に行う。	
エ 薬品、熱湯及びガスの始末を確実に行う。	

【出典】
平成17年度
大川小学校教育計画

1 平成19年度の「教育計画」では、これを大幅に改訂し、「地震発生時の危機管理マニ
2 アル」として、初動体制の確立や避難場所等について記載され、震災当時（平成22年度）
3 の災害対応マニュアルの原型ができあがった。なお、平成19年度のマニュアルには、2
4 ページ目の「2. 地震発生時の基本対応」という項目の中で「安全確認・避難誘導（火災・
5 津波・土砂くずれ・ガス爆発等で校庭等が危険な時）」というように「津波」という文言が
6 あるが、あくまでも地震を想定したマニュアルとの位置づけであり、現実問題として津波
7 は想定されてはいなかった。

8 平成19年度の災害対応マニュアルでは、三次避難場所（マニュアル中の表現では「第二
9 次避難」）は、「近隣の空き地・公園」とされていた。これは、地震を想定したものであり、
10 地震や地震に伴う火災、ガス爆発、余震による建物倒壊などによって、校庭に危険が迫っ
11 てきた場合に避難する場所という位置づけだった。「近隣の空き地」は釜谷交流会館の駐車
12 場、「公園」は体育館裏の児童公園（ちびっこ広場）をイメージして定めたものであった。

13 平成20年度の災害対応マニュアルは、19年度のマニュアルの誤字が訂正されただけ
14 であり、21年度のマニュアルは、20年度のものと同じである。

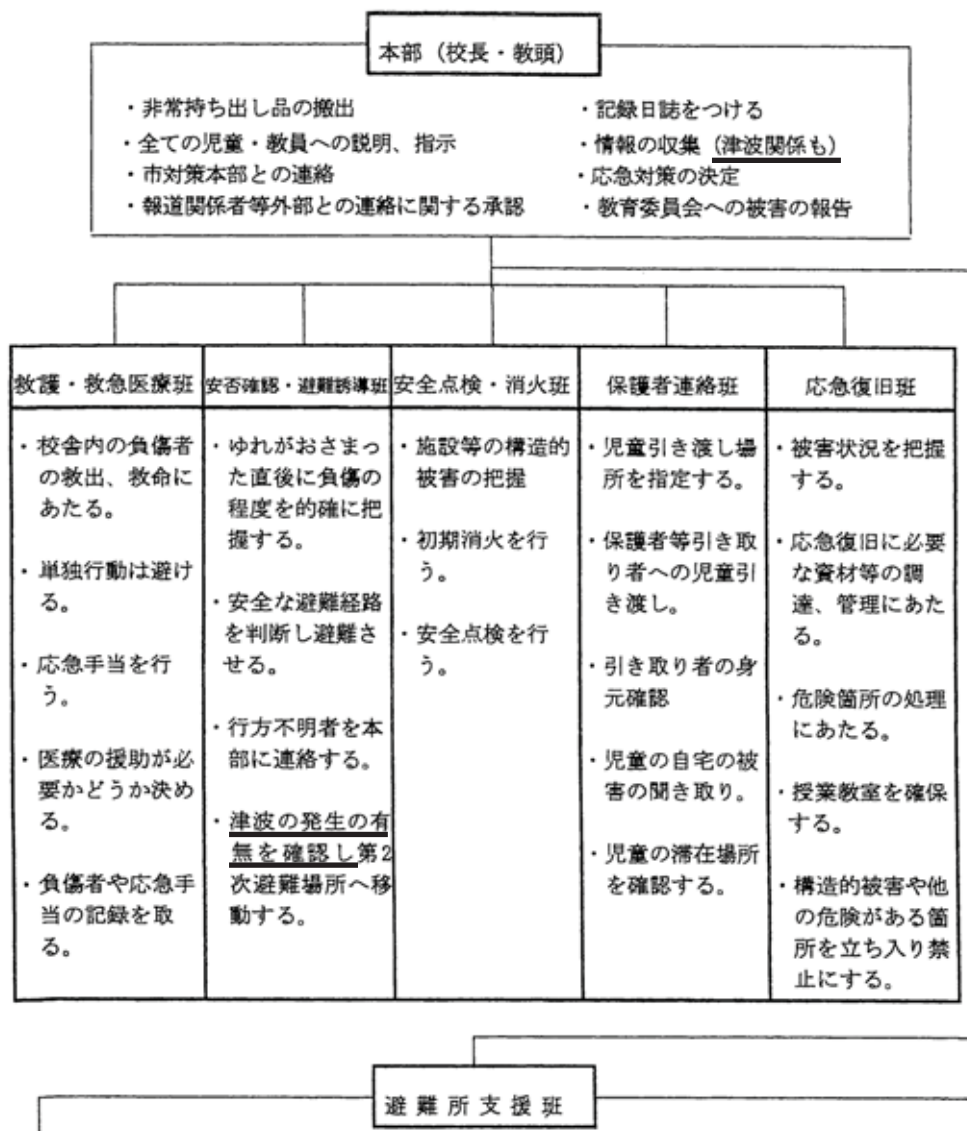
15 その後、3. 1. 6で述べるような地震に対する危機意識の高まりと市教育委員会から
16 の指導や研修を背景に、大川小学校でも、平成22年度の教育計画策定に当たって、災害
17 対応マニュアルにも津波を意識した修正が加えられた。しかし、抜本的な見直しには至ら
18 ず、表題に「(津波)」という文字が付け加えられたほかには、安否確認・避難誘導班の「津
19 波の発生の有無を確認し第2次避難場所に移動する」という一文が加えられた程度にとどま
20 り、津波を想定した避難行動や三次避難場所の検討等はなされなかった。通常、教育計画
21 の作成については、各教職員が担当分野別に分担して原案を作成していたが、この災害対
22 応マニュアルの改訂は、安全主任ではなく教頭が担当し、平成21年度末に完成させて市
23 教育委員会に提出しようとしていたとの証言がある。

24 このようにして策定された震災当時の大川小学校の「平成22年度教育計画」に含まれて
25 いる「地震（津波）発生時の危機管理マニュアル」によれば、初動体制の確立として次図が
26 掲載されている。

2 地震（津波）発生時の危機管理マニュアル

1 初動体制の確立

災害対策本部の設置



大川小学校の災害時初動体制

（大川小学校「平成22年度教育計画」より。下線は当委員会による。）

初動体制においては、災害対策本部（校長・教頭）を設置し、本部は「情報の収集（津波関係も）」することとされていた。また、安否確認・避難誘導班は「津波の発生の有無を確認し第2次避難場所へ移動する」こととされていた。さらに、「地震発生時の基本対応」として「臨機応変に行動する」「状況により第二次避難の準備」との記載がある。

同マニュアルによれば、「第一次避難」は「校庭等」とされており、「火災・津波・土砂くずれ・ガス爆発等で校庭等が危険なとき」の「第二次避難」として「近隣の空き地・公園等」との記載がある（なお、この「第一次避難」「第二次避難」は、以下、それぞれ「二次

1 避難」「三次避難」と読み替える)。これらの記載は、平成19年度のマニュアルの記載が
2 そのまま踏襲されたものである。

3 マニュアルには、児童の引渡しについての項目があり、児童の引渡しについては、「引渡
4 しカードにより引き渡す」とされていた。また、保護者は「防災用児童カード」を記入して、
5 カードを学校に提出することとされ、教師は「児童引渡し確認一覧表」を作成して防災用児
6 童カードとともに校長室書庫保管とされていた。震度6弱以上を観測した場合は、原則と
7 して保護者引渡しとするとの記載もあるが、具体的な引渡し方法については記述されてい
8 なかった。

9 児童の引渡しについては、平成19年度のマニュアルで記載され、それがそのまま踏襲
10 されたものであるが、マニュアルどおりの運用はされておらず、児童引渡しのルールも保
11 護者に周知されていなかった。その経緯は以下のとおりである。

12 すなわち、平成19年度に児童引渡しのために、まず、保護者に連絡をとる手段として
13 メール配信の仕組みを構築しようとしたものの、当時は、メール配信サービスの利用料金
14 が高く、また世帯数も70程度であるという理由から断念し、事前に保護者のメールアドレス
15 を登録しておき、学校から直接保護者へメール送信することで対応しようとした。そ
16 して、実際に「防災用児童カード」の記入・提出が行われたようであるが、メールアドレス
17 の登録を始めたのが平成19年度の遅い時期であったことや、提出してもらったアドレス
18 が正しいかどうか(大文字・小文字など)の確認を保護者に行っているうちに年度末になっ
19 てしまい、次年度に引き継がれたものの、そのまま立ち消えになってしまった。その結果、
20 児童引渡しの仕組みも未完成のままであった。平成22年度の「防災用児童カード」、「児
21 童引渡し確認一覧表」は作成されておらず、児童引渡しについての明確な定めもなく、周知
22 もされないままであった。

23 (2) 防災訓練の実施状況

24 大川小学校の沿革史・教育計画などに基づき、平成7年度～平成22年度までの防災訓練
25 の実施状況を整理したものが、次表である。これによると、毎年最低2回の避難訓練が行
26 われていた。また、平成17～22年度は、不審者対策として1回追加し年間3回行って
27 いた。しかし、津波を想定した避難訓練や児童引渡し訓練が行われたことはなかった。

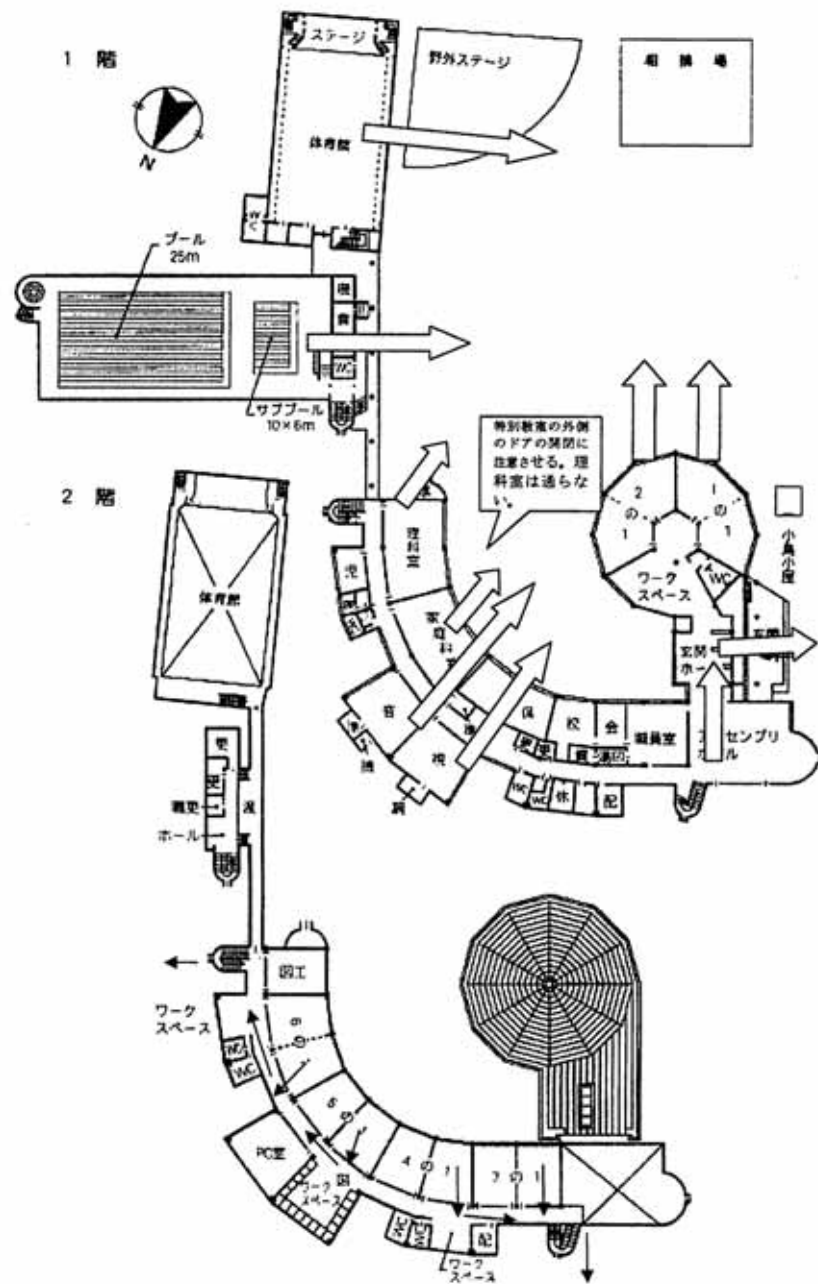
大川小学校における過去の防災訓練実施状況

実施日		訓練内容（想定等）
平成 7年	6月9日	想定不明
	12月4日	同上
8年	6月10日	同上
	12月4日	同上
9年	6月13日	同上
	12月10日	同上
10年	6月8日	同上
	12月2日	同上
11年	6月14日	同上
	12月2日	同上
12年	6月12日	同上
	11月29日	火災想定
13年	6月12日	想定不明（業間訓練）
	12月5日	火災想定
14年	6月12日	想定不明
	11月29日	同上
15年	6月13日	同上
	11月28日	火災想定
16年	6月13日	地震想定（総合防災訓練）
	11月29日	火災想定
17年	5月13日	不審者対応
	6月13日	地震想定
	12月2日	火災想定（放課後実施）
18年	5月12日	不審者対応
	6月20日	想定不明
	11月24日	同上
19年	5月11日	不審者対応
	6月18日	想定不明（業間訓練）
	11月22日	想定不明
20年	5月13日	不審者対応
	6月12日	地震想定
	7月7日	想定不明（業間訓練）
	11月21日	火災想定
21年	5月12日	不審者対応
	6月12日	地震想定
	11月20日	火災想定
22年	5月11日	不審者対応
	6月11日	地震想定
	11月24日	火災想定

- 1 平成22年度は、平成22年6月11日に地震を想定した避難訓練が実施された。
- 2 訓練内容としては、海洋プレート型とみられる地震発生を想定し、A経路（次図）で校庭
- 3 へ避難し、人員の確認、次の指示まで待機させるところまでである。

4

避難経路A（地震発生時）



5

6

平成22年6月に実施された防災訓練（地震想定）の避難経路

7

1 (3) 避難路・避難方法、避難地の整備状況

2 前述した平成22年度の「地震（津波）発生時の危機管理マニュアル」には、避難路・避
3 難方法についての記載は含まれていない。しかし、防災訓練の実施計画書に避難経路が定
4 められており、地震の際の避難路としては、「A経路」で校庭へ避難することとされていた。

5 また、二次避難先である校庭に危険が迫った場合には、三次避難先として「近隣の空き
6 地・公園等」と記載があったが、具体的な場所及び避難経路などについての記載はない。前
7 述のとおり、「近隣の空き地」は釜谷交流会館の駐車場、「公園」は体育館裏の児童公園（ち
8 びっこ広場）をイメージして定められたものではあったが、教員や児童の間でその認識が共
9 有されていたとは言い難く、また、津波の際の三次避難場所については、学校として明確
10 に検討したことはなかった。

11 (4) 情報・通信機器の整備状況

12 大川小学校の備品台帳などによると、震災当時の同校における各種情報機器の設置・配
13 備状況は、次のとおりである。

14 機器の種類等	設置・配備状況
防災行政無線子局	校庭西側マスト上に屋外拡声器設置（写真参照）
緊急地震速報受信端末	なし
テレビ	5台
ラジオ	乾電池で作動するラジオ付きCDプレーヤー7台 ※備品台帳には、一定の金額を超える備品のみ記載されていること から、これ以外にもラジオがあった可能性がある。



16 大川小学校校庭の防災行政無線子局（関係者提供写真を一部拡大）
17

1 また、震災当時の大川小学校には、通常使用する電話回線として、代表電話番号である回
2 線と、おそらくファクスに利用していたと考えられる回線の、計2回線が設定されていた。
3 これらはいずれも、災害時優先電話³⁾となっていなかった。同校の備品台帳に記載されてい
4 る電話機のうち機種名称から親機と考えられる電話機は、停電対応型（停電時にも利用可能
5 なタイプ）であり、代表電話番号の回線につながっていた（なお、台帳上、この電話機は「(非
6 常時優先)」と記載されていたが、この回線が災害時優先電話でないことから、これは停電
7 対応型であることを示すものと考えられる）。

8 一方、震災の約2カ月前に相当する平成23年1月19日、大川小学校では「避難所特設
9 公衆電話」の事前配備が行われた。これは、石巻市において災害時に避難所となる小中学校
10 に実施した事前配備の一環として行われたもので、この回線は災害時優先電話となってい
11 た。大川小学校では、体育館の1階階段下付近にモジュラーjackが設置され、いざと
12 いう時には別途貸し出しを受けて保管されている電話機（3台）をこれに繋ぎ込むことで利
13 用可能となる。電話会社からは、事前の配線工事などと併せ、施設管理者である学校の教
14 職員に対し、こうした運用方法についての説明が行われた。

³⁾ 災害時優先電話とは、大規模災害発生時に電話利用が急増した場合でも通話制限を受けないため、一般の電話と比べて発信がつながりやすい電話回線のことである。

1 3. 1. 2 地域における災害への備え

2 (1) 石巻市の地域防災計画

3 平成17年4月に旧1市6町が合併して新たな石巻市となるまでは、各自治体が地域防
4 災計画を策定していた。合併に伴い、各種災害の発生及び被害予想箇所の情報を一元化し
5 て組織的な災害対応を行うため、新石巻市の地域防災計画及び各種ハザードマップの策定
6 が喫緊の課題とされた。

7 そこで、石巻市では、宮城県が平成16年3月に公表した「第三次地震被害想定調査」に
8 基づいて地域防災計画とハザードマップを策定することとし、平成18年5月に第1回石
9 巻市地域防災計画策定委員会を開催して作業を開始した。そして、本庁各部・各総合支所
10 へ旧防災計画の見直しを依頼するとともに、策定業者に業務委託して作業を進め、平成2
11 0年6月までには作業を終えた。

12 「石巻市地域防災計画（平成20年6月）」の震災対策編では、「第6節 被害想定」に
13 おいて、宮城県の実施した「第三次地震被害想定調査」⁴⁾に示された想定のうち「本市の被
14 害が最も大きいと想定されている『宮城県沖地震（連動）』を本計画の想定地震とし、被害
15 想定に基づいた対策を講じていく」としている。なお、同調査では、2つの震源域が連動す
16 る連動型の宮城県沖地震（マグニチュード8.0）が想定され、この想定に基づいた津波浸
17 水予測図が作成されており、同図は、後述のとおり石巻市におけるハザードマップの土台
18 となった。

19 また、同計画においては、学校教育における防災教育として、防災体制の整備や学校等
20 の管理者は災害の発生に備えて、平常時には学校安全（防災）委員会等を組織し、防災計画
21 を策定するほか、日ごろから防災体制の充実に努めることや教職員に対する防災研修を求
22 めている。

23 さらに、同計画資料編の「資料第15 避難所等一覧」において、大川小学校は次のよう
24 に示されている。

25
26
27

⁴⁾ 宮城県防災会議地震対策等専門部会「宮城県地震被害想定調査に関する報告書」（平成16年3月）

1
2

名称	対象とする災害				※注4, 5 屋内収容 可能人数
	※注1 風水害	※注2 土砂	地震	※注3 津波	
大川小学校	○	○	○	○	339

3 注1：原出典（地域防災計画資料編）の注記に「◎印は、所在地が平成17年国土交通省公
4 表の「浸水想定区域」から外れていることを示す」とあることから、○印はこの浸水想定
5 区域内であることを意味するものと考えられる。
6 注2：○印は、平成15年宮城県公表の「土砂災害の恐れのある箇所」から外れていること
7 を示す。
8 注3：○印は、平成16年宮城県公表の第三次地震被害想定調査報告書「津波の予想浸水
9 域」から外れていることを示す。ただし、「地震」の○印については、地震による避難所
10 建物の倒壊の可能性を否定したものではない。
11 注4：屋内収容可能人数は、屋内面積から1人当たり2㎡を目安に換算。
12 注5：学校の避難所は、体育館、講堂を指定している。ただし、避難者数の増大、被害の
13 拡大、あるいは浸水からの回避等、被害の状況によっては校舎の利用も考慮する。

14

15 また、同じく資料編の「資料第23 災害時の広報文例」として、地震後に津波警報（大
16 津波）が発表された場合の広報文案が下記の通り示されている。

17

18 [例文6] 地震後に津波予報が発表された場合の広報

19 6-1 津波警報（大津波・津波警報）が発表された場合

- 20 ● 緊急放送、緊急放送、こちらは、石巻市災害対策本部です。
21 さきほどの地震（○○で発生した地震）により、午前（午後）○時○分、宮城県に「大津
22 波（津波）警報」が発表されました。大津波（津波）が来襲します。
23 ○ 津波到達時刻は○○沿岸で、午前（午後）○時○分頃の予定です。
24 ○ 沿岸部や北上川河口区域にいる皆さんは津波の危険がありますので直ちに指定されて
25 いる避難場所に避難（避難の準備を）して下さい。
26 ○ 予想される津波の高さは高いところで約3（2）メートル以上に達する見込みですから、
27 今までに津波に被害を受けたようなところや、特に津波が大きくなりやすいところでは、
28 厳重な警戒を要します。その他のところも1メートル（数十センチ）ぐらいに達する見
29 込みですから厳重な警戒が必要です。
30 ○ 引き続き、テレビ、ラジオ等からの津波情報に厳重に注意をして下さい。

31 （ なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その
32 指示に従って落ち着いて避難して下さい。 ）

33 以上、石巻市災害対策本部です。

34 くりかえしてお知らせいたします。.....

35 （避難完了が確認されるまで繰り返すこと。）

36

37

38

1 (2) 消防署・消防団の対応計画

2 石巻地区広域行政事務組合消防本部（以下、「消防本部」とする。）の大地震災害初動対
3 応マニュアル（発災時）には、「第4 地震災害における活動方針」の中で、次のように記
4 載されている。

5 4 津波対策

- 6 (1) 津波警報が発令された場合は、警対本部は管内海岸部への来襲時刻、来襲時の
7 潮位から判断される予想浸水区域などを、関係機関から情報収集し、各現場本部
8 へ伝達する。
9 (2) 現場本部では、市町防災無線による広報を確認しながら、海岸部及び予想津波
10 高より低い地区をパトロールし、避難を広報する。
11 (3) 「オオツナミ」が予報される場合など、津波による相当な被害が予想される場
12 合は、沿岸部の住民を高台へ避難させることを最優先に実施する。
13 (4) 津波襲来予想時刻の10分前には、浸水予想区域内から全ての部隊（消防団隊
14 含む）を撤退させる。
15

16
17 また、これをもとに策定されたものと推定される河北消防署の「大地震災害時の初動体
18 制」によると、「2 津波対応準備」として、次のように記載されている。

19 2 津波対応準備

- 20 (1) 津波情報確認、津波到達時間 （満潮時間も掲示）
21 (2) 支所（災対本部）へ携帯無線（河北携帯1）を持参し出向する。（災害状況等
22 により異なる）（司令補以上）
23 (3) 広報については、津波襲来時分を考慮し広報車で長面・尾崎地区へ出向する。
24 防災無線による広報は石巻市（総合支所）で実施する。海面監視の状況は、北上
25 所（引用注：原文のまま）より情報提供を受ける。
26

27
28 さらに、石巻市河北消防団の「災害時の活動要領（H22）」には、消防団員の任務内容
29 として「津波警報が発表になった場合は原則として第4分団のみ参集」とされている。震災
30 当時の第4分団は、第1部（福地班、横川班、谷地班）、第2部（針岡第一班、針岡第二班、
31 間垣班）、第3部（釜谷班、入釜谷班、長面班、尾崎班）で編成されていた。

32 関係者への聴き取りによると、津波警報発表時の対応は、具体的には、分団ごとに設定
33 されていた代表詰所へ参集し、被害状況を把握するとともに総合支所に設置された対策本
34 部へ報告することが想定されていた。加えて、水門閉鎖と避難呼び掛けの広報を、長面・
35 尾崎地区を中心に実施することが想定されていたとのことである。

1 (3) 指定避難所の指定とハザードマップの想定

2 石巻市の地域防災計画によれば、市は、災害により家屋の倒壊、焼失等の被害を受けた
3 住民や、被害を受けるおそれのある住民等が避難する施設として、地区及び災害種別ごと
4 (地震災害、津波災害、土砂災害)に指定避難所を定め、その所在、名称、構造、受け入れ
5 可能人員等を把握し、住民へ周知することとされており、「安全性が確認され⁵⁾、かつ、避
6 難者を一時的に受け入れ、保護し、避難者の生活機能を確保することができる、市が指
7 定・運営する施設であること」が指定避難所の施設基準とされていた。

8 指定避難所に関しては、本庁及び各総合支所でそれぞれ候補となる施設を挙げ、宮城県
9 による第三次地震被害想定調査(平成16年3月)や国土交通省北上河川下流事務所による
10 「北上川水系北上川浸水想定区域図(石巻市)」などに基づいて、津波や洪水の浸水予測な
11 ど災害危険の有無と、その立地の標高などを勘案して、安全性を確認の上で指定された。

12 なお、この地域防災計画の修正と並行して、「日本海溝・千島海溝付近海溝型地震に係る
13 地震防災対策推進計画」の策定が県から求められた。この際、「津波に関する防災対策を講
14 ずべきものに係る区域」の指定が行われたが、この特定にあたっては、県の発表した第三次
15 地震被害想定調査の津波予想浸水域をもとに、地図上で対象区域を町丁目単位にするとい
16 う作業が行われた。この結果、河北地区においては、次表の地区が対象区域とされた。な
17 お、町丁目名に誤りがあるが、どの段階で誤りが生じたのかは不明である。

18 河北	福地字大正、福地字昭和、福地字山下、釜谷字新町裏、釜谷字谷地中、 釜谷字川前、長面字鳥屋場、長面字須賀、長面字洞が崎、長面字平六、 長面字角内谷地、長面字梨木、長面字江畑、尾崎字弘象
-------	---

19 前述のとおり、石巻市では、宮城県が平成16年3月に公表した第三次地震被害想定調
20 査に基づいて地域防災計画とハザードマップを策定することとし、ハザードマップについ
21 ては、平成21年3月から市民、関係機関への配布を開始した。

22 石巻市の「河北地区 防災ガイド・ハザードマップ」(平成21年3月)によれば、大川
23 小学校は、津波の予想浸水域から外れており、津波の際の避難所として示されていた(なお、
24 洪水の浸水深区分0.5m~1.0mとされており、洪水の際は避難所としての利用は不可
25

⁵⁾ 「津波・洪水時の避難所としては浸水しない施設であること」とされていた。

1 とされていた)。

2 この津波予想浸水域は、宮城県の第三次地震被害想定で想定された津波浸水域であり、
3 前述のとおりこの想定結果に基づいて地域防災計画で津波の際の避難所として指定されて
4 いたことによる。

5 ただし、このハザードマップが依拠している宮城県の第三次地震被害想定における津波
6 浸水予測図は、宮城県沖地震（連動型）を想定して予測した津波浸水域に、既往津波（昭和
7 三陸津波、チリ地震津波）の浸水域を重ねて作成されたものであり、今回の東日本大震災の
8 ような巨大地震による津波は、そもそも前提とされていなかった。このハザードマップに
9 は、「浸水の着色のない地域でも、状況によって浸水するおそれがありますので、注意して
10 ください」との記載がある。



凡例	避難所	浸水深 5.0m以上	浸水深 2.0m以上 ~3.0m未満	国道
	警察署	浸水深 4.0m以上 ~5.0m未満	浸水深 1.0m以上 ~2.0m未満	県道・主要地方道
	郵便局	浸水深 3.0m以上 ~4.0m未満	浸水深 0.0m以上 ~1.0m未満	

11

12 「石巻市防災ガイド・ハザードマップ」大川小学校周辺拡大図

13 (「防災ガイド・ハザードマップ 石巻市 平成21年3月」を元に作成)

1 (4) 地域における防災訓練

2 宮城県下では、昭和53年6月12日に発生した宮城県沖地震を契機として、6月12
3 日が「県民防災の日」に指定されており、毎年、その時期に合わせて各地で総合防災訓練が
4 実施されている。

5 平成22年度の石巻市における総合防災訓練は、平成22年6月6日(日)、市内各地区
6 で実施された。このうち河北地区では、市立二俣小学校を主会場として、次の項目の訓練
7 が行われている。

- 9 (1) 濃煙道通過体験訓練
- 10 (2) 初期消火(消火器)訓練
- 11 (3) 初期消火(水バケツ)訓練
- 12 (4) 初期消火(濡れシート)訓練
- 13 (5) 応急手当訓練 ①骨折の応急手当て、②止血の仕方、③担架の作り方
- 14 (6) AED(除細動器)使用訓練
- 15 (7) 炊き出し訓練
- 16 (8) 天ぷら油火災消火訓練
- 17 (9) 消防団放水訓練

18
19 また、平成16年6月13日(日)には、大川小学校を会場とし、大川地区を重点地区と
20 した「河北町6.12総合防災訓練」が行われた。震度6弱の地震で町内に甚大な被害が発
21 生したとの想定の下、大川小学校の児童・教職員も参加して、初期消火、応急救護の訓練
22 が行われた。その結果報告には、「*今回の訓練で、宮城県沖地震を想定し、初の「発災型
23 訓練」として、住民総参加の訓練を試みたが、大川小学校が出校日にしての協力、釜谷地区
24 という地域の利便性等が加味され、予想を超える参加者があり、当初の目的以上の効果が
25 表れたものと言える訓練であった。」⁶⁾との記載がある。

26 なお、平成23年6月に開催予定(震災のため実際には開催されず)であった平成23年
27 度総合防災訓練も、大川小学校を会場とすることが予定されていたため、震災の直前、防
28 災訓練を担当する河北総合支所職員が同校を訪問して打ち合わせが行われた。これに参加

⁶⁾ 平成16年6月15日付け報告文書による。

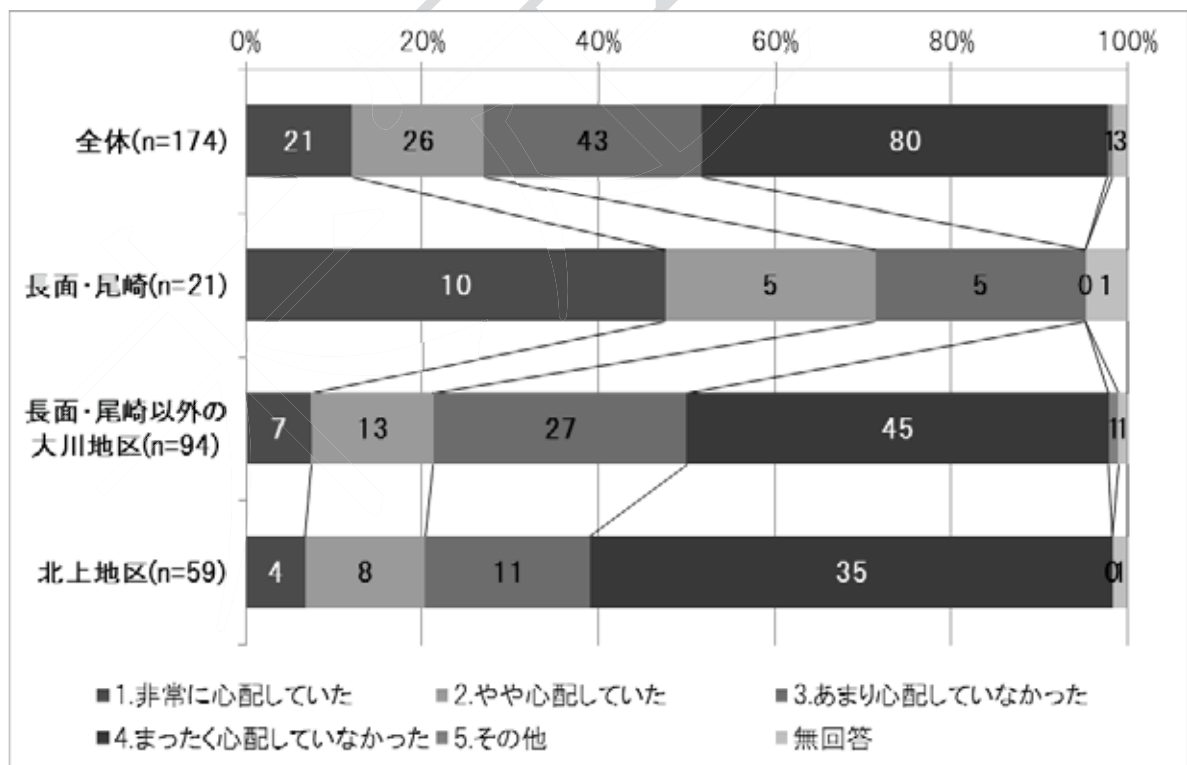
1 した複数の関係者によると、この打ち合わせの場で、津波に関する事項が話題にのぼり、
2 学校としての避難先について会話が交わされたものの、具体的な避難先や避難方法は明確
3 にならなかったとのことである。

4 (5) 地域住民の防災意識

5 震災当時、大川地区・北上地区に在住であった住民を対象として行ったアンケート調査
6 の結果から、地域住民の当時の防災意識についてまとめると、次のとおりである（詳細は付
7 属資料2を参照）。

8 震災以前に「津波災害」をどの程度心配していたかについて尋ねたところ、「非常に心配
9 していた」「やや心配していた」との回答は長面・尾崎地区では約70%にのぼったが、長
10 面・尾崎以外の大川地区および北上地区では約20%にとどまり、「あまり心配していなか
11 った」「まったく心配していなかった」との回答が70%以上を占める結果となった。

12
13



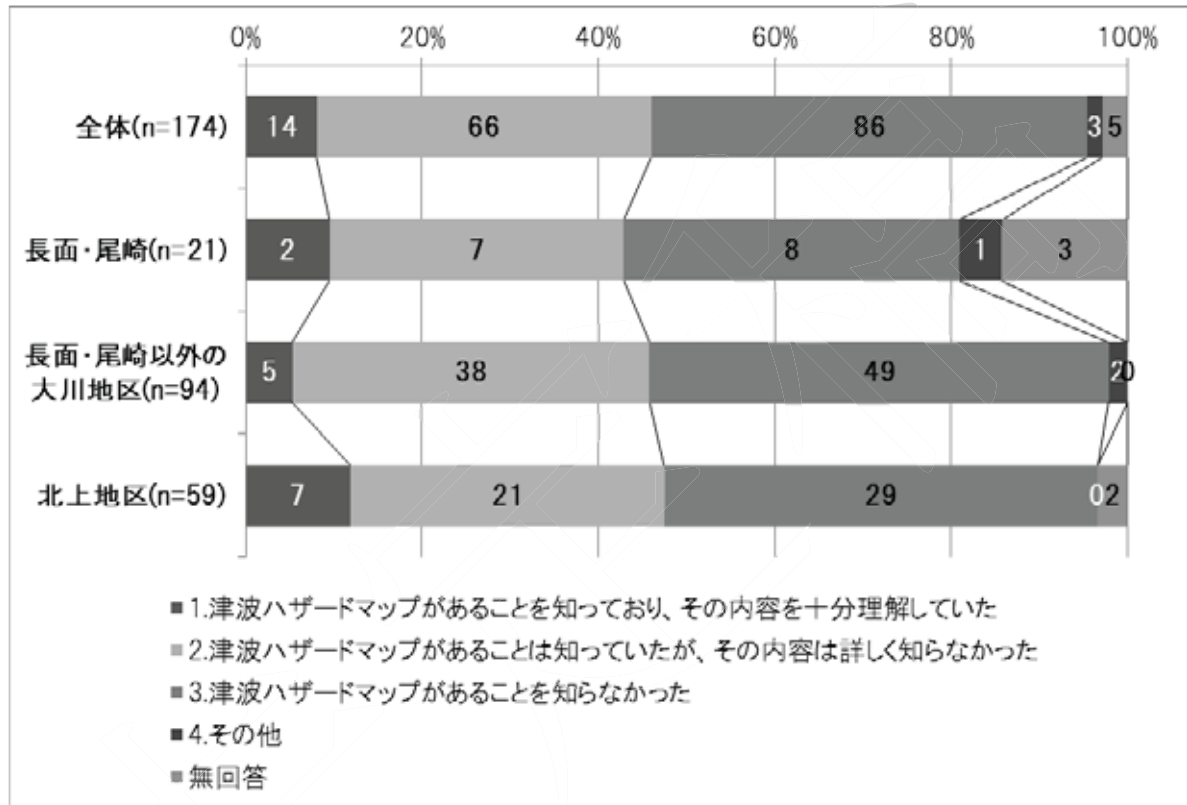
14
15
16
17

震災以前の居住地区での「津波災害」発生に対する意識

(グラフ中の数字は回答数、以下同じ)

1 また、平成21年3月に配布された「防災ガイド・ハザードマップ」中にある津波浸水予
 2 想区域（津波ハザードマップ）の認知度を尋ねたところ、「津波ハザードマップがあること
 3 を知っており、その内容を十分理解していた」との回答は、全ての地区で10%前後であり、
 4 回答者の多くがその内容を詳しく知らなかった、もしくは、津波ハザードマップがあること
 5 自体を知らなかったことが明らかとなった。

6



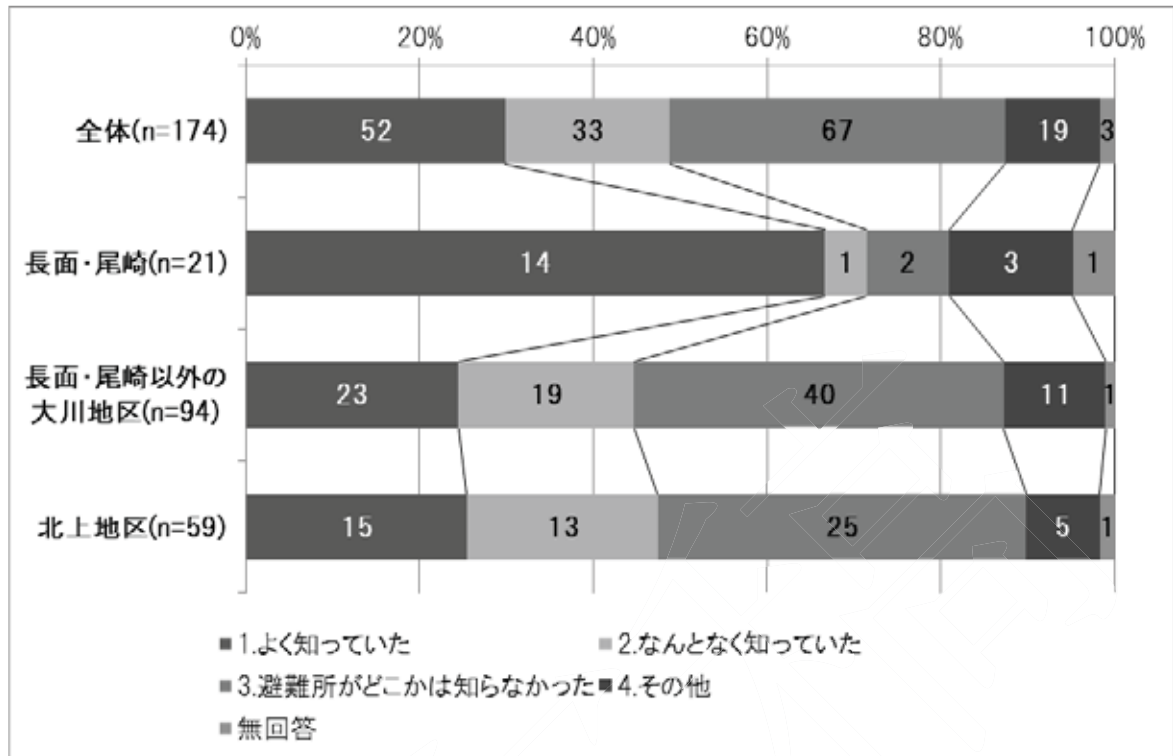
7

8 津波ハザードマップの認知度

9

10

11 さらに、津波発生時の避難すべき場所について、その認知度を尋ねたところ、「よく知っ
 12 ていた」「何となく知っていた」との回答は、長面・尾崎地区では約70%となり、長面・
 13 尾崎以外の大川地区では約45%、北上地区では約50%となった。一方で、「避難所がど
 14 こかは知らなかった」との回答は、長面・尾崎以外の大川地区および北上地区では約40%
 15 であった。



1

2

3

4

5

6

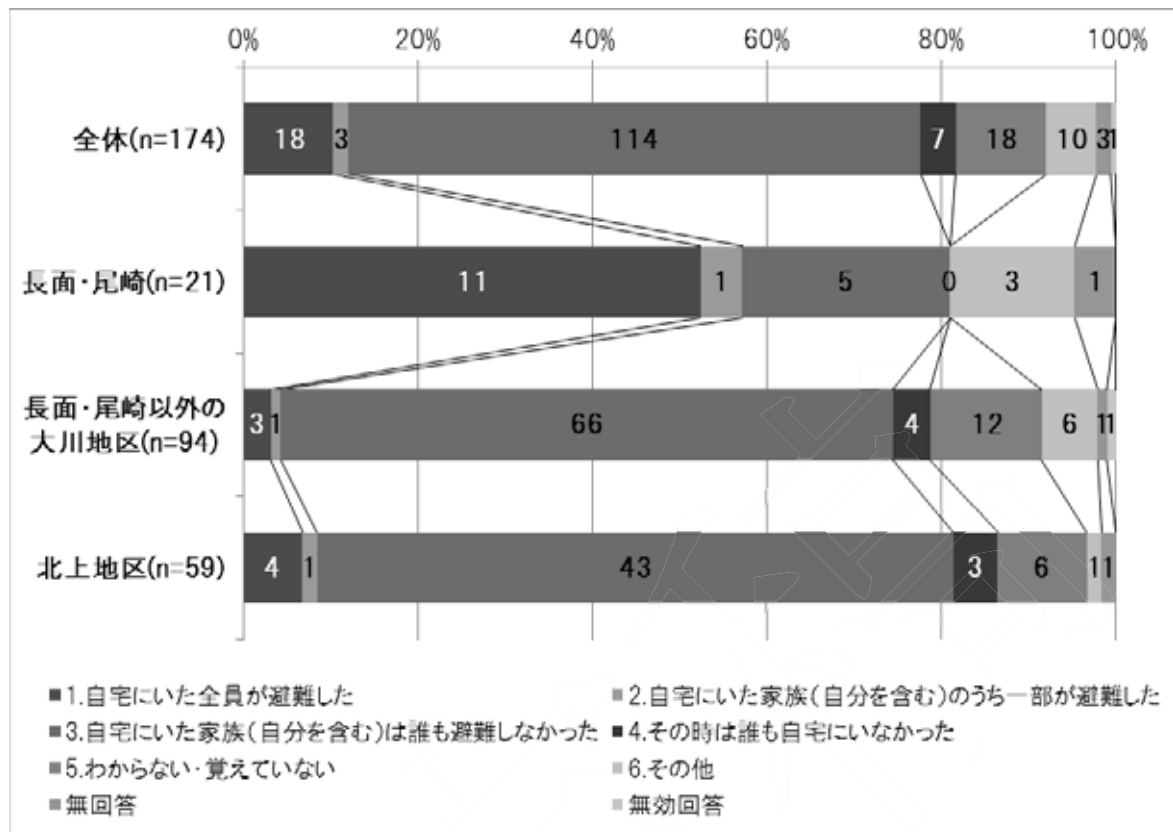
7

8

9

津波発生時に避難すべき場所の認知度

震災の前年（平成22年）2月28日に南米チリで発生した地震に伴い大津波警報が発令された際の行動を尋ねた設問に対しては、「自宅にいた全員が避難した」「自宅にいた家族のうち一部が避難した」との回答は、長面・尾崎地区では約60%にのぼる一方で、長面・尾崎以外の大川地区および北上地区では10%前後となり、「自宅にいた家族は誰も避難しなかった」との回答が70%前後であった。



平成22年2月大津波警報発令時の避難行動

1
2
3
4
5

3. 1. 3 学校及び周辺の状況と地域の歴史

(1) 学校の立地・校舎設計

大川小学校は、海岸から約4km、北上川から約200mの場所に位置しており、その標高はおよそ1～1.5m程度であった。震災当時の校舎は、昭和60年3月に完成し、翌4月、河北町立大川第一小学校と大川第二小学校を統合して開校した河北町立大川小学校（当時）として供用を開始したものである。

統合にあたっては、もともと大川第一小学校が本校で第二小学校は分校だったという沿革や、第一小学校は学区の中心地にあることなどが考慮され、第一小学校の校地に新校舎を建築することとされた。このように新築する校舎を現在の校地に建設することは、設計開始時点ですでに決まっていた。当初、町は、木造の旧校舎が建っている場所に新校舎を建設するという意向を持っていたが、約2年近い工事期間中の学校活動を考慮し、木造校舎を活かしてそこで授業を行いつつ、当時のグラウンド部分に、若干の敷地拡張をして新校舎を建設することになった。体育館のみ、旧校舎時代から使っていたものをそのまま使って、新校舎と渡り廊下で結んだ。

新校舎の外観は、円形を基調とした洋風の意匠がコンペによって採用された。新校舎の全体計画は「既存屋内運動場を有効な動線で連結し、その効率的活用を図る事を基本とし」ており、「廊下及び渡り廊下を軸線とした動線計画により授業間の児童の移動をスムーズにし、更にゆとりある空間を多く取り入れた事により児童が自由に学習でき、そして楽しい学校生活を営む事ができるよう施設整備に配慮した」とされる。そして、当時の基準に沿って児童数から建設面積を算出し、敷地の有効利用や児童の動線等を勘案して校舎は2階建てとされた。

新校舎の地震対応については町から指示があり、構造計画に当たっては、地盤のボーリング調査が行われている。ボーリング調査の結果によれば、大川小学校の校地は、液状化のおそれがある砂シルト層で、基礎杭を12～22mほど打つ必要があった。理想的には地盤改良を行いたいところだが予算・期間の関係からそれをあきらめた、という関係者の証言がある。また、校庭は常に凹凸ができ、少し掘れば水が出るなど、地下水位も浅い地盤であったことから、学校の立地としては決して良い地盤ではない。

設計上、地震や火災等の災害時の避難については考慮されており、低学年の1～2年生は別棟にして窓からすぐに校庭に出られる構造となっているほか、体育館側と昇降口側の

1 2方向に避難できるようになっている。しかし、設計時に水害や津波は全く想定されてい
2 なかった。新校舎は、津波の来襲する川・海の方に開いておらず、校庭側に開口部の多
3 い校舎となっていたが、それは、既存校舎の側を校庭にする関係で、校庭側に向かって開
4 くようにしただけで、津波や水害を意識して設計されたわけではない。

5 (2) 学校近隣の山の状況

6 大川小学校の南側に位置する山（いわゆる「裏山」と呼ばれる山）の斜面は、下の写真の
7 とおり、大きく3箇所に分けることができる。

8



9
10 国土地理院撮影の空中写真（2008年撮影）

11 大川小学校の裏山斜面

12

13 これら3箇所の斜面については、各種聴き取りや現地調査の結果などから、次のような
14 情報が得られた。

15 斜面A：

- 16 ● 過去には、この斜面に細い登り道があり、その先は山の斜面を北上川寄りに巡って、
17 ダルマツ山と呼ばれる山の山頂にあたる平坦な場所（現在は石碑の土台のみが残されて
18 いる）まで続いていた。この登り道は、新北上大橋の架橋に伴う斜面工事（コンクリー
19 ト吹付法面の形成）によって道が巡っていた場所の崖が削り取られたため、途中で途切

1 れることとなった。

- 2 ●釜谷地区住民に対する聴き取りでは、この部分の山のふもとに震災当ても登ることの
3 できる道があったとする証言が複数得られ、その中には「震災当時の小学生（低学年）
4 でも、道があることを知っており、ふだんから山に遊びに入っていた子どもがいた」と
5 いう証言もあった。一方で、長年釜谷地区に居住していた住民であっても、「斜面Cは
6 登れると思っていたが、斜面Aに道があったことは震災後に初めて知った」と述べる者
7 もいた。この道に入るには、消防団ポンプ小屋の奥にある小さな寺（地藏院）を回り込
8 む必要があった。
- 9 ●委員会による現地踏査（平成25年6月15日実施）の時点では、この斜面の森林内部
10 には多数の倒木が見られた。

11 斜面B：

- 12 ●平成21年度のいずれかの時期、当時の校長がこの斜面に登り、釜谷地区の風景写真
13 を撮影した。当時在籍していた別の教職員がこのときのことを記憶しており、「登って
14 いるのを見て驚いた」「初めてそこに人が登っているのを見た」などと証言した。校長
15 は、この機会も含めて複数回、この斜面に登った経験があるとしており、その際には
16 斜面Aのふもとにある登り口を使っている。
- 17 ●平成22年（震災前年）6月、当時の3年生児童が担任らとともに、斜面の途中にある
18 平坦な場所（崖崩れ対策工の吹付工、最下部から2段目付近とみられる）まで登った（次
19 ページ写真参照）。このときの登り経路は不明であるが、下り経路は斜面A側だったと
20 いう証言がある。また、これは社会科の授業の一環で、当時の担任教諭がこのときの
21 ことを「少し滑って大変だった」と述懐していたという証言がある。
- 22 ●上記、校長や児童・担任らが登ったとみられる場所は、比較的広く平坦になっ
23 ている。



斜面Bに登った児童・教職員（平成22年6月）関係者提供

斜面C：

- この斜面では、過去にシイタケ栽培が行われていた。その開始時期は不明であるが、終了時期については、平成21年度の比較的早い時期に土地所有者から返還要請の申し入れがあり、ホダ木が校地内（正門脇付近）に移動されたという証言がある。
- 過去に同校に勤務していた教職員へのアンケート調査結果によると、この斜面で行われていたシイタケ栽培の位置は、山裾を通る道路から水平距離にして20m以内、高さ5m以内とする回答が多い（付属資料1参照）。
- 震災後にこの斜面の状況を撮影した写真では、草木が生えていないため「けもの道」のように見える部分がある。この点については、震災後に当該部分を登る人が多くなったため斜面に道状のものができたことを指摘する証言がある。

なお、これらの斜面については、震災当時に大川小学校に通っていた児童の保護者から、自分たちの幼少期にはしばしば斜面に登っていたこと、しかし自分の子どもの世代では登る経験が減っていたようであること、それでもなお震災当時の子どもたちも野球のボール等が斜面に上がった際はそこへ登っていたこと、などの証言が得られた。また、いずれの斜面においても、ふもとから100m（水平距離）ほど入る付近までの平均斜度は 20° を超え、最大斜度は 30° を超える。ただし、ふもと付近の形状については、例えば斜面Aのふもとは重機で掘り込んだために急になり、逆に斜面Cのふもとはがれき撤去作業によりなだらかになるなど、震災後の搜索活動などにより大きく変わっているとの証言がある。

1 (3) 学校周辺の道路・通路の状況

2 大川小学校の正門は、学校敷地の北側、最も西寄りに位置しており、釜谷地区の中心部
3 を通る県道釜谷大須雄勝線（以下、断りなく「県道」と記載する場合は、この県道を指す。）
4 に面している。学校敷地の西側には、この県道から学校の敷地沿いに南側の山の斜面側へ
5 と通じる道路（以下、「道路A」とする。次ページ周辺図参照。）がある。学校敷地内から
6 道路Aに出るには、敷地西側にある自転車置き場の脇にある比較的狭い通路と、校庭西側
7 の南寄りにあるフェンス状の門扉を開けた広い通路を利用することができる。ただし、後
8 者については、通常は門扉が施錠されており、運動会などの特定の機会のみ開かれること
9 となっていた。

10 学校の敷地の南側にある校庭部分から見て道路Aを挟んだ向かい側に、釜谷交流会館が
11 位置している。同会館の敷地のうち、建物は北寄りにあり、南側は40～50台が駐車でき
12 ける駐車場となっている。

13 駐車場の中央西側には、その先の民家裏へと通じる通路がある。この通路は、民家の宅
14 地内にある畑、物置に使われていた倉庫などの脇を通過して、三角地帯の方向へ向かってい
15 る。しかし、三角地帯に至る手前、川側から2軒目の民家の宅地に入る付近で、通路とし
16 て途切れており、フェンスなどで通行止めの措置がとられているわけではないものの、そ
17 の先は草木が生い茂って通行できなくなっていた。ただし、過去には、その部分を三角地
18 帯方面へ直進することができたと言われており、釜谷地区住民に対する聴き取りでは、震災
19 当時も無理をすれば通れたかもしれないと証言する者がいた。

20 釜谷交流会館の駐車場から、この通路に入ると、少なくとも2本の右に折れる通路があ
21 り、それぞれ民家の宅地内を通る形で県道へ出られるようになっている。このうち、奥側
22 の右折通路の先には、大川小学校の児童を対象に習い事を教える塾がある。このため、そ
23 こに通う児童の保護者の中には、しばしば釜谷交流会館の駐車場に車を停めて子どもを迎
24 えに来ていた者がおり、そうした保護者からは、この通路の利用は自然なものであるとい
25 った証言が得られた。しかし、民家の宅地内を通る通路であることから、塾に通う児童を
26 別にすると、一般的に住民がしばしば通行する通路ではないとの証言もある。また、過去
27 に比較的長く大川小学校に勤務していた教職員の一人からは、児童が放課後に駐車場の奥
28 へ向かう後ろ姿を見ていたため通路があることは知っていたが、自分でその通路を利用し
29 た経験はなく、どこまで通じているのか、先が行き止まりなのか否かなどの詳しいことは
30 知らなかったという証言が得られた。



国土地理院新版標準地図（2500）2007年～写真

大川小学校周辺図

（４）地域における過去の災害履歴

①過去の主な自然災害

大川地区は、昭和30年3月に飯野川町・大谷地村・二俣村と合併して河北町となるまで大川村であったが、その大川村誌（昭和31年発行）には、次のような記載がある。

「洪水被害中藩費を以て復旧した当村に關係ある年代とその情況

文久八年⁷⁾七月三日の洪水 倉塚、福地、相野谷、橋浦の各村堤防破壊、水利上に就いての紛争。」

明治三陸大津波に関しては、宮城県海嘯誌（明治36年発行）に

「大川村 大川村は追波の河口に臨み又其湾に面し居るも沿海民家少なかりしを以て流失家屋僅かに一戸死亡亦一人に止まれり」とある。

昭和三陸大津波では、宮城県昭和震嘯誌（昭和10年3月3日発行）第6章震嘯災日記抄に大川村長からの報告として、

「昭和八年三月三日 大川村長 柴桃正實 印 （当時の村長氏名は原文のまま）

石巻土木工區主任殿

被害報告ノ件

⁷⁾ 文久は4年（1864年）までで、元治、慶応と続く。文久8年は慶応4年に相当。

昭和八年三月三日午前三時頃海嘯襲來左記被害有之候ニ付報告候也

記

一、長面、尾崎間橋梁悉皆流失セリ

一、海岸堤防(須賀)表腹付約二十間餘欠潰

一、海門口防波堤約三十間流失埋没セリ

追而電話同朝ヨリ不通ニ付書面ヲ以テ申上候」とあるほか、

大藏省令第六號 昭和八年法律第十三號(震災被害者テ對スル租税ノ免除猶豫等ニ關スル件)施行法(昭和八年三月二十七日)の第一条震災地に大川村が含まれている。

また、地震研究所彙報別冊第1号には、測定結果として次ページに示す図が付けられている。

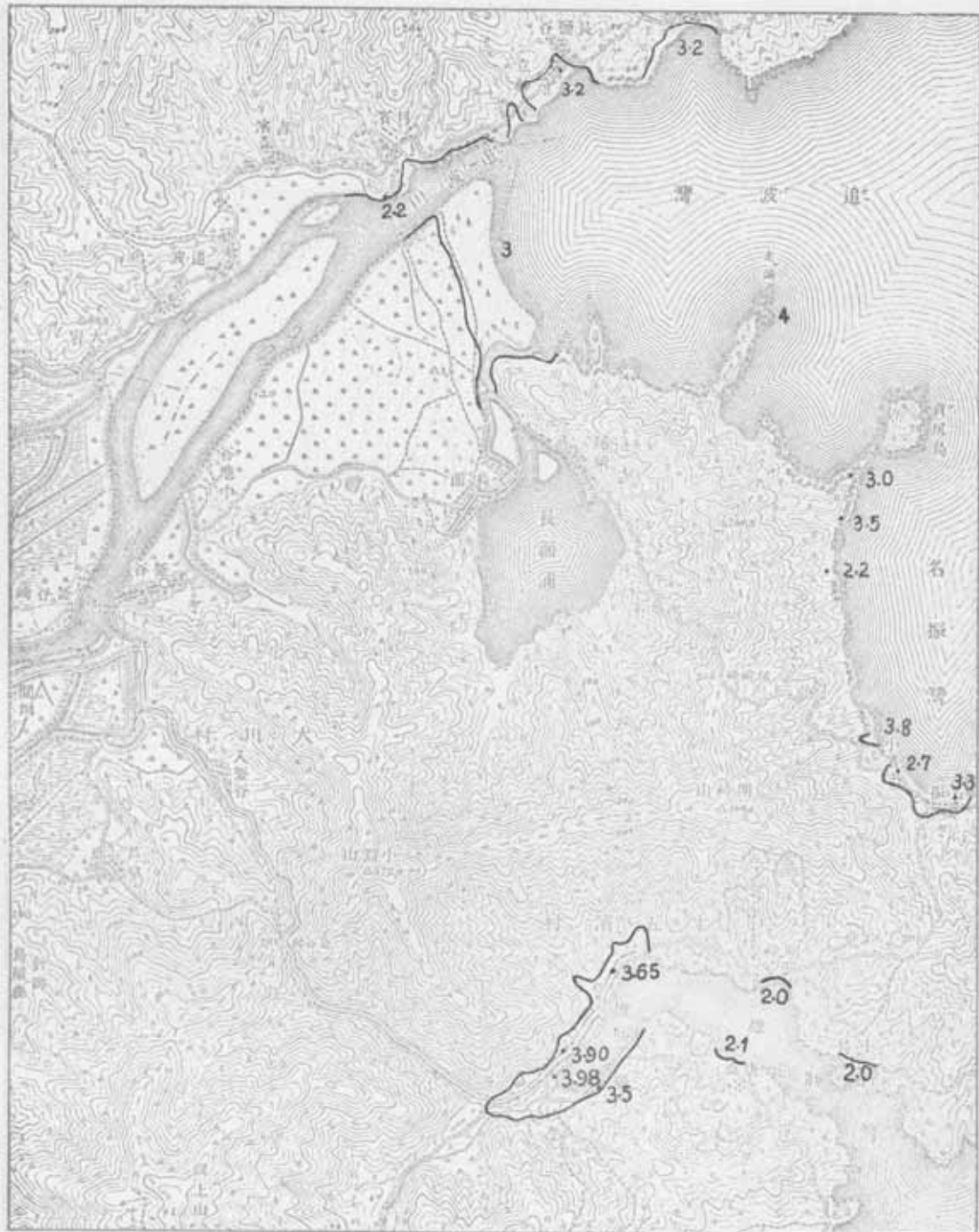
これらに、大川小学校及びその前身である大川第一小学校・大川第二小学校の沿革史に近隣における過去の災害履歴として記載されている災害を加えると、次表のようになる。

大川小学校付近の過去の災害履歴

発生日	災害内容
文久8年7月3日 (原文のまま)	洪水で倉卒、福地、相野谷、橋浦の各村堤防破壊
明治29年6月15日	明治三陸大津波(長面にて、死者1名、流失家屋1)
昭和8年3月3日	昭和三陸大津波(長面・尾崎間橋梁全て流失、須賀海岸堤防表法20間決壊、海門口防波堤30間流失) (長面にて津波痕跡高3m)
昭和53年6月12日	宮城県沖地震(震度5)
昭和55年12月24日	台風による風水害(長面地区大被害)
平成15年7月26日	宮城県北部連続地震発生(大川小学校異常なし)
平成18年10月7日	低気圧接近により尾崎地区を中心に床下浸水の世帯がでる。
平成22年2月28日	チリ地震津波により住民避難所となる (11時20分開設指示～21時50分避難所待機解除)

また、同校の沿革史等には記載はなかったものの、関係者からの聴き取りによると、平成15年3月末頃、大川小学校裏山の斜面(斜面崩壊対策工が施されている位置)において崖崩れが発生し、校地の一部まで土砂が押し寄せた事例がある。この結果、平成15～16年度に「大川小学校前急傾斜地工事」が施工された。

(震研彙報別冊、第一號、報告圖版)



第 197 圖 Map No. II, 55.

1
2
3
4

昭和三陸津波における大川地区近隣の津波来襲状況
【出典】地震研究所彙報別冊第1号（昭和9年3月）

②最近の災害等における大川小学校の対応状況

上記の表中にも記載したとおり、事故の約1年前にあたる平成22年2月末、南米・チリ沖で発生した地震により宮城県沿岸に大津波警報が発表され、大川小学校に避難所が開設された。このとき、同校の体育館に、長面地区にある旅館の利用者など十名程度が避難した。この中には、釜谷地区の住民も少数ではあるが含まれていたとの証言がある。また、このとき、釜谷交流会館にも谷地中の住民数名が避難したとする証言もある。

この日は土曜日であったため、学校は休みとなっていたが、大津波警報の発表後に教頭が同校へ来て、校庭で行われていたスポーツ少年団・野球チームの練習を中止させ、帰宅を促したという証言がある。また、この大津波警報を契機として、同校の教職員の間で、地震・津波に対する対応のあり方が話題になったものの、津波警報が出された際の具体的な対応や避難先の検討までには至らなかったとの証言もある。

さらに、東日本大震災の2日前となる平成23年3月9日午前11時45分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、宮城県沿岸などに津波注意報が発表された（11時48分発表、宮城県沿岸の到達予想時刻12時00分、予想津波高0.5m。同日14時50分解除）。このとき、石巻市で震度4の揺れが観測され、大川小学校では校庭への二次避難が行われた。

校庭では20分間程度、待機していた。この間、教職員は児童の安否確認、校舎内の状況確認を行うとともに、うち1名が川の状況を見に行ったが、川に変化が見られなかったため、児童を校舎内に戻すという判断が下されたという証言がある。また、校庭にいる際に、教職員の間で「山へ避難するか」という提案がなされたが、必要ないという判断が下されたとの証言もある。さらに、校舎に戻った後の給食時間中、校長、教頭はじめ職員室に残っていた教職員の間で校庭からの避難先について話題となり、北上川の堤防を超えるような津波が来た場合には校舎内に避難できないこと、斜面A（ポンプ小屋の付近からのぼる斜面）部分を登って山へ避難する必要があること、より安全に避難できる場所を確保する必要があること、などの会話が交わされたものの、このことを教職員全員で確認し合うまでには至らなかったという証言がある。

3. 1. 4 教職員の知識・経験等

(1) 学校安全・学校防災に関する知識・経験等

事故当時、大川小学校に勤務していた13名の教職員について、個々の教職員の研修履歴に関する記録（おおむね平成20年度分までが記載されている）をもとに、受講した研修について調べた。この結果、研修名から学校安全・学校防災に特化した内容であることが推測できる研修は、1名の受けた1件（昭和57年度「安全指導者講習会」）のみであった。ただし、研修名称のみでは研修内容を把握できないものがあり、また、研修履歴の記録が各教職員の受講した研修をすべて網羅していない可能性もある。

一方、平成21～22年度に、宮城県及び石巻市により実施された学校安全・学校防災関連の研修などとしては、下記のようなものがある。

平成21～22年度に行われた学校防災関連の研修等

①宮城県教育委員会主催の研修会

- ・平成21年5月26日（平成21年度防災教育指導者養成研修会）
- ・平成22年5月25日（平成22年度防災教育指導者養成研修会）

②石巻市・石巻市教育委員会主催の研修会

- ・平成22年1月28日（平成21年度石巻市学校安全対策研修会）
- ・平成23年1月20日（平成22年度石巻市学校安全対策研修会）

③石巻市教育委員会による各種会議・指示及び通達

- ・平成21年6月4日（第1回学校安全連絡会議）
- ・平成21年8月19日（第2回学校安全連絡会議）
- ・平成22年1月28日（第3回学校安全連絡会議）
- ・平成22年2月8日（市教委「学校における災害対策体制の整備についての指示」）
- ・平成22年8月4日（教頭・中堅教員研修会）
- ・平成22年8月10日（定例校長会）蛇田中学校長による講話
「非常災害時の対応について」
- ・平成23年2月15日（避難所開設に伴う調整会議）

これらについて、その内容の詳細を把握するとともに、大川小学校の事故当時の教職員（研修当時は他校教職員であった場合も含む）の参加状況を確認した結果は、以下のとおりである。

1 平成21～22年度に行われた学校防災関連の研修会等の主な内容と参加状況

2 ① 〈宮城県教育委員会主催の研修会〉

開催日時	研修名	主な内容（概要）	参加状況
平成21年 5月26日	平成21年度 防災教育指導 者養成研修会	「防災教育の現状と課題」 ・過去の宮城県沖地震について ・防災教育の実態の把握（マニュアル・避難訓練等） ・みやぎ防災教育基本方針 「防災教育指導計画の作成にあたって」 ・安全教育の進め方 ・発達に応じた教育について 「研究協議（グループ協議）」 ・各学校での現状・課題の意見交換 ・防災教育をより効果的に実施する授業プラン	1名 ※研修当時は 他校に在任 中で、その 後大川小学 校へ転任
平成22年 5月26日	平成22年度 防災教育指導 者養成研修会	「防災教育の現状と課題」 「防災教育指導計画の作成にあたって」 「研究協議（グループ協議）」 《以上、前年度とほぼ同様の内容》 「緊急災害から身を守るために－局地的大雨、津波防災－」 ・地震の基礎知識 ・津波の基礎知識、避難について ・局地的大雨、川の増水について、気象情報	1名 当時の 安全主任

3

4 ② 〈石巻市教育委員会主催の学校安全対策研修会〉

開催日時	研修名	主な内容（概要）	参加状況
平成22年 1月28日	平成21年度 石巻市学校安 全対策研修会	「石巻市地域防災計画（震災対策編）」 「学校における災害対応の基本方針」 「石巻市立〇〇〇学校災害対策要綱（例）」 「(参考資料) 災害対応マニュアル(例)」等紹介	1名 教頭
平成23年 1月20日	平成22年度 石巻市学校安 全対策研修会	「石巻市地域防災計画（風水害等対策編）」 ・「第18節 防災教育」 ・「第9節 避難所収容対策」	1名 教頭

5

6

1 ③ 〈石巻市教育委員会による各種会議・指示および通達〉

開催日時	項目名	主な内容（概要）	参加状況
平成21年 6月4日	第1回 学校安全 連絡会議	「平成20年度石巻市学校安全連絡会議事業報告・計画」「石巻市学校安全連絡会議会則」 「防災対策に関する実態調査」（小学校:43校、中学校:23校） 「『防災対策に関する実態調査』の結果より」 「児童生徒の安全を確保するために」	不明
平成21年 8月19日	第2回 学校安全 連絡会議	「児童生徒の安全を確保するために」 「『児童・生徒の安全を確保するために』～提言～（案）」	不明
平成22年 1月28日	第3回 学校安全 連絡会議	「児童生徒の安全を確保するために～防災教育への提言～」 「平成20年度防災対策に関する実態調査結果」	1名 教頭
平成22年 2月8日	学校における 災害対策体制 の整備につい ての指示	学校における災害対策体制の整備を指示する文書（メールにて市教委から石巻市立の小中学校宛に）	—
平成22年 8月4日	平成22年度 石巻市立小・ 中学校教頭・ 中堅教員研修 会	「児童生徒の安全確保・文教対策」 ・児童生徒の安全確保（予警報発表時の対応、 発災時の対応） ・災害後の学校施設の利用 ・教育再開に向けた取り組み	3名 教頭 教務主任 教諭
平成22年 8月10日	校長定例会	蛇田中学校校長の講話 「非常災害時の対応について」 同年1月28日に提示された「学校における災害対応の基本方針」等の課題等	1名 校長
平成23年 2月15日	避難所開設に 伴う調整会議	避難所開設に伴う連絡体制 避難所運営 非常電話の設置	1名 教頭

2

3

4 なお、平成22年度に大川小学校に勤務していた教職員の中には、過去に勤務していた市
5 内他校において、校舎内の壁面に過去の津波災害時の浸水高を表示するなど、津波防災対策
6 に取り組んだ経験を持っている者もいたとの証言がある。

7

1 (2) 地域に関する知識・経験等

2 震災当時、大川小学校に勤務していた13名の教職員について、同校における勤続年数
3 (平成22年度初頭時点)別に集計すると、次のとおりである。

4 震災当時の大川小学校教職員の同校における勤続年数

大川小学校での 勤続年数	人数	1	2	3	4	5	6	(人)
0年(1年目)	4	■	■	■	■			
1年(2年目)	5	■	■	■	■	■		
2年(3年目)	1	■						
3年(4年目)	2	■	■					
4年(5年目)	0							
5年(6年目)	1	■						
6年以上	0							
計	13							

※「1年(2年目)」5名中1名は、過去に7年間、同小の勤務経験がある。

【出典】石巻市教育委員会提供資料より作成。

6
7
8 教職員13名の大川小学校での勤務年数は、過去の経験年数(勤続年数「1年(2年目)」
9 のうち1名が過去に7年間の勤務経験を有していた)を加算しても、事故当時(平成23年
10 3月)時点で2年未満が8名(約6割)を占めている。

11 (3) 過去に勤務した教職員の認識

12 大川小学校に震災以前に在籍していた教職員を対象に、在籍当時における災害対応マ
13 ニュアルの認知度や避難訓練といった事前対策、災害時における地域社会との関わり、およ
14 び裏山の利用・指導状況について尋ねるアンケート調査を行った(詳細は付属資料1を参
15 照)。

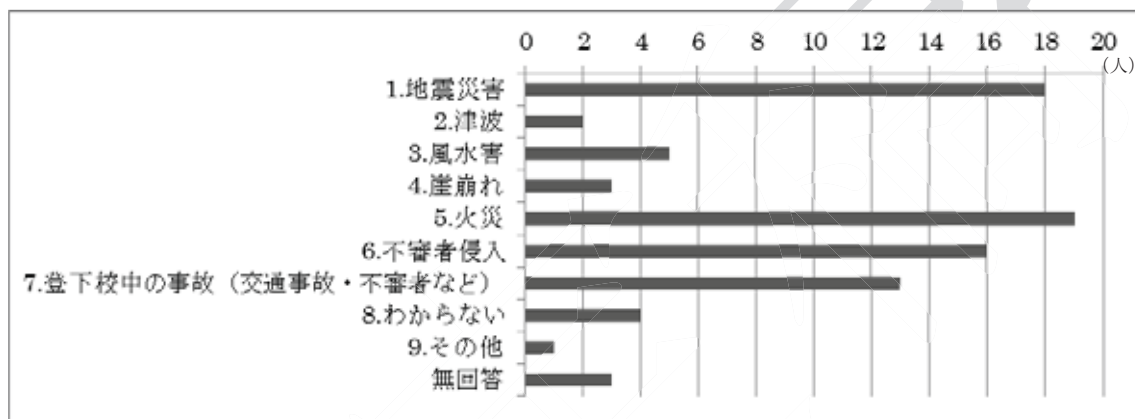
16 事前対策関連として、大川小学校における災害対応マニュアルについて尋ねたところ、
17 職員会議で災害対応マニュアルについての話し合いが持たれた頻度は「たまに」であり、「マ
18 ニュアルの存在は知っていたが、内容については詳しく知らなかった」と回答した人が多く
19 見受けられた。このことから、過去の大川小学校においては、必ずしも常に教職員全員が
20 災害対応マニュアルの内容を把握している状況ではなかったとみられる。また、その災害

1 対応マニュアルで想定されていた事件・事故・災害は、地震災害、火災、不審者侵入、登
2 下校中の事故（交通事故・不審者など）であったと多くの方が回答しており、津波、風水害、
3 崖崩れが想定されていたと答えた人は少数だった。

4 また、大川小学校において実施されていた避難訓練では、災害対応マニュアルとほぼ同
5 様、地震災害、火災、不審者侵入が想定されていたと答えた人が多かった。

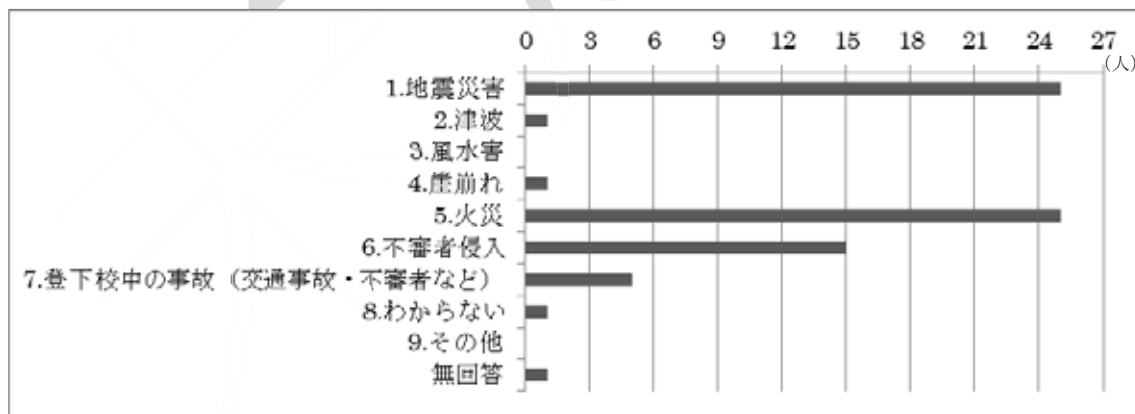
6
7
8

災害対応マニュアルの想定



9
10
11

避難訓練の想定

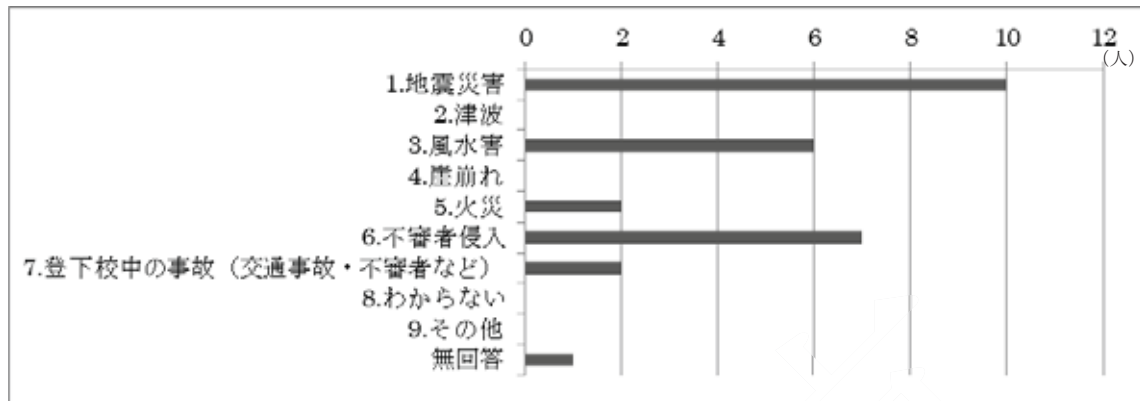


12
13
14

15 災害時、児童を保護者に渡す引渡しについては、その訓練を大川小学校で実施したこと
16 はないと回答した人が大多数を占めていた。実施はしていないが、引渡し訓練について教
17 職員間で話したことがあると答えた人は、主に地震災害、風水害、不審者侵入を想定して
18 の話だったと回答している。

1

引渡し訓練の想定



2

3

4

次に、災害対応マニュアルや職員会議に限らず、大川小学校在籍中に教職員間で津波災害あるいは浸水被害について話したことがあるか尋ねたところ、津波災害については大半の人が話したことがないと答えた。その一方で、浸水被害については多くの人が話したことがあると回答した。さらに、津波災害あるいは浸水被害について、個人として、大川小学校赴任時や在籍中にどの程度心配していたかを尋ねたところ、津波災害については大多数の人が心配していなかったと答えた。その理由としては、海から遠いこと、過去の津波被害を聞いたことがなかったこと、などが挙げられていた。一方、浸水被害については、過去に浸水したことがあったため心配していたという人や、堤防があるため心配していなかったと答える人が見受けられ、各回答者の在籍中の経験や堤防等の周囲の状況により回答が分かれたようだった。

10

11

12

13

14

15

16

17

18

また、二次避難先である校庭に危険が及ぶことを検討したことがあるか尋ねたところ、「校庭が危険となる場合を想定したことはない」あるいは「話題に出たことはあるが、具体的な対策を話し合ったことはない」と答える人が多かった。その一方で、少数ではあるが、「具体的に想定し、三次避難先を検討した」と回答し、その三次避難先として「三角地帯」が話に出たと回答する人もいた。

19

20

21

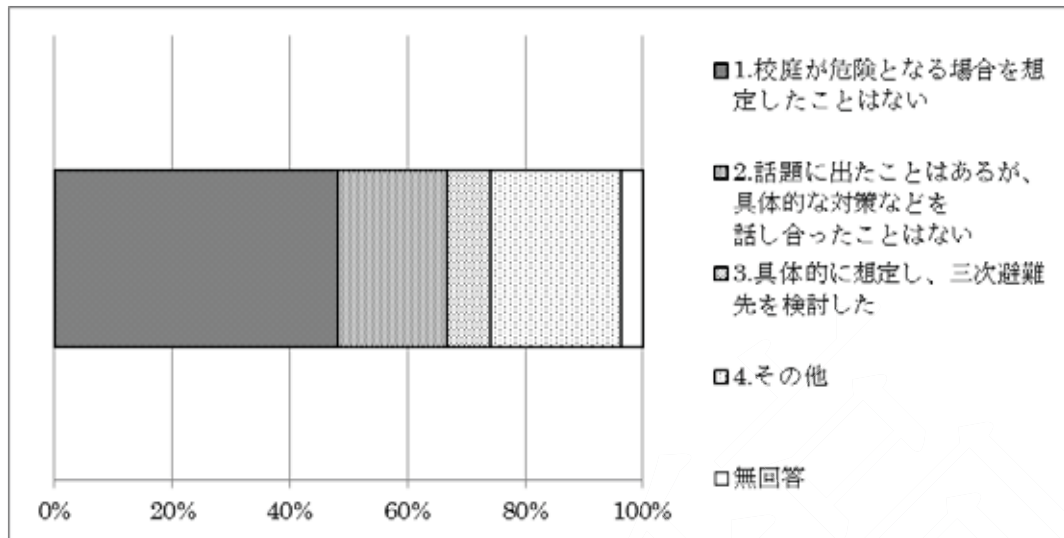
22

23

24

1

二次避難先（校庭）の危険性に関する検討状況



2

3

4

5

災害時における地域社会との関わりに関して、大川小学校が災害時における地域の避難所となっていることについては、大半の人が「なんとなく知ってはいたが、学校がどう対応するのかは十分知らなかった」と答えており、学校が避難所であることに対しては「特に疑問・心配は感じていなかった」あるいは「安全性には疑問を感じなかったが、学校で避難所対応ができるのか心配だった」と答えた人が見受けられた。また、大多数の人が、地区懇談会やPTA会議など、学校と地域や保護者が話し合う場で災害時の避難について話題になったり要望が出されたりしたことはなかったと答えた。これらのことから、教職員、地域や保護者とも、災害時における大川小学校の安全性について格段に危機感を抱いていたわけではなく、教職員はむしろ避難所となった時の対応について憂慮していたと推察される。

14

15

裏山の利用および指導状況について、斜面A（ポンプ小屋の付近から登る斜面）、斜面B（土留め工事された斜面）、および斜面C（体育館の裏手の斜面）の3か所に分けて尋ねた。この結果、3か所のうち斜面Cについては、学校管理下で自分や他の教員が登ったり、児童と登ったりしていたと答える人の割合は高かったが、斜面Aと斜面Bを登っていたとの回答は少数だった。

16

17

18

19

20

学校裏山の利用状況

在籍中における裏山A～Cの利用状況 (単位：人)				
使われ方		山の場所		
		A	B	C
学校管理下で	1.自分が登ったことがある	4	3	12
	2.自分が授業で児童と一緒に登ったことがある	2	0	9
	3.他の先生が登るのを見たことがある	1	3	5
	4.他の先生が授業で児童と登るのを見たことがある	1	1	6
学校とは 関わりなく	5.自分が登ったことがある	1	3	3
	6.他の先生が登るのを見たことがある	1	2	0
	7.地域の人が登るのを見たことがある	1	0	2
	8.子どもが登るのを見たことがある	0	1	2
9.誰かが登っているのを見たことも聞いたこともない		5	4	4
10.以前は登っていたと聞いたことだけはあ		0	4	1
11.その他		0	1	1
無回答		1		

2

3 また、在籍中、学校として児童に対して山へ登ることについてどのように指導していた
4 か尋ねたところ、「危ないので登らないようにと指導していた」あるいは「特段の指導は行
5 っていないなかった」と回答した人が多かった。登らないようにと指導した理由としては、急斜
6 面であったことや崖崩れを心配したことなどが挙げられていた。これらのことから、裏山
7 の斜面Aと斜面Bはあまり利用されていなかったこと、頻度はわからないものの斜面Cは
8 登ることがあったこと、教職員によっては子どもの安全を考えて登らないように指導して
9 いたこと、がわかる。

10

3. 1. 5 学校経営・職場管理等の状況

(1) 学校の運営・管理の状況

①教育計画に見られる学校の経営・管理の目標とその評価

大川小学校の教育計画（平成22年度）は、石巻市教育基本方針を受けて学校経営の方針が立てられており、「学ぶ意欲と思いやりのある豊かな心を持ち、たくましく生き抜く児童の育成」を教育目標にしている。そして、目指す児童像として「考える子ども」「思いやりのある子ども」「たくましい子ども」の3本柱を掲げている。

また、目指す教師像としては、「学校は一つの組織体である。全教職員の協働体制を確立しながら、一致協力し合い、児童一人一人が個性を発揮し、充実した生活を送ることができるよう、次の教師像を掲げ努力する。」と、組織体と協働体制を強調している。

こうした教育計画に基づいて行われた教育活動および経営・管理は、年度末に自己評価（教職員と保護者によるアンケート調査）し、学校評議員会（学校の管理職と学校評議員3名で構成）で審議され、見直されることになっている。その評議員会に出された自己点検評価資料（「大川小学校をよりよくするためのアンケート調査結果」では、保護者からの評価もよく、総じて問題のない教育活動がなされていた。そのことは、ある学校評議員が、その評議員会に出された資料から、「保護者の評価も高く（80%以上）、先生方も一生懸命やっており、よいのではないかと思った」と証言している。

②児童の安全面と関わる学校運営・管理の状況

大川小学校の教育計画に掲げる3本柱の目標の3番目、「たくましい子ども」像に対応した「日常生活における健康安全の問題を自分で判断し、安全に行動できる能力・態度を身につけさせる。」にかかわって、様々な事故・災害への対応が記載されている。とりわけ重視されていたのが、交通事故への対応・訓練であり、不審者対応であった。

こうした部分を含む教育計画の作成過程については、通常、毎年12月頃にその年度の反省点を各教職員が確認した後、1月頃から数回に分けて改善点を話し合い、その後分担して改善点を修正、それを教務主任・教頭で集約し、次年度の変更点について全体で確認する、というやり方を原則としていた。完成直前の最終確認は、主として教務主任と教頭が担当し、校長は特に気になる部分を中心に目を通した上で、印刷・製本が行われる。た

1 だし、平成22年度の教育計画に関しては、その完成が遅れ、4月までずれこんだとされ
2 る。

3 また、平成22年度の教育計画の災害対応マニュアルに関しては、3.1.4(1)に記
4 述した平成21年度の各種研修会等から得られた防災に関する知見が反映された形跡は、
5 見受けられない。同様に、平成21～22年度に行われた各種の研修会や会議における知
6 見、指示・通達などに関して、職員会議で議論されたり、訓練などの実践に結びついたり
7 したという形跡も見つからない。

8 ③学校評価・学校評議員会と学校安全面に関する評価

9 先に述べたとおり、毎年度の教育活動評価をするための教職員と保護者によるアンケー
10 ト調査の結果によると、総じて教育活動の評価は高かった。しかしながら、そのアンケー
11 ト調査（大川小学校をよりよくするためのアンケート）では、自由記述も含めて児童の命や
12 安全面に関わる事項の評価は十分なされていなかった。

13 また、学校評議員制度は、学校の運営管理や教育活動を、学校内部の自己点検評価だけ
14 でなく、外部の関係者の目を借りて見つめなおし改善するという目的で、平成12年度に
15 学校教育法施行規則に定められたものである。大川小学校でこれを設置したのは、過去に
16 同校に勤務していた複数の教職員（管理職）への確認の結果、平成22年度からである。ま
17 た、この年度の評議員会は、年度末も近い3月に1回開催され、前述の評価アンケート結
18 果の確認とともに、評議員からの自由意見として卒業式の服装のあり方などに関する意見
19 を得て、約1時間あまりで終了し、安全面等の話はなかった。

20 (2) 学校と地域、保護者等との関係

21 大川小学校の平成22年度学校経営要録には、「児童・生徒及び地域の実態」に関する記
22 述として、児童の特徴・地域の自然環境や生活状況を述べた上で、「保護者は学校教育への
23 関心が強く、学校行事やPTA活動に積極的に参加し、協力的である。地域の諸団体や祖
24 父母の協力も得られやすい。」と書かれている。

25 保護者、地域住民、元教員に対する聴き取り結果でも、このように学校と地域・保護者
26 との関係は密接だったということが大方の意見であり、例えば「何かあると地域の人と相談
27 し、また地域の人も心配して学校に来てくれた。地域との団結力は強く、素晴らしい数年
28 間の学校生活を送ることができた。」(元教員)などの意見があった。しかし他方で、近年、

1 これまで行ってきた学校と地域との関連的活動（学校行事ではないスポーツ少年団の活動や
2 子供会育成会主催のスキー教室など）に対する教員の参加がなくなるなど、学校と保護者と
3 の協力関係に変化が生じていたことを複数の保護者が指摘した。

4 また、平成19・20年度のPTA拡大役員会（いずれも第1回、年度当初の4月開催）
5 では、議題に「地震発生時のPTAの役割」が入っており、その資料中に「児童の引き渡し
6 について」が記載されて、原則震度6以上の地震が発生した場合の学校とPTAの連絡体制、
7 対策本部、引き渡し手順等が記載されている。しかし、同22年度の拡大役員会について
8 はその資料もなく、防災関係の項目は議題として取り扱われなかった。

3. 1. 6 石巻市・宮城県・国における学校防災の取り組み

(1) 石巻市における取り組み状況

石巻市における近年の学校防災に対する取り組み状況を次表に示す。

平成14年度以降の石巻市における学校防災の取り組み

(石巻市教育委員会提供資料をもとに作成)

年度	石巻市教育委員会	宮城県教育委員会	その他
平成14			平成14年7月11日 台風6号被害
15	平成15年8月29日 石巻教育事務所における教育懇談会において、「災害発生時の学校の対応等の基本的なあり方」を試案として提示		平成15年5月26日 三陸南地震 平成15年7月26日 宮城県北部地震 平成15年9月15日 「みやぎ震災対策アクションプラン」策定
16	平成16年10月7日 「学校における災害対策方針」策定、平成16.10.12付で各小中学校に通知(合併前の旧石巻市のみ)	平成16年7月22日 「宮城県地域防災計画」改訂に伴い「地震災害に対応する学校職員の服務等」回答	平成16年6月 「宮城県地域防災計画」修正
17		平成18年3月 「宮城県教育委員会災害対策マニュアル」策定	平成17年4月 1市6町合併
18			
20	平成20年7月 小中学校校長会議で、新「石巻市地域防災計画」を引用し、学校における災害対応について説明	平成21年2月 「みやぎ防災教育基本指針」作成	平成20年6月 「石巻市地域防災計画」修正
21	平成21年6月4日 第1回学校安全連絡会議 平成21年8月19日 第2回学校安全連絡会議 平成22年1月28日 第3回学校安全連絡会議 平成21年度学校安全対策研修会	平成21年5月26日 平成21年度防災教育指導者養成研修会	平成22年2月28日 チリ地震により津波警報(大津波)
22	平成23年1月20日 平成22年度学校安全対策研修会	平成22年5月26日 平成22年度防災教育指導者養成研修会	

1 石巻市では、平成14年7月の台風6号接近に伴う避難勧告により学校に避難所が開設
2 された際、教職員の服務等が何も定められていなかったことがきっかけとなり、また翌年
3 に三陸南地震、宮城県北部地震が連続して発生したことから、「災害発生時の学校対応の基
4 本的あり方」が問われるようになった。その結果、「学校における災害対策方針」が平成1
5 6年10月に策定され、市内（合併前の旧石巻市）各小中学校に周知された。

6 その後、平成20年の「石巻市地域防災計画」修正、翌21年の「みやぎ防災教育基本指
7 針」（宮城県）策定という動向を受けて、「石巻市学校安全連絡会議」が開催され（第1回：
8 平成21年6月、第2回：同年8月、第3回：平成22年1月）、「学校における災害対応
9 の基本方針」が策定された。そして、平成22年1月を皮切りに「石巻市学校安全対策研修
10 会」が継続的に開かれるようになる。

11 第1回「石巻市学校安全対策研修会」（平成22年1月28日開催）では、これまでの主
12 な取り組み経緯、石巻市地域防災計画の関連部分について紹介されるとともに、上記の「学
13 校における災害対応の基本方針」が周知され、同時に各校に策定を求める災害対策要綱のサ
14 ンプル様式としての「石巻市立〇〇〇学校災害対策要綱（例）」及び参考資料「災害対応マ
15 ニュアル参考例」が示された。なお、「学校における災害対応の基本方針」中に示されてい
16 る「校内災害非常配備体制（例）」の配備基準、及び参考資料である「災害対応マニュアル
17 参考例」の配備基準には、津波注意報・津波警報の発表が含まれていない（石巻市地域防災
18 計画に定められた市全体としての配備基準においては、津波注意報「津波注意」発表時に0
19 号警戒配備、津波警報「津波」発表時に1号特別警戒配備、津波警報「大津波」発表時に2
20 号非常配備を、それぞれ自動設置することと定められている）。この点も含め、上記3つの
21 文書中には「津波」に関する記述は見られない。

22 また、得られた資料から、近年開催された教頭会議・校長会議の議事内容における学校
23 安全・学校防災関連の記述を抽出すると、次表に示すとおりである。ここからは、平成2
24 1年度から22年度前半にかけて、石巻市内の学校現場では防災に対する取り組みが進捗
25 しつつあったことがうかがえる。

26 しかし、上述のとおり「学校における災害対応の基本方針」をはじめとする関連文書に「津
27 波」に関する記述がないことから、これらの取り組みにおいて津波対策の必要性は必ずしも
28 十分に認識されていなかった可能性が推察される。

1 近年の教頭会議における学校安全・学校防災の取り組み状況

	開催日	会議名	配布資料中の学校安全・学校防災関連の記述
平成 21 年度	4月22日	4月定例 教頭会議	<ul style="list-style-type: none"> 「3 学校管理運営について(2)校務を整理する」中、「・危機管理・危機対応マニュアルの確認・点検整備・周知・実施・継続・評価」の記載有。 別添資料「親展文書・報告の取扱いについて」中、報告類型の1つとして「(4)大雨警報発令および震度4以上の地震等非常変災発生時の被害状況等報告」あり。
	6月5日	6月定例 教頭会議	<ul style="list-style-type: none"> 「2教職員の指導について(6)危機管理体制の点検・周知と初期対応・組織対応の確認」の記載有。
	9月9日	9月定例 教頭会議	<ul style="list-style-type: none"> 「2 学校管理運営等について(3)危機管理について」として「・非常変災等発生時の報告事務確認と適切な校内(外)体制の構築」の記載有。 「災害時における被害状況等報告」の資料中に、災害種別の報告基準が示されており、「震度4以上の地震が発生」時には「地震発生後1時間以内」に第一次報告を行うことと規定。
平成 22 年度	4月16日	4月定例 教頭会議	<ul style="list-style-type: none"> 「3 学校管理運営等について(2)校務を整理する ③教育環境及び危機管理体制の整備・充実」中、「・危機管理・危機対応マニュアルの整備・周知→確実な実施」の記載有。 「災害時における被害状況等報告」の資料内に、災害種別の報告基準が示されており、「震度4以上の地震が発生」時には「地震発生後1時間以内」に第一次報告を行うことと規定。 「3 学校管理運営等について(5)危機管理と適切な対応…いつでも、どこでも起こりうるという認識」と題して、「初期対応…関係者・関係機関の範囲を確認、外部との対応等に留意が必要」「待機・点検・報告・連絡態勢の確認」の記載有。
	6月10日	6月定例 教頭会議	<ul style="list-style-type: none"> 特に防災に関する特記事項なし。
	9月2日	9月定例 教頭会議	<ul style="list-style-type: none"> 「2 2学期の学校運営等について(3)危機管理について」として「・非常変災等発生時の報告事務確認と適切な校内(外)体制の構築」の記載有。 「4 生徒指導について」の中で「(7)台風等に関する事故防止・点検補修と気象変化等への対応」の記載有。 「5. その他」として「(1)災害時における被害状況報告について」の記載有。
	11月17日	11月定例 教頭会議	<ul style="list-style-type: none"> 「1 学校管理運営について(2)適切なりスクマネジメントについて」の記載有。 「4 その他(4)土砂災害警戒メール配信システムの紹介」があり、その中に「石巻市で10月から始めた「災害情報メール配信サービス」は、「防災行政無線広報」と同様に津波警報や避難勧告等を通知するものであり、大雨警報が発令されても、被害が出ない場合は通知されない。」の記載有。

2

3

1 近年の校長会議における学校安全・学校防災の取り組み状況

開催日	会議名	配布資料中の学校安全・学校防災関連の記述
平成 22 年度	4月12日 4月定例校長・園長 会議	<ul style="list-style-type: none"> 「3 学校管理運営について(1)学校経営上の留意点について③教育環境と危機管理体制の整備・充実」で危機管理・危機対応マニュアルの整備・周知との記載有。
	5月11日 5月定例校長会議	<ul style="list-style-type: none"> 特に防災に関する特記事項なし。
	7月6日 7月定例校長会議	<ul style="list-style-type: none"> 手書きのメモで、「避難所の問題」「地震と同じ対処と考える」(誰の記載したものか不明) 「3.(3)事故防止と安全指導」の項目で、交通事故・暴力行為等の問題行動・不審者にかかる事故・水の事故などと記載されているが地震・津波に関する記載なし。
	8月10日 8月定例校長会議	<ul style="list-style-type: none"> 「5 児童生徒の事故防止、災害対策(3)「〇〇学校災害対策要綱」の定め」の記載有。
	10月6日 10月定例校長会議	<ul style="list-style-type: none"> 特に防災に関する特記事項なし。
	12月2日 12月定例校長会議	<ul style="list-style-type: none"> 特に防災に関する特記事項なし。
	1月12日 1月定例校長会議	<ul style="list-style-type: none"> 特に防災に関する特記事項なし。
	2月8日 2月定例校長会議	<ul style="list-style-type: none"> 特に防災に関する特記事項なし。

2

3 (2) 石巻市内小中学校における取り組み

4 石巻市内の小中学校全64校における平成22年度教育計画などから、防災計画、災害
5 対応マニュアル等に該当する部分を抜粋し、その内容を精査して、津波想定の有無、三次
6 避難についての記述の有無を確認するとともに、各校の所在地と津波予想浸水域の範囲と
7 の関係を整理した(なお、一部の学校については、防災計画、災害対応マニュアルの提供が
8 なく、防災訓練計画の内容のみとなっている)。

9 まず、石巻市の地域防災計画では、市内64校の小中学校のうち津波予想浸水域の範囲
10 内にある(すなわち津波の際に避難所として使用できない)とされていた学校は1校のみで
11 あり、残る63校は範囲外とされていた。この63校の中には、過去の津波災害で浸水し
12 た記録のある場所に立地している学校も含まれている。また、東日本大震災による津波で
13 は、これら63校のうち23校(36.5%)が浸水により何らかの被害を受けた。

14

15

16

1 津波浸水予想と実際の浸水状況

津波予想 浸水域	学校数	うち津波浸水	
		あり	なし
内	1	1	0
外	63	23	40
計	64	24	40

※網かけは、大川小学校が該当する箇所
 ※浸水の判断は、石巻市教育委員会に基づ
 く

2
3

4 同じく市内64校の小中学校において、平成22年度の防災計画、災害対応マニュアル、
 5 防災訓練計画などにおいて、何らかの形で「津波」に関する記述が確認できたのは、約半数
 6 の33校（52.4%）のみであった。この中には、大川小学校も含まれている。実際に津
 7 波で浸水した学校は24校であったが、うち8校のマニュアル等には津波に関する記述は
 8 確認できなかった。

9

10 津波に対する事前対策と津波浸水予想・実際の浸水状況

津波に関する 記載	学校数	うち津波予想浸水域		うち津波で浸水	
		内	外	あり	なし
記載あり	33	1	32	15	17
記載なし	31	0	31	9	23
計	64	1	63	24	40

11 ※網かけは、大川小学校が該当する箇所

12

13 また、二次避難の避難先（校庭等）に危険が及んだ場合に避難する「三次避難場所」につ
 14 いて、何らかの記述があった学校は、64校中、大川小学校を含む17校のみであり、残
 15 る47校にはその記載がなかった。前述のとおり、石巻市教育委員会は、平成22年1月
 16 28日に「石巻市学校安全対策研修会」を開催して各学校に災害対応マニュアルの作成を求
 17 めているが、その際に配布された参考資料「災害対応マニュアル参考例」の中には、三次避
 18 難場所として「該当市町村が指定する広域避難地」とある。17校のうち3校はこの参考例
 19 通りの記述であり、14校のみが何らかの独自の記述を行っていた。なお、大川小学校
 20 の三次避難場所は、前述のとおり「近隣の空き地・公園等」となっており、この14校に含
 21 まれる。

1 三次避難場所の記載と津波浸水予想・実際の浸水状況

三次避難場所 の記載		学校数	うち津波予想浸水域		うち津波で浸水	
			内	外	あり	なし
記載 あり	独自設定	14	1	13	10	4
	参考資料と同じ	3	0	3	1	2
記載なし		47	0	47	13	34
計		64	1	63	24	40

2 ※網かけは、大川小学校が該当する箇所

3
4 17校における三次避難場所の記載内容

学校名	マニュアル等における三次避難場所
相川小学校	学校裏山
飯野川第一小学校	高台
石巻小学校	成田山・緑地公園
大川小学校	近隣の空き地・公園等
雄勝小学校	新山神社境内
開北小学校	該当市町村が指定する広域避難地▲
門脇小学校	石巻市立女子高等学校校庭
住吉小学校	津波到達時間30分以内は屋上、30分以上は住吉中校庭
貞山小学校	山下中学校庭ソフトボール練習場、広域避難場所、校舎3階へ避難
山下小学校	該当市町村が指定する広域避難地▲
吉浜小学校	大盤平・電子工場跡地
飯野川中学校	八幡神社、市指定の避難所
大川中学校	校舎3階
雄勝中学校	校舎屋上か正面の山
門脇中学校	該当市町村が指定する広域避難地▲
河北中学校	市指定の避難所
蛇田小学校	広域避難場所、該当市町村が指定する広域避難地

5 ▲印：参考資料「災害対応マニュアル参考例」と同一の記述

6
7 (3) 宮城県における取り組み状況

8 宮城県教育委員会では、昭和53年6月の宮城県沖地震を受けて、翌54年に学校防災
9 に関する指針として「安全指導の手引き（小中高編）」を策定した。その後、平成12年1
10 1月に国の地震調査研究推進本部地震調査委員会から「宮城県沖の地震の長期評価」が公表
11 され、今後30年以内の地震発生確率が99%（基準日：平成21年1月1日）などとされ

1 中、この指針の見直し・改訂等が行われていなかったことから、平成20年度に検討を
2 開始、同年6月に発生した岩手・宮城内陸地震の教訓も反映して、平成21年2月、「みや
3 ぎ防災教育基本指針」を策定・公表した。この指針では、「防災教育基本構想」「防災教育
4 基本計画」と並んで、「組織活動基本計画」「地震防災管理」という項目があり、その中で
5 は「震災応急対策マニュアル」中の記載として「津波警報等の発令時（見込みを含む）は、
6 更に高台等に二次避難する。」との記述がある。ただし、この部分以外には、災害時におけ
7 る学校の対応等の中で津波に関する記載はなく、「防災教育実践校の紹介」として気仙沼市
8 階上中学校の防災教育を詳しく紹介しているのみである。

9 また、防災に関する教員向けの研修としては、平成18～20年度は「防災教育指導者研
10 修会」、平成21・22年度は「防災教育指導者養成研修会」が開催されている。資料から
11 見ると、平成18年度の研修会は、前年に行われた安全教育担当者対象の「防災教育指導者
12 研修会」と、教頭対象の「防災教育管理者等研修会」を一本化したものとされる。このうち、
13 平成18～20年度は希望する学校のみでの参加であったが、21・22年度は県内7教育
14 事務所で全校参加の研修を行ってきた。研修の内容は、21年度は「防災教育の現状と課
15 題」（みやぎ防災教育基本指針）と「防災教育指導計画」であり、22年度は、前年の内容
16 に加えて「緊急災害から身を守るために」と題して、津波の基礎知識の中身も含まれている。
17 この会には大川小学校からは1名の教員が参加している。

18 なお、東日本大震災の発生後、文部科学省及び岩手・宮城・福島の被災3県が合同で行
19 ったアンケート調査結果によると、宮城県内で津波による浸水が予想されていた地域の学
20 校等（35校等）のうち、津波に対する避難についてマニュアルに規定していたのは19校
21 （54%）、津波に備えた避難訓練を実施していたのは15校（43%）に過ぎなかった。

22 (4) 被災3県における事前対策

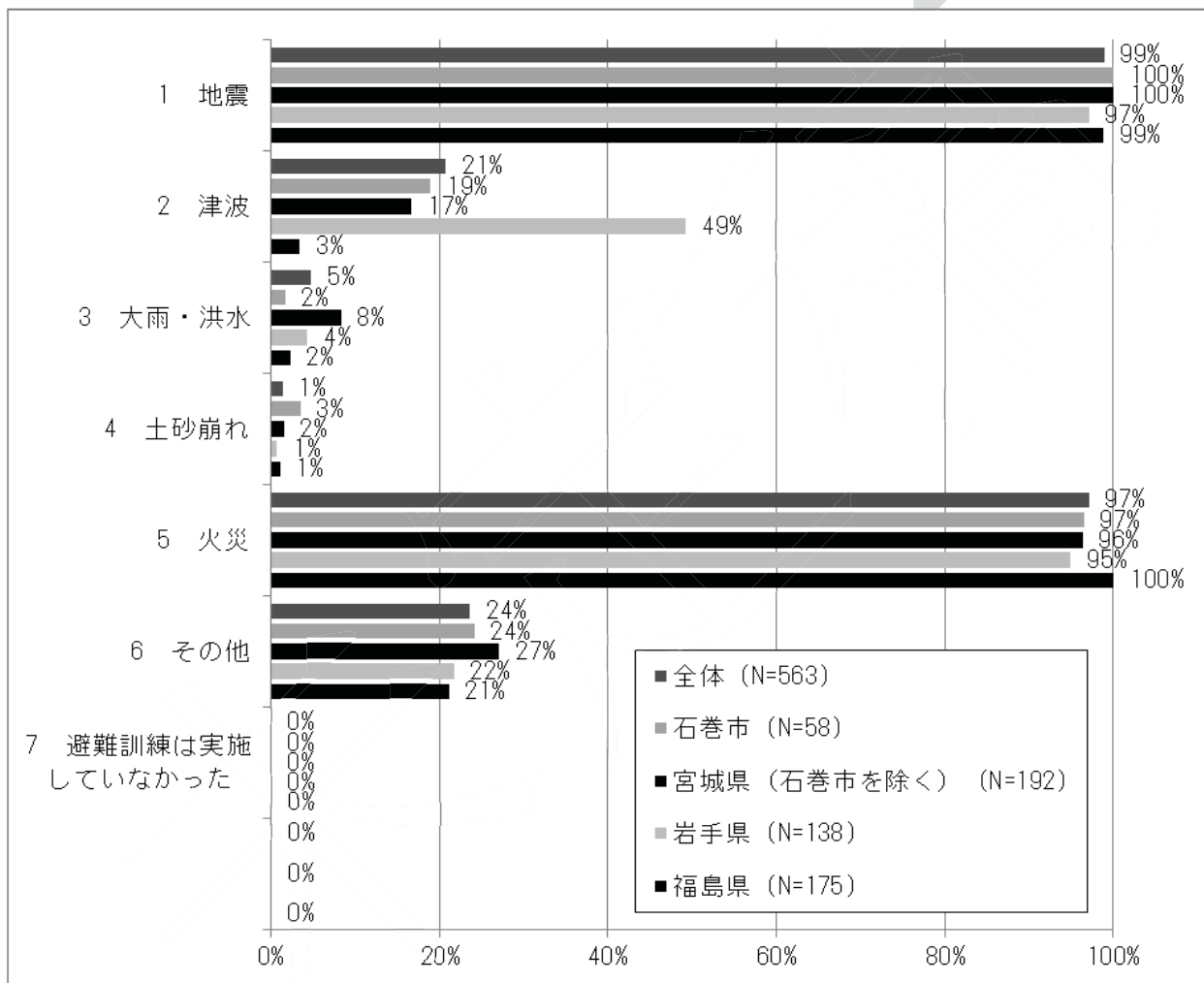
23 文部科学省と被災3県（岩手・宮城・福島）の行ったアンケート調査（以下、「被災3県
24 アンケート」とする。）の回答より、沿岸市町村（仙台市は沿岸区のみ）の小中学校のみを
25 抽出し、避難訓練の実施状況、危機管理マニュアルにおける津波避難行動の規定状況に関
26 する回答の再集計を行った（詳細は付属資料3を参照）。

27 まず、避難訓練の実施状況を見ると、全体の約2割が津波を想定した避難訓練を実施し
28 ている。地域別では、岩手県では約半数（49%）と実施率が非常に高く、宮城県（石巻市
29 以外）、石巻市はいずれも2割程度、福島県は3%という順となった。

1 これを、津波ハザードマップ（HM）の予想浸水域内にあるか、もしくは東日本大震災で
 2 津波浸水を受けた学校のみ（105校）に絞って見ると、津波を想定した避難訓練を実施し
 3 ているのは50%であった。ただし、ハザードマップの予想浸水域外にあるが浸水した学
 4 校（54校）でも、約4割が津波を想定した避難訓練を行っていた。

5
6

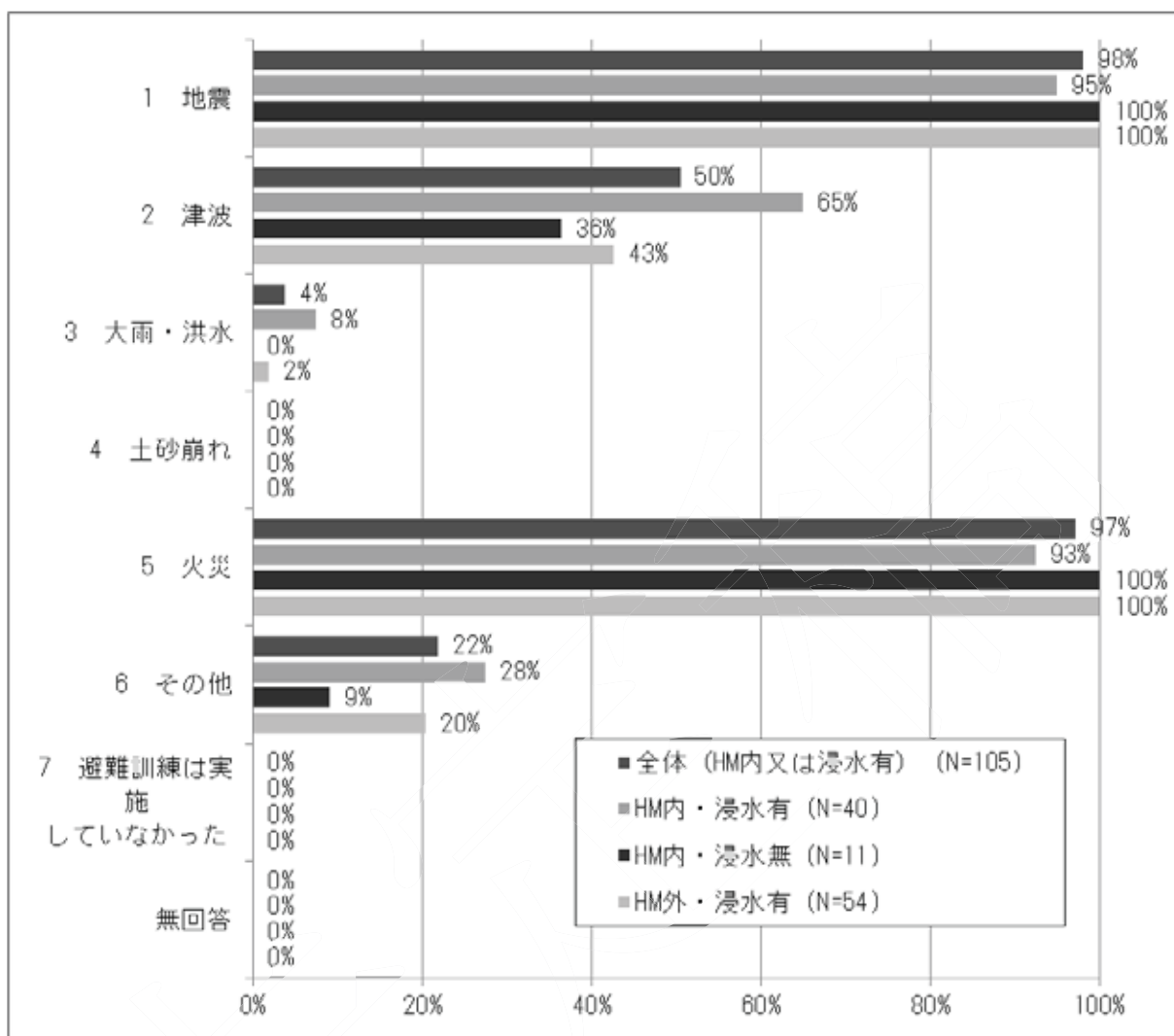
〈被災3県アンケート問15〉避難訓練の実施状況（地域別）



7
8
9

1

〈被災3県アンケート問15〉避難訓練の実施状況（HM内外・浸水有無別）



2

3

4

また、これら105校を対象に、津波に対する児童・生徒等の避難について危機管理マニュアルで行動を規定していたかを尋ねた設問への回答を地域別に見ると、標本数が少ない福島県を除き、特に地域別の傾向が見られるわけではない。また、予想浸水域外でも実際に津波浸水被害のあった学校は、3校に1校の割合で、マニュアルに津波時の行動規定があった。

9

10

11

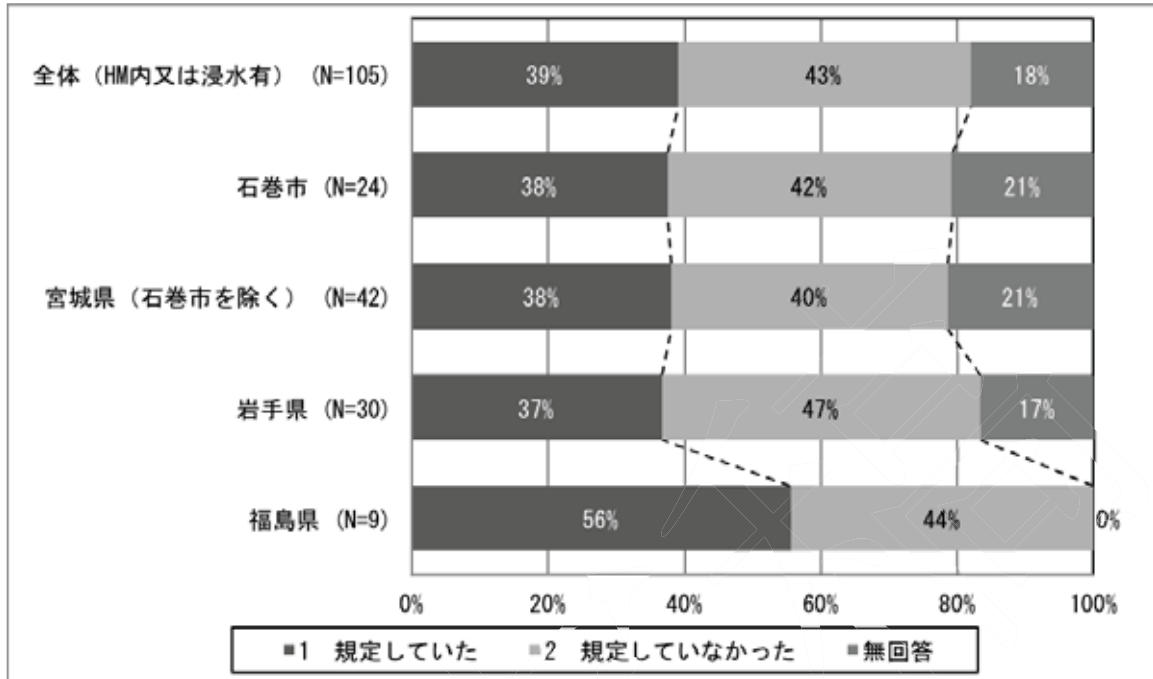
12

13

1
2

〈被災3県アンケート問40〉

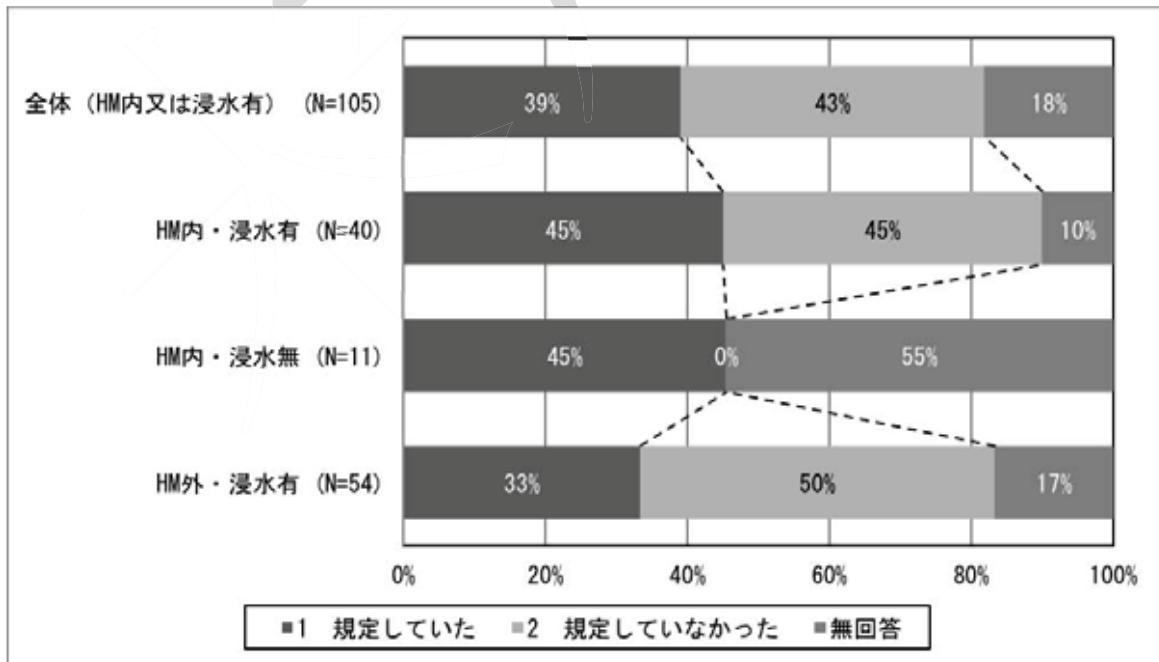
危機管理マニュアルにおける津波避難行動の規定状況（地域別）



3
4
5
6
7

〈被災3県アンケート問40〉

危機管理マニュアルにおける津波避難行動の規定状況（HM内外・浸水有無別）



8
9

1 (5) 国における取り組み

2 文部科学省が共催の事業として、平成22年度までに年1回開催してきた学校安全関連
3 の研修会には、都道府県の指導主事や教員に対する「学校安全指導者養成研修（主催：独立
4 行政法人教員研修センター）」と、各地域の学校安全を担当する行政職員を対象とした「健
5 康教育行政担当者連絡協議会」の2種類がある。これらの研修内容は、洪水や津波等の自然
6 災害も含むが、不審者対応や交通事故、熱中症等も含む学校安全全般にわたっている。

7 文部科学省では、東日本大震災以前の5年間に以下の冊子、各種教材等の入ったDVD
8 などを作成し、先の研修会等で活用を促して、各地域で学校安全の普及に努めるようにし
9 ていた。

10 ①学校安全参考資料『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』

11 ②防災教育のための参考資料『『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開』

12 ③小学校教職員用研修資料DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできること
13 は」

14 ④中学校・高等学校教職員用研修資料DVD「生徒を事件・事故災害から守るためにで
15 きることは」

16 ⑤小学生用防災教育教材CD「災害から命を守るために」

17 ⑥中学生用防災教育教材DVD「災害から命を守るために」

18 ⑦高校生用防災教育教材DVD「災害から命を守るために」

19 ただし、平成23年度に行った「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研
20 究」によれば、上記②～⑥の岩手・宮城・福島3県における活用率は、12%程度であっ
21 た。

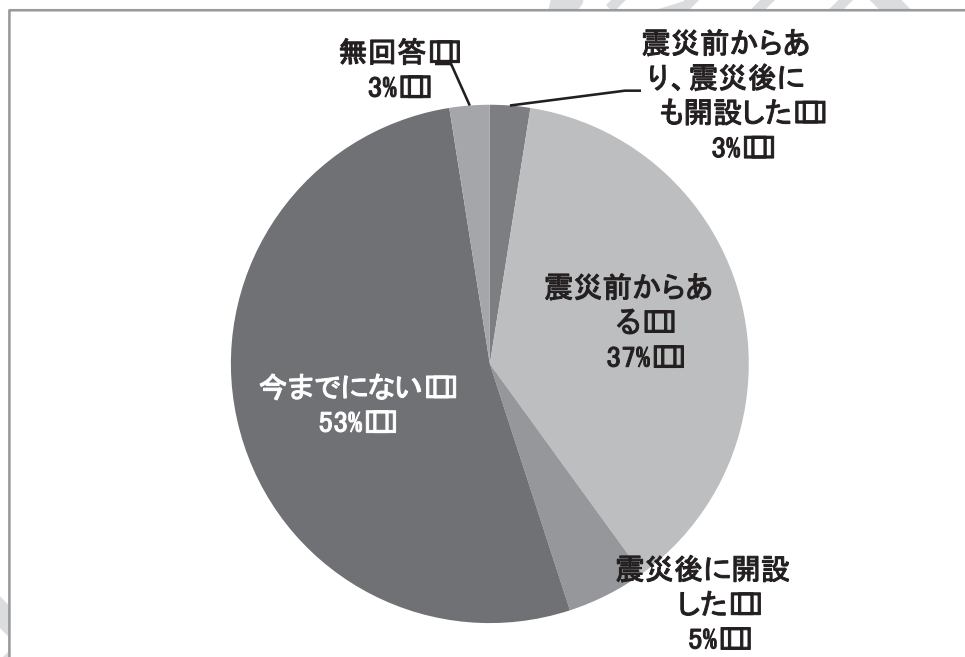
22 (6) 教員養成大学における安全・防災・危機管理教育の実態

23 学校経営において、児童生徒の安全・防災・危機管理に務めることは、基本的に重要な
24 任務であり、責任の伴う業務である。しかし、その任務を果たすためには、教職員のその
25 面での資質が問われることになる。教職に就いてから、その面での研修機会は少なからず
26 あろうが、主に管理職やそれに近い職を対象とした研修であり、若手教員向けの研修の機
27 会はほとんどない。このため、教員養成機関においてどのように安全・防災・危機管理教
28 育が実施されているかについての実態調査を行った（日本教育大学協会加盟55校を対象。
29 回答数40校（回収率72.7%））。以下にその結果を示す（詳細は付属資料4を参照）。

①専門教育科目以外（教職の基礎教育・教養教育等）での実施状況

教員養成大学で学生が履修する教育課程の科目には、小学校教員や中学・高等学校教員・特別支援学校教員といった校種別の専門教育科目のほか、どの校種にも共通する教員の資質を培うための基礎的科目や教養的科目等が各大学独自に開設されている。そうした科目の中で、安全・防災・危機管理に関する内容がどの程度の大学で扱われているかを尋ねた結果が下記である。

安全・防災・危機管理に関する科目の有無



東日本大震災以前から、何らかの安全や防災・危機管理に関する内容を、科目の一つとして組み込んでいた大学は、40校中16校（40%）であり、それ以外の大学では全く扱われていなかった。震災後に、必要性を感じて関連科目を新たに開設したり、追加したのは3大学で、「環境・防災教育」「災害時におけるリスク・マネジメント」「都市防災対策と防災教育」「学校安全」「子どものための安心安全ボランティア」といった科目であった。

教員の資質形成の基礎ないし教養の科目として、何らかの安全・防災・危機管理に関する科目を扱っている18大学（45%）の中で、「津波」やその防災のことを扱っているとしたのは40校中8校のみであった。

②初等教育（幼稚園・小学校）教員養成課程の専門教育科目での実施状況

一般に「教職専門科目」と呼ばれる科目の中で、安全・防災・危機管理に関する何らかの内容を位置づけているとした大学は、震災前で40校中21校で、震災後新たに追加したとしたのは1校だけであった。

その内容と扱いは、大学により多様であるが、分類すると次のような科目がみられる。

- 「教育（学校）経営」「教育と法（規）」「教育行政」といった科目の中で、一部、学校の安全やその在り方を扱う。
- 「学校の危機管理」や「生徒指導」などの科目の中で、いじめや体罰・校内暴力・不審者問題・不祥事事件等を扱う。
- 「学校安全」や「危機管理」といった科目で、最近、各地の学校で生じている児童生徒の命に関わる事故・事件の事例を中心に扱う。
- 「教職実践演習」といった現場実践を意識した科目で、その中に震災後1～2回、学校防災に関する対処を組み込む。

③中等教育教員養成課程及び特別支援教育課程の専門科目での実施状況

中等教育教員養成課程の教職専門科目の中で、何らかの安全・防災・危機管理に関する内容について現在扱っているとした大学は、40校中18校（45%）であった。

教職専門科目としては、「学校安全教育」とか「学校の危機管理」という科目名で開設しているのは2校のみで、他は「教育行政」「学校経営・法規」「教育の原理」「教育入門」といった科目の一部に位置付けていた。各教科の専門科目（教科専門科目）の中で扱っているとした大学の内、こうした内容の扱いの多い教科は「保健体育」12校、「理科」9校、「社会」4校、「その他」11校であった。全くどの教科でも扱っていないとした大学が、11校あった。特別支援教育における専門教育科目の中では、震災前から安全・防災・危機管理に関して扱っていたとした大学は、40校中2校のみで、震災後に開設した大学はなかった。

以上のとおり、国立大学法人の教員養成大学では、基礎・教養科目、教職専門科目、教科専門科目のいずれにおいても、安全・防災・危機管理に関する内容は約半数を超える大学で扱われておらず、しかも津波やその防災を扱っている大学はごく少数であった。

3. 2 事故当日の状況に関する情報

3. 2. 1 気象及び余震等の状況

(1) 気象等の状況

大川小学校に近い2箇所のアメダス観測点における事故前後の気象データを次表に示す。

観測点 時刻	石巻 ¹⁾		雄勝 ²⁾
	降水量※	気温	降水量※
14:40	0.0	1.9	0.0
14:50	0.0	1.6	0.5
15:00	0.0	1.4	0.0
15:10	0.0	1.2	0.0
15:20	0.0	0.9	0.0
15:30	0.0	1.0	///
15:40	0.0	0.9	///
15:50	0.5	0.6	///
16:00	×	0.4	///
16:10	×	0.4	///
16:20	×	0.2	///
16:30	×	0.1	///
16:40	×	0.0	///
16:50	×	0.1	///
17:00	×	0.2	///

¹⁾石巻観測点（所在地：石巻市泉町4）。地震による通信障害の影響で、16時から17時の降水量が欠測となっている。

²⁾雄勝観測点（所在地：石巻市雄勝町雄勝寺4）。津波により観測機器が壊れたため、15:30から観測が行われていない。

※降水量欄における記号等の意味は、下記のとおり。

0.0：降水量はあるが0.5mmとすることに足りない場合

×：欠測の場合

///：欠測または観測を行っていない場合

【出典】気象庁ホームページ「気象統計情報」

震災当日の北上川河口域における降雪については、福地水門（大川小の西南西約5km）に設置されていた河川監視カメラの映像、北上中学校付近（大川小の北約2.5km）から撮影された月浜第一水門付近への津波来襲の様子を撮影した動画のいずれにおいても、地震発生から大川小学校付近へ津波が来襲する前までの時間帯において降雪が確認できる（次ページ写真参照）。

また、地域住民等の聴き取りにおいては、大川小学校付近において、津波来襲前に雪は降っていなかったという証言もあるものの、校庭における降雪についてかなり具体的な状況を証言する者もいた。



福地水門に設置された河川監視カメラの映像

※映像解析から画面の時刻表示は約16分進んでいたことが確認されており、実際の時刻は14:46頃、すなわち地震発生直前である。

以上のことから、大川小学校付近では、地震発生から津波来襲までの時間帯において、降雪があったものと認められる。ただしこの降雪は、地面に降り積もるほどの量ではなかった。

なお、地震2日前の3月9日、石巻のアメダス観測点では一日計13cmの降雪があり、翌10日時点の積雪11cmという記録が残されている。また、雄勝のアメダス観測点では、地震前2日間の降水量として、6.5mm（3月9日）、0.5mm（3月10日）と記録されている。この残雪について、地域住民を対象としたアンケート調査結果によると、大川地区住民の約45%が「雪はすべて溶けており、残っていなかった」と回答し、「日当たりの悪い場所など一部だけ」「山林の中など、ほとんど人が立ち入らない場所に」残っていたとの回答も合わせて約2割である。このことから、震災当日の大川地区には、2日前の降雪の残雪は、ほとんど残っていなかったか、残っていてもごく一部であったものと推察される。

(2) 余震の発生状況

地震当日、14時46分の本震後も計測が続けられていた震度観測点のうち、大川小学校に最も近い2地点（同校からの距離約4kmの「石巻市北上町」、同じく約1.2kmの「石巻市大瓜」）における当日17時までの観測結果を次表に示す。

No.	時刻	北上 ¹⁾	大瓜 ²⁾
1	14:46	震度6弱	震度5強
2	14:51	震度3	震度2
3	14:54		震度3
4	14:55		震度1
5	14:57		震度1
6	14:58		震度2
7	15:01		震度1
8	15:03	震度2	震度1
9	15:05	震度2	震度2
10	15:06		震度3
11	15:08		震度2
12	15:11		震度1
13	15:12	震度3	震度2
14	15:15		震度2
15	15:20		震度1
16	15:21		震度1
17	15:22		震度1
18	15:23		震度3
19	15:25		震度3
20	15:29		震度1
21	15:30		震度1
22	15:34		震度1
23	15:35		震度1
24	15:36		震度1
25	15:40		震度1
26	15:44		震度1

No.	時刻	北上	大瓜
27	15:46		震度1
28	15:48		震度1
29	15:49		震度1
30	15:52		震度1
31	15:54		震度1
32	16:01		震度1
33	16:03		震度1
34	16:04		震度2
35	16:05		震度1
36	16:10		震度1
37	16:14		震度2
38	16:17		震度1
39	16:25		震度2
40	16:28		震度3
41	16:30		震度2
42	16:31		震度1
43	16:34		震度1
44	16:36		震度1
45	16:37		震度1
46	16:37		震度1
47	16:38		震度1
48	16:40		震度3
49	16:54		震度2
50	16:54		震度2
51	16:56		震度1

【出典】仙台管区気象台提供資料

- 1) 石巻市北上町（イシノマキシキタカミチョウ）観測点（所在地：石巻市北上町十三浜字東田50-7）。15:12分以降は、震度計が津波により流出したため観測記録なし。
2) 石巻市大瓜（イシノマキシオウリ）観測点（所在地：石巻市大瓜字鷺ノ巣4-2-2）。

この2つの観測点のうち、大川小学校に近い位置にある「石巻市北上町」では、観測記録が残る地震は計5回（本震を含む）に留まるものの、より遠い位置にある石巻市大瓜と比べてより大きい（4回）又は同等（1回）の震度を記録している。また「石巻市大瓜」では、この間に計51回の地震が観測されており、数分ごとに地震の揺れに見舞われていた。

震災当日、釜谷地区にいた地域住民等の中には、この余震について「揺れがおさまったという感覚はなく、強くなったり弱くなったりしながらずっと揺れていた」「ずっと大きな揺れが続いていた気がする」などと述べる者がおり、その大きさも体感としては震度3以下とは思えないとの証言があった。

これらのことから、震災当日の大川小学校付近においては、本震の発生以降も、少なく

1 とも震度1～3程度、現地にいた人々の体感としてはそれ以上の大きさの余震が、ほぼ継
2 続していると感じられるような間隔で続いていたとみられる。

3 (3) 学校周辺の被害状況等

4 地域住民等の証言によると、本震発生後の釜谷地区内においては、屋根瓦に被害を受け
5 る、エアコンの室外機が落下しかかるなど、地震による被害が見受けられた。しかしなが
6 ら、家屋全半壊などの大きな被害があったとの証言はなかった。

7 また、学校近隣を通る道路の地震による被害状況については、次のような証言が得られ
8 た。

- 9 ● 釜谷地区内を通る県道については、少なくとも谷地中から釜谷にかけて、通行の支障
10 となるような被害はなかった。
- 11 ● 三角地帯のすぐ上流側、堤防上を通る県道河北桃生線の橋（富士川橋）は、地震により
12 橋と道路の間に段差ができて車両通行できない状態となっていた。
- 13 ● 堤防上の県道河北桃生線は、さらに上流寄りの間垣付近（針岡地先）で路面が波打った
14 ようになっており、車両通行が困難（やっと通れる状態）だった。
- 15 ● 釜谷交流会館前の道路には、路面にひび割れがあった。

16 これらのことから、堤防上の県道河北桃生線で三角地帯より上流部分に交通に支障のあ
17 るような被害があったことを除き、大川小学校周辺の道路には交通に支障をきたすような
18 大きな被害はなかったと言える。

19 さらに、学校周辺の道路の混雑状況については、地域住民等の証言によると、次のとお
20 りである。

- 21 ● 長面方面から釜谷地区を通る県道については、それほど多くの通行量があったわけ
22 はなく、地震発生から津波来襲まで、一部の一時的な渋滞を除き、ほとんど渋滞はな
23 かった。
- 24 ● 釜谷交流会館と学校間の道路、学校正門付近の県道については、迎えに来た保護者
25 の車が数台停車していたり、スクールバスが路上停車（及び校地内にバックで進入）を
26 していたことから、一時的に、車が詰まる状態になっていた時期があった。
- 27 ● 津波来襲の直前、三角地帯付近では、雄勝方面から釜谷地区へ向かおうとする車両に
28 対して雄勝方面（釜谷トンネル方面）へ戻るよう誘導が行われていた関係から、方向転
29 換する車両に遮られるなどして、車が詰まる状態になっていた。

1 (4) 学校裏山の倒木について

2 大川小学校の裏山には、本検証の過程で行った現地踏査（平成25年6月15日および9
3 月27日）において、多数の倒木の存在が確認できた。これらの倒木の原因と時期について、
4 植物学の専門家の助言にしたがって撮影した写真を提供してその意見を求めたところ、次
5 のような見解を得た。

- 6 ● 写真を見る限り、倒木の樹幹や葉の劣化状態は、比較的軽微なものからかなり進行した
7 ものまで様々な段階が観察されるため、倒れた時期の異なるものが混在していると推定
8 される。過去1～2年以内に倒れたと考えられる比較的新しいものもある一方で、震
9 災の時期かそれ以前に倒れていたと考えられるものもある。
- 10 ● 一般に、枯死木を除けば、地震の揺れで樹木が中折れするなどして倒れることは考え
11 にくい。ただし、樹木の生えている場所に地割れや土砂崩れが発生した場合は、これ
12 により倒木が生じることはあり得る。
- 13 ● 写真では同一方向に倒れる樹木群が見られることもあわせて考えると、地震や津波に
14 よる倒木ではなく、強風を原因とする倒木である可能性が高い。宮城県内では、震災
15 以降も台風などによる強風が複数回発生しており、大川小学校の裏山に現存する倒木
16 は、こうした強風によるものであると考えられる。

17 なお、震災当日、裏山において地割れや土砂崩れが発生していたという証言はなく、ま
18 た震災直後に裏山の捜索を行った消防団の関係者によると、捜索の際に地震による地割れ、
19 土砂崩れなどの形跡は見受けられなかったとのことである。

20 以上のことから、現地踏査において確認された多数の倒木は、震災以前から倒れている
21 と考えられるものも含めて、強風等を原因として発生したものとみなされる。

3. 2. 2 津波の来襲状況

(1) 津波の到達時刻に関する情報

大川小学校付近へ来襲した津波の到達時刻は、以下のように判断される。

北上川の河口付近へ到達した津波は、北上川の堤防の陸側を主として陸上を遡上した津波と、北上川の河道を遡上して新北上大橋直下の右岸から越流した津波の、大きく2つに分けられる。一般に陸上を遡上する津波は、河道を遡上する津波に比較して遡上速度が遅いことから、これら2つの津波の大川小学校付近への到達時刻も、北上川からの越流が先で陸上を遡上した津波が後である。

国土交通省の設置した水位計のデータによると、北上川を遡上した津波の第1波は、下表のように河川を遡上したものと推算される。これらの時刻は、水位計の記録が残されている「福地」と「飯野川上流」は分単位で正確であることが確認されたが、他の時刻については推算値である。

北上川を遡上した津波のそれぞれの地点付近への到達時刻

	月浜第一水門	新北上大橋	大川中学校	福地	飯野川上流	
河口からの距離(Km)	2.0	3.7	4.8	8.6	14.9	
到達時刻	立ち上がり	15:22	15:26	15:28	15:37	15:51
	ピーク	15:28	15:32	15:34	15:42	15:55

※斜体は福地・飯野川上流の水位計記録に基づく遡上速度と河口からの距離から算出した推算値。

河川を遡上した津波が堤防を越える高さだったことに加え、新北上大橋のトラスに流木や船舶などが滞留してダムのような状態になっていたこともあいまって、堤防からの越流が生じた。また、越流開始の時刻は、水位計のデータから推算した新北上川大橋への到達時刻である15時26分(立ち上がり到達時刻)から15時32分(ピーク到達時刻)までの間だった。

一方、大川小学校に残されていた時計については、現存しているもの2点と、震災直後に撮影された写真によるもの1点の計3点の情報が得られた。これらはそれぞれ15:38:53、15:37:46、15:36:40で停止しており、その平均停止時刻は15:37:46であった。これらの時計は陸上を遡上して大川小学校付近に到達した津波によって停止したものとみなされる。

1 (2) 地域住民等による主な目撃証言

2 津波来襲の際に三角地帯や学校周辺の釜谷地区内にいた地域住民等への聴き取りの結果、
3 釜谷地区に来襲した津波に関して、主として以下のような証言が得られた。

4 釜谷地区の県道よりも北上川寄りの地域では、新北上大橋からおよそ500m下流付近
5 までの間において北上川を遡上する津波が目撃されていたほか、津波に押し流されて川を
6 遡上する船舶や、富士川の堤防からこぼれ落ちる黒い塊の津波も目撃されている。

7 また、大川小学校から新北上大橋へ向かう県道付近からは、北上川の堤防を越流する津
8 波が住民や児童によって目撃されている。これらの証言の中には、堤防を越えて来たしぶ
9 きをあげる津波が手前にある2階建て家屋よりも高いものだった、堤防を越えたあとに大
10 きな音をたて砂埃をあげていた、などと述べるものがあった。

11 さらに、三角地帯付近にいた住民等もまた、新北上大橋のたもと付近から、津波が堤防
12 を越流する様子を目撃している。この越流前には、表面張力のように、水面が堤防よりも
13 高い状態がある程度の時間、続いていたとの証言もあった。

14 一方、陸上を遡上する津波については、釜谷地区内の東南にある溜め池から富士川への
15 用水路が通る付近の路上から、家屋とほぼ同じ高さの波が音を立てて建物を破壊しながら、
16 海側から三角地帯方向に向かって進む様子が目撃されている。また、大川小学校付近にお
17 いても、やはり家屋と同じくらいの高さの津波が、県道を海側から三角地帯方向へ向けて
18 遡上していったという証言も得られた。

19 大川小学校の裏山に避難して助かった証言者の中には、津波の来襲直前、大きな音とと
20 もに突風のような風を感じたという者が少なくない。また、堤防を越流する津波を見てか
21 ら山へ駆け上り、そのあと少ししてから津波に巻き込まれた、などの証言も得られてい
22 る。

23 (3) 釜谷地区に来襲した津波の挙動

24 以上から、釜谷地区に来襲した津波の挙動は、次のようなものであったとみなせる。

25 北上川の河口付近へ到達した津波のうち、河川を遡上した津波は、堤防を越える高さま
26 で到達し、新北上大橋に樹木等が滞留した堰効果とあいまって、堤防を越流して釜谷地区
27 に来襲した。3. 2. 4に後述するとおり、地域住民等の多くはこの越流を目撃して避難
28 を開始しており、越流津波は人々に強い恐怖感・切迫感を抱かせるものであるとともに、
29 堤防近くの家屋等を損壊させる程度の威力を持っていた。

1 河川を遡上した津波が堤防を越流した数分後、陸上を遡上した津波が釜谷地区の中心部
2 付近に到達した。この津波の高さは数メートル、水量は膨大なもので、到達直前には突風
3 をもたらし、大きな衝撃音とともに建ち並ぶ家屋を次々と破壊する威力を持っていた。大
4 川小学校の校舎における津波痕跡はT. P.⁸⁾約10mであり、屋根まで全てが水没したわ
5 けではないものの、校舎内で安全に避難できる場所はなかった。大川小学校にあった時計
6 は、この津波の浸水により停止した。

7 大川小学校の児童・教職員をはじめ、同校付近で犠牲になった人々は、北上川の堤防を
8 越流した津波と、その後に陸上を遡上して来襲した津波の両方に巻き込まれて被災した。

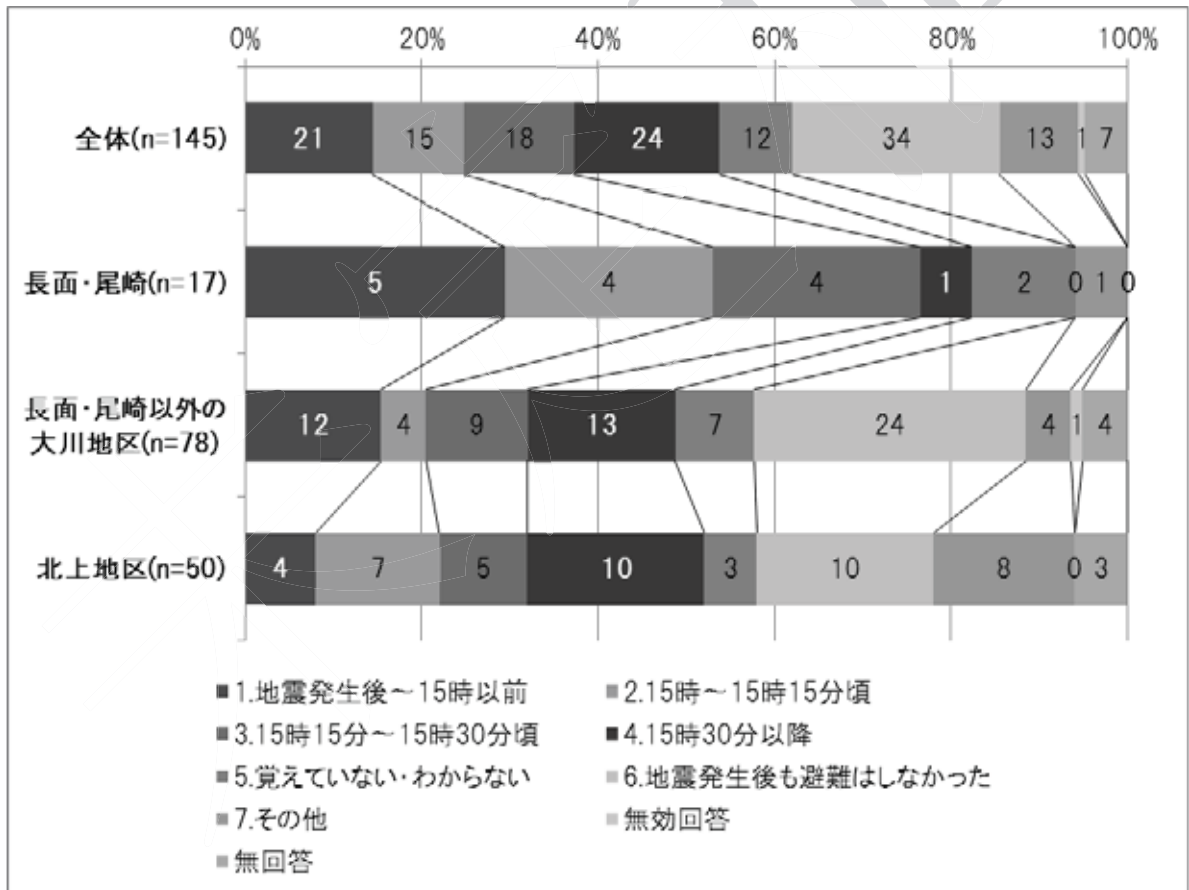
⁸⁾ T. P. とは、東京湾平均海面 (Tokyo Peil) の略で、日本国内で標高の基準となる海水面の高さのこと。東京湾中等潮位とも言う。

1 3. 2. 3 地域住民の避難と被害状況

2 (1) 地域住民の避難行動

3 大川地区・北上地区の地域住民を対象としたアンケート調査において、震災当日、自宅
 4 周辺にいた方（有効回答数 145）を対象として、当日の避難行動について尋ねた。この結果
 5 は以下のとおりである（詳細は付属資料 2 を参照）。

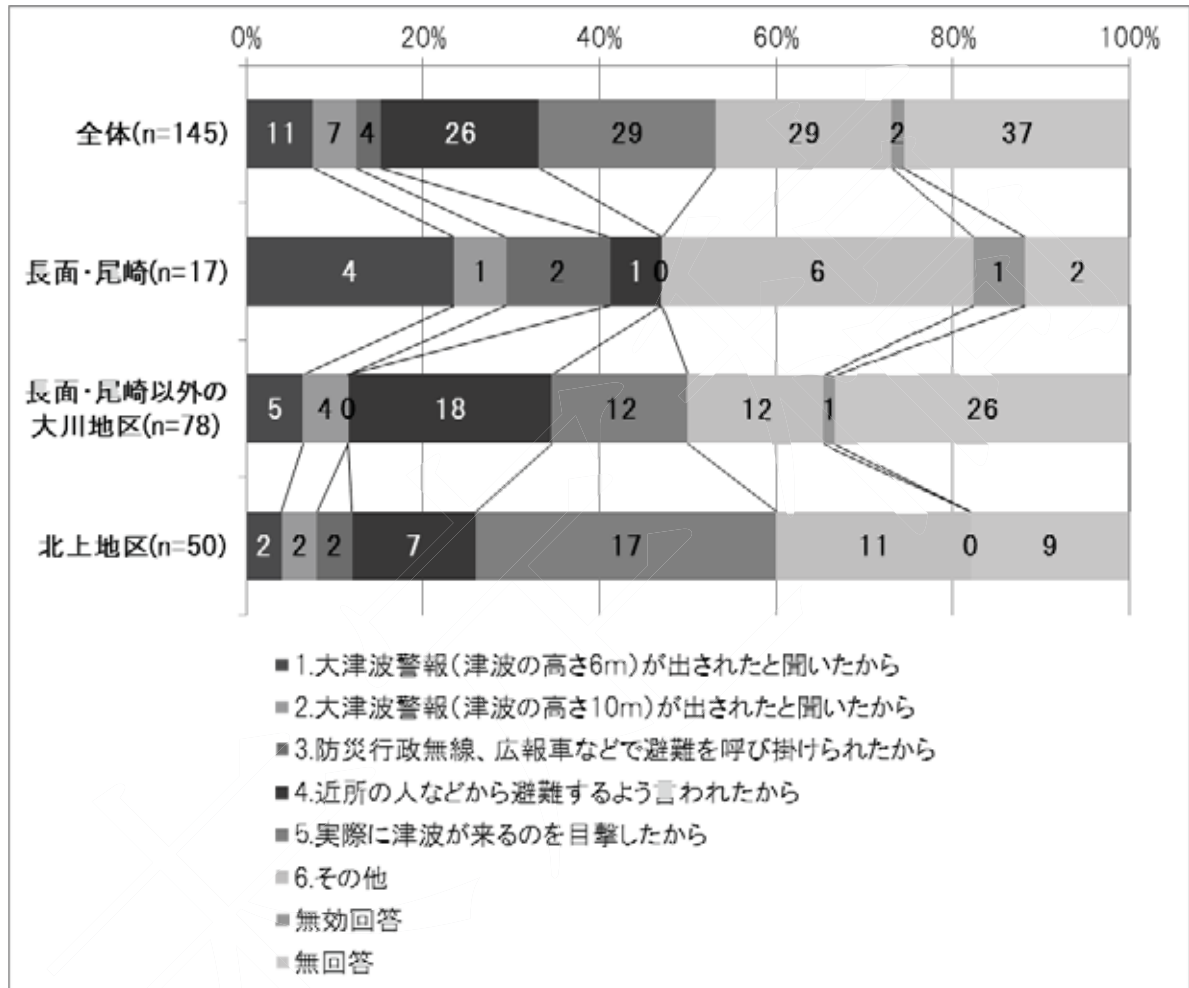
6 まず、地震発生後の避難開始時刻について尋ねたところ、津波来襲より早い 15 時 15
 7 分頃までに避難を始めた人の割合は、全体で約 25%であったが、うち長面・尾崎地区で
 8 最も多く（約 53%）、次いで、北上地区（同 22%）、長面・尾崎地区以外の大川地区（同
 9 21%）となった。



地震発生後の避難開始時刻

10
11
12
13
14

1 また、避難のきっかけに関しては、長面・尾崎地区では大津波警報や防災行政無線、広
 2 報車での避難の呼びかけをきっかけに避難を開始した方が約40%である一方で、長面・
 3 尾崎以外の大川地区や北上地区では、「近所の人などから避難するよう言われたから」「実
 4 際に津波が来るのを目撃したから」といったきっかけで避難を開始した方が約40～50%
 5 であることが明らかとなった。



避難開始のきっかけ

(2) 釜谷地区住民の被害状況

11 行政区としての釜谷地区（入釜谷の一部、谷地中を含む）で津波により犠牲となった住民
 12 等の人数は、197名とされている。ただし、この中には、震災当日は地区外にて入院・
 13 入所生活を送っていた住民、地区内の診療所勤務者、地区内の住民宅を訪問していた当該
 14 住民の親戚なども含まれている。一方、地区内の賃貸住宅に居住していた住民の一部や、

1 地区内に勤務していた在勤者は含まれていない。

2 このため、大川小学校近隣における津波による人的被害の全体像を整理するため、遺族、
3 地域住民などからの聴き取り及び情報収集を行った。この結果をもとに、地震発生から大
4 川小学校付近へ津波が来襲するまでの間、地区内にいた（もしくは地区へ来訪していた）住
5 民等の被災状況を整理した（下表）。

6 なお、この整理にあたっては、以下のような考え方で集計対象を選択した。

- 7 ● 釜谷地区のうち、地形的にやや離れた入釜谷については、間垣の堤防を越流し破堤に至
8 らしめた津波で被災したと考えられることから、集計には含まない。
- 9 ● 小学校以外の被害を整理するため、小学校の児童・教職員と、来訪者のうち小学校へ児
10 童の引き取りに来た保護者等は、集計には含まない。

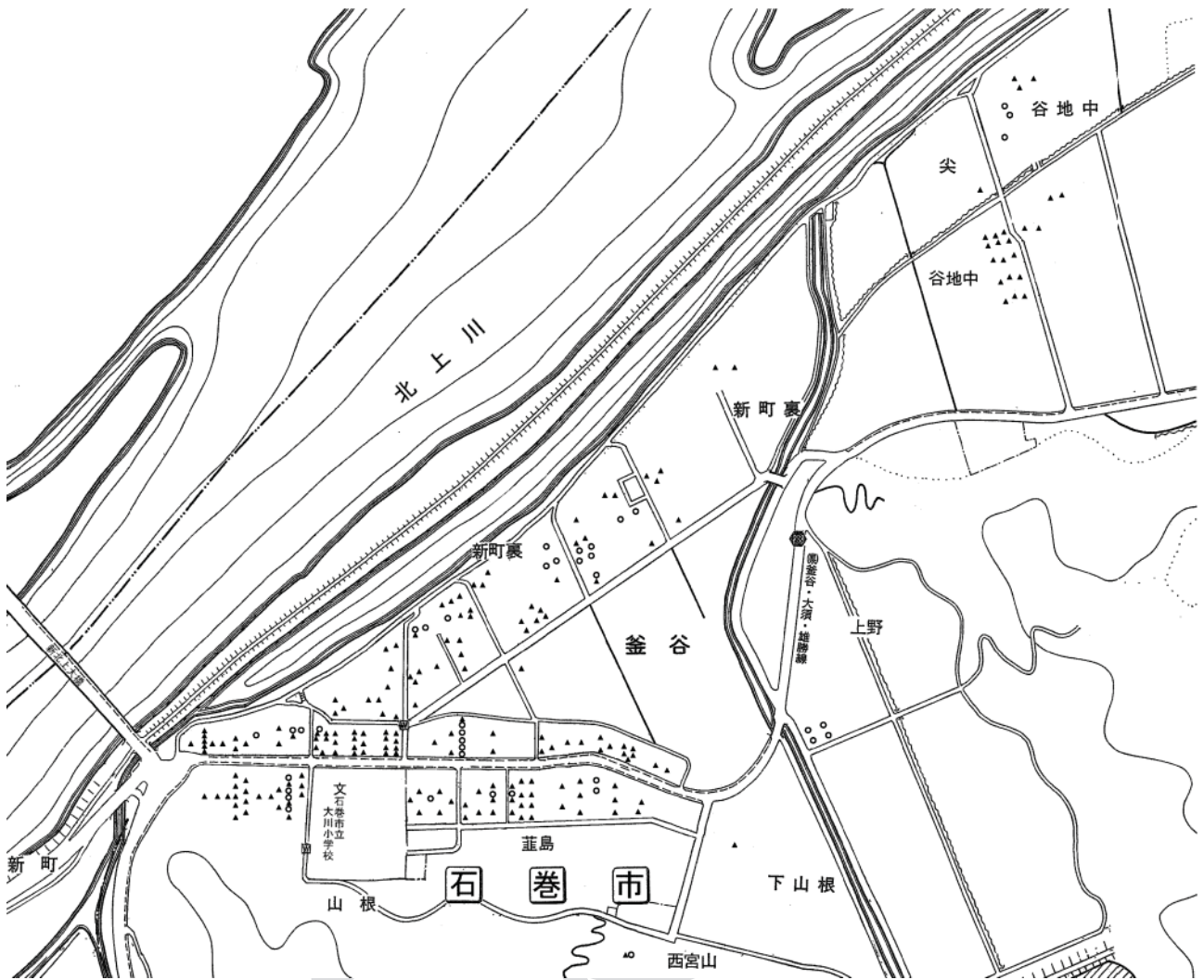
11 また、地区内の在勤者や来訪者については、聴き取り等から得られた範囲のみに限定さ
12 れることから、必ずしもすべてを網羅できているとは限らない。この点も含め、表中の数
13 値には、一定の不確実性が残されていることに留意する必要がある。

14
15 釜谷地区（入釜谷を除く）における住民・在勤者等の被災状況
16 （聴き取り等によって得られた情報に基づく）
17

単位：人

	住 民	在勤者	来訪者	計
死 者	1 7 5	2	4	1 8 1
生存者	3 4	6	1 1	5 1
計	2 0 9	8	1 5	2 3 2
(死亡率)	(83.7%)	(25.0%)	(26.7%)	(78.0%)

18
19
20 また、この結果を、住民の場合は自宅、在勤者・訪問者の場合は勤務先・訪問先として、
21 地図上に示したものが、次図である。ただし、これは必ずしも津波来襲時にこの場所に
22 たことを示したものではない。



1 【凡例】 ▲：死亡・行方不明、○：生存

2 印の位置は自宅及び勤務先を示しており、その場所で被災したとは限らない

3 釜谷地区（入釜谷を除く）における住民・在勤者等の被災状況図
 4 （聴き取り等によって得られた情報に基づく）

5

6

3. 2. 4 大川小学校における避難行動の経過

(1) 広報等から得ていた情報

地震発生から当日17時までの間、宮城県沿岸に対して出された津波警報の発表・変更状況は、次表のとおりである。なお、これとは別に、地震発生直後、14時46分48.8秒（最初の地震波検知から8.6秒後）には緊急地震速報が発表されている。

宮城県及び近隣への津波警報（予想される津波の高さ）発表状況

発表時刻 津波予報区	14:49	15:14	15:30	16:08
青森県太平洋沿岸	1 m	3 m	10 m以上	10 m以上
岩手県	3 m	6 m	10 m以上	10 m以上
宮城県	6 m	10 m以上	10 m以上	10 m以上
福島県	3 m	6 m	10 m以上	10 m以上
茨城県	2 m	4 m	10 m以上	10 m以上

【出典】「気象庁技術報告第133号 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震調査報告」（平成24年12月）

■ 津波警報（大津波）
■ 津波警報（津波）

地震直後から、各報道機関は、テレビ・ラジオを通じてこれらの警報発表を報道するとともに、各地の津波の来襲状況などについて報道した。大川小学校付近において、ラジオ又はテレビのワンセグ放送で視聴可能であったと考えられる主な情報を、次ページの表に示す。なお、表中の放送時刻は、繰り返し同じ内容が放送される中で最も早い時刻を示す。

一方、石巻市提供資料によると、同校を含む旧・河北町の地域では、河北総合支所から防災行政無線による2回の広報（同じく次ページに示す）が行われた。

地域住民に対するアンケートでは、大川地区住民の約35%が「防災行政無線の放送は流れていなかった」と回答しているが、一方で約1割が「聞いたことをはっきり覚えている」又は「聞いたような気がする」と回答している。また、地震後に大川小学校の校庭で、防災行政無線による「大津波警報発令」の広報を聞いたとする具体性を持つ証言も得られた。

事故当日にテレビ・ラジオ等から放送された内容

(繰り返し放送された場合、時刻は最も早い時刻)

時刻	報道内容（概要）
14:50	宮城県太平洋側に大津波警報
14:51	予想される津波高 6m、予想到達時刻は午後 3 時
14:53	石巻鮎川の予想到達時刻午後 3 時 10 分
15:00	津波観測：岩手県大船渡港（14:54 20cm）
15:02	津波観測：宮城県石巻市鮎川(14:52 50cm)、岩手県釜石港(14:56 20cm)
15:14	(テレビ画面のみ) 宮城県：第一波到達確認、予想される津波高 10m
15:16	釜石市で車が流されている（屋外カメラ映像を説明）
15:18	大船渡市で津波が川を逆流（屋外カメラ映像を説明）
15:20	いわき市小名浜で、道路が冠水（屋外カメラ映像を説明）
15:21	(FMラジオ音声) 新しい情報では予想される津波高 10m。
15:21	釜石市で道路に大きな船が流れている（屋外カメラ映像を説明）
15:21	女川で、屋根のひさし付近までの波、車を押し流す、およそ 3~5m（屋外カメラ映像を説明）
15:22	いわき市小名浜で、車が流されている（屋外カメラ映像を説明）
15:25	津波観測：岩手県釜石港(15:21 4m20cm)、岩手県大船渡港(15:15 3m30cm)、宮城県石巻市鮎川(15:20 3m30cm)、岩手県宮古港(15:19 2m80cm)
15:26	気仙沼で、白波が渦巻き、海面なのか陸上なのか不明（屋外カメラ映像を説明）
15:29	気仙沼で、大きな船、建物の屋根など流されている（屋外カメラ映像を説明）
15:32	(AMラジオ音声) 宮城県で津波の到達確認。予想される津波高 10m以上。
15:36	宮古 4m、大船渡 3.3m、釜石 4.2m、鮎川 3.3m などの津波確認

注) 協力を得た報道機関からの情報をもとに作成。このほか、情報提供を得られていない報道機関による放送もあることから、上記がすべての報道を網羅しているわけではない。

河北総合支所による防災行政無線の広報

	時期	広報内容
1 回目	発表直後 (14時52分)	大津波のサイレンを放送 「只今、宮城県沿岸に大津波警報が発令されました。 只今、宮城県沿岸に大津波警報が発令されました。 海岸付近や河川の堤防などに絶対近づかないでください。 繰り返します。(以上をもう一度繰り返し)」
2 回目	沿岸部に津波が押し寄せているとの情報を得た後 (15時10分頃*)	サイレン無し、チャイムを鳴らし 「現在、宮城県沿岸に大津波警報が発令中です。 現在、宮城県沿岸に大津波警報が発令中です。 海岸付近や河川の堤防などには絶対近づかないでください。 繰り返します。(以上をもう一度繰り返し)」

*河北総合支所では、報道機関の放送のほか消防無線の傍受が可能であったが、「沿岸部に津波が押し寄せている」との情報の入手元が不明であり、この時刻は正確ではない可能性がある。

1 さらに、関係機関提供の資料等によると、少なくとも次の公的機関の車両が、大川小学
2 校周辺で広報活動を行っていた。

時 期	広報内容
1 5時15～ 20分頃	河北消防署の消防車が、新北上大橋から長面地区方面へ走行しつつ、「大津波警報が発令されています。避難して下さい。」という内容を広報。
1 5時25～ 30分頃	石巻市河北総合支所の公用車が、長面方面から新北上大橋方面へ戻りつつ「松原を津波が抜けてきたので避難して下さい」という内容を広報。

4
5
6 このうち、河北総合支所の車両が行っていた広報については、これを聞いた地域住民が
7 「尋常ではない言い方だった」と証言している一方で、広報車の走行した県道から畑をはさ
8 んで約250mほど離れている自宅付近の屋外にいた住民の中には、「何か言っていたが、
9 内容は聞き取れなかった」と証言する者もいた。また、広報車の走行する速度も、かなり速
10 かったと証言する者もいる。

11 (2) 河北総合支所等による避難誘導

12 地震発生と大津波警報の発表を受け、河北総合支所からは計5台の公用車が広報等のた
13 めに支所管内の各地区へと向かった。うち3台は、沿岸部（尾崎・長面地区）への避難誘導
14 広報や水門閉鎖のため、職員6名が2人体制で分乗して、14時55分から15時くらい
15 までの間にそれぞれ支所を出発した。この職員6名がこうした対応をとることは事前計画
16 に定められていたものではなく、3台の役割分担も特に決まっていたわけではなかった。
17 これら公用車は、3台とも防災行政無線（移動系）の車載器を搭載しており、さらに1台に
18 は消防無線の受令機があった。また2台には車外に向けて広報する拡声器が備え付けられ
19 ていたが、うち1台は故障により使えない状態だった。

20 また、これとほぼ同時期にあたる14時56～57分頃、河北消防署からも署員1名が
21 広報車で出発し、新北上大橋を経由して釜谷地区および長面・尾崎地区で津波広報を実施
22 した。この広報車は、新北上大橋を通過後、釜谷地区内の県道を長面方面に移動しながら
23 「大津波警報が発令されています。避難して下さい。」と継続してマイクで避難を呼び掛け
24 た。消防の広報車が大川小学校前を通過したのは、15時15～20分頃である。

25 支所職員A及びBが乗って長面方面へ向かった公用車では、消防無線から「津波警戒隊は
26 すべて避難せよ。」との情報を得た。他2台の公用車は消防無線を傍受できなかったことか
27 ら、各車に無線でその情報を伝えた。また、新北上大橋上を走行中に「女川に津波が到達」

1 との情報⁹⁾を得た後、釜谷地区を長面方面へ向けて走行する際に、スクールバスが県道上を
2 長面方面を向いて止まっているのを見た。

3 支所を3台目に出発した公用車に乗っていた支所職員C・Dは、15時23分頃、体育
4 館に避難者の受け入れが可能かどうか確認するため、大川小学校に立ち寄った。これは、
5 前年のチリ地震で津波警報が発表された際、同小の体育館に沿岸部からの避難者を受け
6 入れた経緯があったためである。校庭にいた教職員に確認したところ、体育館は照明器具
7 落下の危険性があるので受け入れできないとの回答であった。このとき対応した教職員は
8 教頭であるとされ、このやりとりの中で支所職員側から「津波警報が出ている」ことに触
9 れた可能性はあるものの、それ以外に津波に関する情報のやりとりはなかった。またこのと
10 き、校庭にいた顔見知りの地域住民の一人と支所職員との間でも会話を交わしたが、その内
11 容は「ご苦労さまです」というあいさつ程度で、被害状況や津波に関する情報のやりとりな
12 どはなかったと証言している。

13 支所職員A・Bは、谷地中付近を走行中、長面の松林の木々の間から白く光るものが突
14 き抜け、さらに次の瞬間に波しぶきを立てて津波が松林を超えてくるのを視認して、Uター
15 ンした。谷地中で「松原を津波が抜けてきました。」と広報し、谷地中を過ぎてからスピー
16 ドを出して釜谷地区中心部に向かった。釜谷地区中心部の入口から三角地帯の信号機辺り
17 まで「松原を津波が抜けてきたので避難して下さい。」と避難を呼び掛けながら、時速40
18 km程度でゆっくり走行したと証言している。釜谷地区の県道沿いに7、8名の地域住民
19 がいたが、避難する様子はなかった。

20 一方、支所職員E・Fの乗るもう1台の公用車が谷地中から100m程度釜谷寄りのと
21 ころを走行していたとき、前方から職員A・Bが乗った公用車が戻ってきた。職員A・B
22 は車の窓を開け、「津波だ、逃げろ。」と叫んだ。支所職員E・Fは、松林を超える白い波
23 が見えたため釜谷方面へUターンした。同職員は、この時の白い波は高さ18～20mの松
24 林を超えるものであったと証言している。新北上大橋方面へ戻る際、学校のスクールバスは
25 県道向きで校地内に入っており、運転手はバスの脇にいた。学校付近の県道には、子ども
26 を迎えに来た保護者の車が数台停まっていた。

27 支所職員C・Dは15時24分頃、学校を出た。学校付近に車が4、5台駐車していた
28 ので、スクールバスの運転手に誘導してもらい、バックして県道まで戻った。運転手は、
29 校庭脇で地域住民と話をしたり、車の誘導をしていた。谷地中から戻ってくる職員A・B
30 が乗った公用車と郵便局付近ですれ違った後、釜谷霊園の辺りを走行しているときに、長
31 面方面から走行してきた一般車両から「津波が来るから、この先には行くな。」と緊迫した
32 様子で言われ、釜谷方面に引き返した。Uターンしているときに、富士川の堤防から水が
33 漏れており、堤防上を船が津波に押されて流されているのを見た。「これは危ない、大変

⁹⁾ 支所職員はこの情報を消防無線から得たと証言したが、その情報内容から判断して、消防無線ではなく、15時21分頃に放送されたラジオ放送である。

だ。」などと感じつつ県道に戻ったところ、三角地帯手前の最上屋前付近まで数台の車が詰まっており、その先で他の支所職員が車の誘導をしていた。このため、詰まっている車を避けるように反対車線に出て、三角地帯まで出た。

このようにして合流した支所職員C・Dを最後に、支所職員6名の乗った3台の公用車は、いずれも三角地帯に到着した。6名のうち1名が車内に残って避難を呼び掛け続け、他の職員は車から降りて間垣方面から釜谷方面に進もうとする車を雄勝方面へ誘導した。誘導にかかった時間は、1台あたり15～30秒程度であった。

その後、川の水面は堤防の高さを越えるほどになり、新北上大橋付近に船が流れてきた。雄勝側の斜面はコンクリート吹付の法面が続いて登れないため、職員らは山の雑木林とコンクリート法面の境目付近を登った。新北上大橋から水の塊が富士川に流れ込み、次の瞬間、富士川から三角地帯に水が溢れてきた。6名の支所職員のうち車内に残って広報を続けていた1名が逃げ遅れて津波にのまれ、別の1名も津波をかぶって衣服が濡れた。支所職員の一人は、山の斜面に登った後、間垣の堤防が、川に面していない側から縦に崩れ、さらに全体が崩壊するのを目撃した。

(3) 地域住民の避難行動

地震発生後、地域住民の多くは釜谷交流会館に避難し、大川小学校に避難した地域住民はそれほど多くなかった。地震後、通りを歩いていて、顔見知りの住民に「学校か釜谷交流会館に避難するように」と勧められたとする証言や、高齢者や寝たきりの住民を釜谷交流会館へ移動させていたとする証言がある。一方で、県道を長面方面から戻りながら津波来襲を告げる支所公用車の広報を聞きながらも、避難行動をとらなかった住民もいたとの証言もある。

津波来襲時に釜谷地区にいて避難できた地域住民の多くは、津波が来襲したのを実際に見たり、津波来襲を見た人の「津波だ」「高い所に逃げろ」との避難の呼び掛けに応じたりして避難しており、津波来襲を確認する前に避難した者は少数である(次表参照)。防災無線や支所公用車からの避難の呼び掛けは聞こえなかったという証言も少なくない。

助かった釜谷地区住民の避難のきっかけ

(当時、釜谷地区にいて助かった住民等51名中、詳細な行動が判明した30人について)

避難開始のきっかけ	人数
津波そのものを目撃して (内、釜谷地区内の低地・三角地帯で一度止まった人)	10人 (2人)
津波を目撃した人に言われて (内、釜谷地区内の低地・三角地帯で一度止まった人)	17人 (11人)
津波について見聞きする前に	3人
計	30名

証言を得られた地域住民の避難行動の経過は、以下のとおりである。

①地域住民A

堤防付近に自宅のある地域住民Aは、近所の住民が堤防から水がこぼれてくるのを見て「津波が来ているのでは？」と言ったのを聞いた。自ら富士川の堤防に登ってみたところ、北上川の堤防から水がこぼれているのが見えたため、近くにいた近所の住民たちに「子どもたちを車に乗せて逃げろ」と呼びかけた後、自分も車に乗って堤防沿いの道路を通り、釜谷交流会館方面へ向かった。釜谷交流会館には、既に地域住民数名が集まっていた。「津波が来るから逃げろ」と呼び掛けたが、誰も逃げようとしなかった。そのうちに後ろからバリバリとすごい音がした。津波に追いかけられながら、釜谷交流会館の横の竹やぶから山に登った。山に逃げる途中、釜谷交流会館の駐車場の奥に、移動している児童の後ろ姿（最後尾）を見た。このとき、校庭には何人かの大人が残っていた。

②地域住民B

地域住民Bは、地震後、自宅の片付けをしていたが、余震で外へ出た。自宅の畑からポツポツと水が浮いているのを見た。夫が堤防に登ってみたところ、川を遡上する三角に盛り上がった津波が見え、船も流れてきた。夫に「逃げろ」と言われ、家族とともに走って交流会館に向かった。山に逃げる前、児童が校庭に並んでいる姿が見え、「三角地帯に移動します」と言っているのが聞こえた。竹やぶ付近から山に登ったが、途中で上から水をかぶり、津波にのまれた。

③地域住民C

地域住民Cは、余震の後、家族に勧められ、自宅から釜谷交流会館へ避難しようとした。釜谷交流会館前で地域住民Aが「山に逃げろ」と言っているのを聞き、津波が来ているのを確認しないまま、山に向かった。山にたどり着かないうちに津波にのまれ沈んだが、次に来た波で山に打ち上げられた。その直後に、すごい音がして、建物が流され、トタン等がぶつかる音が何分か続いた。子どもたちの「助けて」という声も聞こえた。

④地域住民D

地域住民Dは、地震後に外出先から自宅に戻り、高齢の家族を乗せて、車で釜谷交流会館に向かった。学校と釜谷交流会館の間の道路で地域住民らが「津波が大きい」などと話していたので、高いところに逃げた方がよいのではないかと思った。以前、家族と「宮城県沖地震で津波が来たら雄勝峠に避難したほうがいい」と話したことを思い出し、本当に津波が来るとは思わなかったが、Uターンして県道を通り、三角地帯を抜けて雄勝峠方向へ向かった。後に、津波が釜谷地区を襲ったのは自分たちが出発してからすぐだったと聞いた。

⑤地域住民E

地域住民Eは、地震後に外出先から自宅に戻り、家族のうち数名を大川小学校に避難させた。その後、毛布等を積み、車で釜谷交流会館へ行った。県道から学校と釜谷交流会館の間の道路に入るところで、地域住民が交通整理していた。知人から、一人暮らしの人や寝たきりの人を交流会館に連れて来ていると聞いたため、自宅にいた要介護の高齢者を交流会館に連れてこようと考え、歩いて自宅に戻ろうとした。知人達と話している際、校庭から「三角地帯まで移動します」と声を掛けているのが聞こえた。交流会館と学校の間の道路を歩いて自宅に向かい、学校の自転車小屋の手前あたりまで来たときに、正面の県道を越えた先に大土手（北上川の土手）から跳ね上がる水が見えた。跳ね上がった水の高さは、道路両脇の家（ほとんどが2階建）より高かった。恐怖心からすぐに背を向け、山に向かって走った。山に向かって走り始めてすぐに、バリバリと家が壊れる音が聞こえ、そのまま津波にのまれた。「三角地帯に移動します」という声を聞いてから、津波が来るまでは数分だった。

⑥地域住民F

地域住民Fは、何かを放送しながら長面の方に向かう広報車を見たが、スピードが早くて何を言っているのかわからなかった。広報車は長面方面から戻ってきたが、このときも何を言っているのか聞き取れなかった。防災無線も全く聞こえなかった。堤防の様子を見に行った2軒隣の住民から「津波が来た」と知らされ、続いて地域住民Aから「早く逃げろ」と言われた。そのため、家族らと車で避難した。釜谷交流会館と学校の間の道路には、釜谷交流会館に向かう地域住民の姿が見えた。自分達も釜谷交流会館に行くべきか迷い、最上屋の前で停止した。そのとき、右斜め前方向に堤防側へ通じる細い道路の正面にある富士川の堤防から津波が溢れているのが見えて怖くなり、高い場所に避難することにして発進した。三角地帯のバス停辺りで、支所職員2名が雄勝方面に車を誘導していた。雄勝方面から来る車と雄勝方面へ行く車が詰まって数秒停止した。新北上大橋の上流と下流の両方で、堤防を越えて波が溢れてくるのが見えた。後部座席に座って後ろを見ていた家族が津波が来たと大騒ぎになったため、詰まっている車を避けるような形で三角地帯を通り抜け、雄勝方面へ進んだ。

⑦地域住民G

地域住民Gは、地震時にいた外出先から自宅へ戻り、自宅裏にエンジンをかけたままで車を停めていた。自宅裏にある富士川の堤防を超えて黒い水が溢れるのを見て、車に乗り、県道へ出た。県道沿いには数人の地域住民が立ち話をしていた。三角地帯を抜けて雄勝方面へ向かう道は数台の車が数珠つなぎになっており、新北上大橋にぶつかった波のしぶきが車にかかった。渋滞した箇所を抜けるとき、間垣方面で車や家が流されているのを見

1 た。

2 ⑧地域住民H

3 地域住民Hは、新北上大橋のやや上流にある作業場で、地震後の片付けをしていた。音
4 がしたので外に出ると、新北上大橋に津波が来ていた。間垣の堤防上で、地域住民がそれ
5 を見ていた。何度か波をかぶったが、建物の陰に入ったり、窓枠にしがみついたりして助
6 かった。その後、三角地帯の方へ歩いていったところ、斜面の上から支所職員に「また津波
7 が来ている」と声を掛けられ、手を貸してもらって斜面を登った。

8 (4) 校内における対応

9 ①地震発生と一次避難

10 地震が発生した14時46分頃、大川小学校では、全学年がその日の授業を終えていた
11 ¹⁰⁾。得られた証言によると、1年生と5年生は教室で「帰りの会」の終わる直前、4年生は
12 教室で歌の練習をしていた。また2年生、6年生は帰りの会が終わってすでに解散してい
13 た。地震発生前に、子どもを迎えに来ていた保護者が校内ですれ違った6年生児童から元
14 気に「さようなら」と挨拶されたという証言や、下校途中の一部児童の姿を校外で見かけた
15 という証言がある。3年生については、すでに帰り支度を済ませていたと見られる状況が
16 ある一方で、「帰りの会の終わる頃だった」という証言もある。

17 校内にいた教職員のうち、担任クラスを持たない教職員A(教務主任、生存)は更衣室、
18 教頭と教職員Bは職員室にいた。またクラス担任のうち教職員Cは、児童を迎えに来た保
19 護者と話をするために渡り廊下を体育館側へ移動している最中だったが、他のクラス担任
20 はほとんどが受け持ちの教室にいた。校長(生存)は当日の午後に休暇をとって不在にして
21 おり、また、教職員D(生存)は用務のため校外にいた。さらに、地震発生時には数名の保
22 護者が、子どもの迎えなどのために校内あるいは学校付近にいた。また下校する児童を待
23 つスクールバスが、尾崎・長面方面へ向かう第1便(14時58分出発予定)のため、県道
24 上を東に向けて止まっていた。

25 児童は、地震の発生と同時に机の下に隠れた(一次避難)。1～2年生のいる低学年棟の
26 教室からは「怖い～」「お母さ～ん」などの泣き声が聞こえたが、3年生以上の教室は比較
27 的静かだったという証言がある。しかし、高学年の教室でも、混乱して不可解な行動をと
28 ったり泣き出したりする児童もいた。一方で、高学年では、2日前の地震で同様の経験をし
29 ていたことが教職員に指示される前の円滑な避難につながったとの証言もある。

30 クラス担任たちは、受け持ちの児童に声を掛け、揺れが収まるまで一次避難を続けるよ

¹⁰⁾ 石巻市教育委員会提供資料によると、震災当日の「帰りの会」終了予定時刻は全学年14時35分だ
たとされている。一方、この週は卒業式の予行演習などが入っていたため授業時間短縮の措置がとられ
ており、通常より早めに終了していたのではないかとの証言もある。

1 うに指示をしたり、泣き出した児童を落ち着かせようとした。例えば、教室をやや離れて
2 いた教職員Cは、すぐに戻って自分のクラスと隣のクラスに「机の下へ」などと一次避難を
3 指示した後、付近にいた保護者にも身を守るように伝え、教職員Eは、揺れの最中も教室
4 の入口付近に立ち、落ち着いて子どもたちの様子を見守っていたという証言や、教職員F
5 は泣きだした児童をなだめていた、などという証言がある。児童同士も、互いに声を掛け
6 合い、揺れが収まるまで避難を続けた。

7 教職員Aは地震発生後、急いで更衣室から職員室に移動してジャケットをはおり、私物
8 の携帯電話をそのポケットに入れた。その後、教頭と相談の上で、揺れが続く中、校舎内
9 を走り回って一次避難を呼び掛けた（停電で校内放送は使えなかった）。この際、まず低学
10 年棟の1～2年生の教室に声を掛け、続いて2階に上って3年生以上の教室に声を掛け
11 た。

12 ②校庭への二次避難

13 3分ほど続いた揺れが収まったのち、教職員Aは、さらに校庭への二次避難を呼び掛け
14 た¹¹⁾。児童たちは、クラス担任による誘導の下、1～2年生は教室の窓から直接、3年生
15 は県道側の階段を降りて昇降口から、4～6年は体育館側の階段を降りて体育館側出口か
16 ら、それぞれ校庭へ避難をした。

17 校庭への避難の際、すでに帰りの準備が終わっていた児童を除き、ほとんどの児童が室
18 内での服装のまま、避難訓練と同様に、ランドセル等の持ち物を持たずに校庭へ避難した。
19 ただし、ヘルメットをかぶったり手に持ったりして避難した児童もいた。

20 校庭では各学年2列に並んだ。各学年がどこに並んだかについては、学年順で体育館側
21 が高学年だった、学年順だったが逆に体育館側が低学年だった、規則性がなかった、校庭
22 へ避難してきた順番に道路側から並んだなどという様々な証言がある一方で、途中で並び
23 替えたという証言もあった。

24 児童らが校庭に出てそれほど時間がたたない頃に、校庭の道路側に設置された防災行政
25 無線子局から「大津波警報発令」の広報が流れた（市の記録によると、これは14時52分
26 とされている）。複数の児童がこれを聞いたと証言している。

27 ③二次避難後の校舎内の確認等

28 一方、児童らに二次避難を呼び掛けた教職員Aは、その後、校舎内すべての教室・トイレなど
29 を回って、残っている児童がいないことを確認した。校舎内では、ガラスが割れる
30 などの大きな被害はなかった（一部、ガラスが割れる音がしたとの証言もある）ものの、廊
31 下では防火扉が閉まっていた。職員室では棚の上のものが散乱したり、鍵を一括管理して

¹¹⁾ この際に教職員Aが「山へ」と呼び掛けていたとする児童の証言があるが、当委員会として、当人から直接これを確認することはできなかった。

1 いたキーボックスが落下して鍵が散乱した状態だった。

2 教職員Aは、15時少し前頃には校舎内の確認を終えて校庭に出て、教頭らに残留児童
3 がいなかったことを報告した。その時点では、校庭における（クラス担任らによって行われ
4 た）人員確認は終わっていたとの証言がある。教職員Aは、このとき教頭らに「山へ行くか」
5 という趣旨の問いかけをしたが、この状況では難しいのではないかという意見が出された
6 と証言した。

7 その頃、校庭には、体育館への渡り廊下の下や自転車小屋の脇などを通して、校庭に地
8 域住民が避難してきていた。その人数は、多くても数名から十数名程度であった。校庭で
9 これら地域住民がいた場所としては、自転車小屋付近のタイヤ遊具付近や、校庭の中でも
10 釜谷交流会館に近い側という証言がほとんどである。

11 教職員Aは、避難してきた住民の様子を見て体育館への受け入れを考え、体育館の状況
12 を確認しに行った。体育館1階の入口はすべて施錠されており、その鍵が入っていたキー
13 ボックスは地震により落下・散乱して特定が困難だったため、外からではなく内側から解
14 錠するために校舎側から2階の渡り廊下を通して体育館に入った。渡り廊下は継ぎ目に段
15 差が生じており、また、渡り廊下から体育館に入るドアは変形したためなかなか開かな
16 かったため体当たりをして開けた。体育館の中は天井の部材などが落下しており、また校
17 舎側1階入口扉を内側から開けて外に出ると、付近に設置されていた暖房用灯油タンクの
18 継ぎ目から灯油が漏れていた。また、余震のたびに2階の窓ガラスが大きく揺れるなどし
19 ていたため、体育館の窓ガラスは落下の危険があると教職員Aは考えた。

20 このため教職員Aは、体育館内へ入ろうとする住民数名に対し、危険であることを伝え、
21 体育館から離れるように言った。また、校庭に戻り、教頭らに対して、体育館は使用でき
22 ないことを伝えた。

23 ④二次避難後、15時15分頃までの校庭の状況

24 校庭に出た教職員らは、それぞれが担当するクラスの付近にいて、児童の面倒をみるな
25 どしていた。余震による激しい揺れで、悲鳴をあげる児童、泣き出す児童もいた。低学年
26 を中心に泣いている児童が何人もいたため、教職員はこれを落ち着かせようと「大丈夫だ
27 よ」「怖がらなくていいから」などと声を掛けた。中には嘔吐する児童もいて、担任の教職
28 員Gがその世話をしながら励ましていたとの証言もある。

29 児童のそばにいただけでなく、複数の教職員は指揮台（朝礼台）周辺に集まって話し合っ
30 ていたとする証言も多い。ほぼ全員の教職員が集まっていたという証言もある一方で、数
31 人が指揮台周辺に集まり、それ以外は児童の列を囲むようにしていたという証言もあり、
32 指揮台周辺で相談に加わっていた教職員の人数は証言によって異なるものの、教頭や教職
33 員Eなど、高学年の担任や比較的年配の教職員が集まっていたとの証言がある。

34 指揮台の付近では、教職員がラジオを聞いていたとの証言がある。一方で、少なくとも

1 職員室にあったCDプレーヤー付きラジオは、地震の揺れで落下して使えない状態だった
2 ため持ち出されておらず、ラジオは聞いていなかったとする証言もある。

3 15時少し前くらいから、地震発生時に校内あるいは学校付近にいた保護者が、引き渡
4 しを求め始めた。教頭が引き渡しを記録するよう指示し、教職員Bが校舎内から名簿を取
5 ってきたという証言がある。引き渡しは、当初は教職員Cが記録を担当して始められ、スム
6 ーズに行われた¹²⁾。なお、そのうち1名は、親族以外（別の児童の保護者）に引き渡された。
7 また、引渡しのために長机が準備されていたとの証言もあるが、一方、そのような机に
8 は気づかなかったという証言もある。

9 迎えに来た保護者は、互いに知っている者同士が大津波警報が出されていることを伝え
10 合ったりしており、複数の顔見知りに対して「津波が来るから逃げて」と伝えた者がいたと
11 証言する者もいる。また、中にはラジオ等で聞いた津波に関する情報をもとに、これを教
12 職員に伝えて「山へ」と避難を促す保護者もおり、同人は、その際に教職員から「お母さん、
13 落ち着いて」と言われたと証言した。しかし一方で、児童を引き渡された後もしばらく校庭
14 に残って知り合いの保護者などと話をしている保護者や、学校に来たものの子どもの引き
15 渡しを受けずにまた学校を離れた保護者もいた。

16 この間、教職員Aは、校外にいる校長や市教育委員会へ何度も電話をかけたが、つな
17 がらなかったとしている。そこで、数日前に災害時優先電話となる避難所特設電話のコネク
18 タが体育館階段下に設置されたことを思い出し、職員室から接続用の電話機を持ち出して
19 接続を試みた。しかし、コネクタ部に鍵がかかっていたか、あるいは物が倒れたりしてい
20 たか、なんらかの理由で接続はできず、電話を利用することはできなかった。

21 15時10～15分頃、スクールバスの運転士が、同僚運転士と無線で交信している。
22 その交信の中で、スクールバス運転士は「学校の判断が得られない」と述べ、これに対して
23 交信相手の同僚は「自分の判断で避難しろ」と伝えたと証言している。また、これとほぼ同
24 じ頃、長面地区に住む保護者の一人が自宅へ帰る途中で大川小学校の前を通った。この保
25 護者は、停車中のスクールバス近くにいったん停車して、顔見知りだったバスの運転士に
26 「子どもは送ってもらえるのか？」と聞き、運転士から「待機している。（子どもを自分で
27 連れて行くかどうか）自分で判断した方がいい」という返事を得た。

28 ⑤この間の校庭における教職員・児童の会話内容など

29 校庭での二次避難を続ける児童の間では、防災行政無線で「大津波警報発令」を聞いたこ
30 ともあってか、避難直後から「津波が来るのかな」「ここは海岸付近かな」「来てもたいした
31 ことないだろう」などと津波のことが話題になっていた。中には、2日前に起こった地震を

¹²⁾ 最終的には28名の児童が引き渡された。内訳は、地震発生前に引き渡された児童1名、15時15分頃までに引き渡された児童18名、それ以降に引き渡された児童5名、引き渡し時機不明の児童4名である。なお、これらのうち1名は、親族以外（別の児童の保護者）に引き渡された。

1 受けて保護者から「大きな地震の際は津波が来るから山へ逃げろ」と教えられていたため、
2 教職員に「山に登るの」と尋ね、「登れないんだよ。危ないからダメなんだ。校庭にいた方
3 が大丈夫だよ。」と言われた児童もいる。また事故後、亡くなった子どもの様子を複数の児
4 童に尋ね、いずれの児童からも「亡くなった子が山への避難を強く教職員に訴えていた」と
5 聞いた保護者もいる。

6 避難直後は1学年2列ずつに整列してしゃがんでいた児童たちは、引き渡しが進むにつ
7 れて人数が減っていったこともあり、時間の経過とともに徐々に列を崩していった。教職
8 員から「丸くなっていい」と言われて輪になったという証言もあるが、特に指示がないまま
9 自然と輪になって話をするようになったとの証言もある。

10 児童の中には、2日前の地震で校庭へ避難した際には何も起こらなかったことから、当
11 初はそれほど強い不安は感じていなかったものの、天候が悪化して雪が降り出す中で徐々
12 に不安感が増し、また当初は津波の心配をしていたが徐々に自宅のことを気に懸けるよう
13 になったとする証言もあった。また、繰り返す余震のたびに「おお〜!」という声が児童の
14 間で広がったりもしていた。余震が怖いため、輪になった児童は、互いに手をつないだり、
15 「大丈夫だぞ」などと励まし合ったりしていた。しかし一方で、一部の児童が校庭の端にあ
16 る樹木の付近で遊び始めたとする証言や、子ども同士の会話内容はゲームやマンガ、翌週
17 の時間割のことなど日常的なものだったとする証言もある。児童から得られた証言の中
18 には、教職員から何の指示も出されなかったのもので、待つしかなかった、遊ぶようになった、
19 などと述べるものもあった。

20 一方、この間も教職員は、校庭に来た地域住民も交えて相談していた。地域住民のひと
21 りは、「津波が来る」などと言いながら、校門から校庭方向へ走る姿を目撃されている。時
22 機は明らかではないが、この相談の中で、山に危険がないかどうかを教職員が地域住民に
23 相談していたという証言や、教頭や教職員Gが「校庭は危険だから、どこかに移動した方が
24 よい」という趣旨の発言をしていたという証言もある。

25 また、これも時機は明らかではないが、校庭より若干敷地の高い釜谷交流会館の駐車場
26 へ移動してはどうかという提案が地域住民から出されたが、駐車場は校庭よりも狭い上に、
27 余震による建物被害の危険性があるのではないかという判断から、移動はしなかったとす
28 る証言もある。

29 ⑥ 15時15分頃から三次避難開始まで

30 地震直後から降り出していた雪の影響もあって、寒さへの対応を行う必要が出てきた。
31 教職員Aは、低学年棟の1～2年生の教室からジャンパーなどの服を持ち出して児童に渡
32 したり、一部、引き渡す児童の荷物を教室から取り出すのを手伝ったりしていた。児童の
33 中には、担任だった他の教職員に上着を持ってきてもらったとする証言もあることから、
34 同じように対応した教職員もいたようである。

1 15時20分過ぎ頃、当初から引き渡し対応の中心的役割を担っていた教職員Cが引き
2 渡しの担当を外れ、他の教職員が代わる代わる担当するようになった¹³⁾。引き渡しを交代
3 した教職員Cは、昇降口付近に置かれていたかまどと薪を運搬用の一輪車に乗せ、校庭へ
4 運んだという証言がある。

5 この頃、教職員Aは、教頭や教職員Eに「山に逃げますか？」と声を掛けたが、これに対
6 して何らかの返答や指示はなかったと証言している。このため教職員Aは、自分が校内に
7 どこか安全に避難できる場所がないか探すと伝え、再び校舎内へ入った。配膳室の内壁に
8 設置されたタラップを登ると出ることのできる屋根の平坦部も考えたが、配膳室の扉も屋
9 上へ通じる扉も施錠されており、鍵が散乱して特定できないことから断念し、主として2
10 階に安全な避難先を探した。

11 15時23分頃、長面地区の住民の避難を念頭に、大川小学校の体育館が受け入れ可能
12 かどうかを、河北総合支所の市職員が確認に来た(3.2.4(2)に前述のとおり)。対
13 応した教頭は、落下物等が多く危険なため利用できないと伝えた。市職員が校内にいた
14 のはごく短時間(1~2分)で、体育館への受け入れに関する会話以外には特に会話はしな
15 かった。この市職員の乗る公用車は、県道へ戻る際にスクールバスの運転士に誘導を受け
16 ている。この直後頃、県道上に停車していたスクールバスが、バックで正門から校地内に
17 入ったとみられる。

18 この頃に児童の引き渡しを受けた保護者は、学校を車で出て、三角地帯から大橋を渡った。
19 この保護者は、橋の上から津波の立ち上がりと思われる白波が橋の下あたりに見えたと言
20 言し、また、同乗者は遠く下流に一段と高い波が押し寄せている様子が見えたと言
21 した。

22 ⑦三次避難から津波来襲まで

23 その後、15時33~34分頃になって、校庭からの三次避難として、三角地帯への移
24 動が決定された。移動開始に際しては、教頭をはじめ教職員が児童らに指示を出したとい
25 う証言がある。また、地域住民が「三角地帯に移動します」と呼び掛ける声を、学校付近に
26 いた地域住民が聞いている。

27 移動経路は、自転車置き場の脇から道路Aに出て、釜谷交流会館の駐車場を横切って民
28 家宅地内の通路へ向かい、その先を右に曲がって県道を目指すというものだったという証
29 言がある。移動開始から列の先頭が交流会館の駐車場入口付近にさしかかる頃までは、校
30 庭にいた地域住民が先頭付近を歩き、そのあとに児童が続いていたため、その移動速度は
31 かなりゆっくりだったとする証言があるが、児童の中には、移動の際に地域住民の姿は見

¹³⁾ どの教職員が引き渡しを担当したか確認できる児童13名のうち、15時20分頃までに引き渡された10名の内訳は、教職員Cが7名、教職員Hが2名、教職員Iが1名だった。これ以降は、教職員Cが0名、教職員Hが1名、教職員Eが1名、教職員Jが1名になっている。

1 なかったとする者もいる。また児童のひとは、自分が校庭を出る頃から、付近に教職員
2 Iがいたと証言している。

3 校庭からの移動開始に際して、教職員Kがひとり、移動後に引き取りに来た保護者への
4 対応のために校庭に残ったという証言がある。また、移動を開始した頃、教頭は児童たち
5 の進む経路を進まず、道路Aを県道の方に向かった。教頭は、その後すぐに戻ってきて、
6 「津波が来ていますので皆さん急いでください」と児童らに声を掛けた。

7 その頃、教職員Aは、校舎内の2階に比較的安全に避難できそうな場所を特定して、校
8 庭に出た。その際、児童の移動はすでに始まっており、先頭は釜谷交流会館の駐車場付近、
9 最後尾が校庭のタイヤ遊具のあたりにいて、移動している児童たち以外は校庭に人影がな
10 かったと証言している。教職員Aは、避難する列を小走りで追い、付近にいた人（特定でき
11 ないが成人）にどこへ向かうのか聞いたところ、三角地帯へ移動することにしたとの回答を
12 得たと証言している。このときの移動速度は、早足程度だったという証言がある。

13 津波が来ているから急ぐようにとの教頭の声掛けを受け、列は乱れ、小走りで先を目指
14 した児童もいた。校庭から150mほど移動して県道に差し掛かったあたりで、一部の児童ら
15 は新北上大橋直下付近から津波が越流し、付近の家を破壊した様子を目撃した。この津波
16 を目撃した児童らはあわてて来た道を走って戻り、正面にあたる山の斜面を駆け登った。
17 この付近の斜面は急だった上に、雪が積もっていたためにとても登りづらかったという証
18 言がある。なお、県道まで到達していなかったために津波を目撃していなかった児童らは、
19 逃げ返ってきた児童らがなぜそのような行動をしているか理解できない様子だったとの証
20 言もある。

21 一方、教職員Aは、列の最後尾付近にいて、釜谷交流会館の駐車場から出たあたりか、
22 その少し先あたりにいた。教職員Aの証言による、津波の来襲状況と教職員自身の対応は、
23 以下のとおりである。すなわち、後方（学校の校庭側）から強い風が吹き、同時に雷のよう
24 な、離陸する飛行機のエンジン音のようなゴーという音が聞こえたため、児童らの列が向
25 かう先の県道をふと見ると、家屋の高さくらいで長面方向から三角地帯方向へ移動する津
26 波が見えた。この時点では、県道部分以外には津波は来ていなかった。少し前まで走って
27 先を進んでいた児童らに大声で「こっちだ、こっちだ！山だ、山だ！」と声を掛け、これに
28 気づいた数人の児童が山へ走り出したのを見て、教職員Aも叫びながら山へ駆け上った。
29

30 この直後、教職員や児童のいた付近一帯を津波が襲った。教職員A以外にも、津波来襲
31 の直前、突風のような風を感じたり、飛行機の音のような大きな音を聞いたとする者が少
32 なくない。

1 (5) 山への避難状況

2 ①教職員Aと児童1名の避難状況

3 教職員Aの証言によると、津波来襲時の山への避難状況は、次のとおりである。教職員
4 Aは、山の斜面を登ったところで、倒れてきた樹木に身体の一部が挟まれ、頭から水をか
5 ぶった。斜面の上の方から児童の声が聞こえたため、「上に行け、走れ」などと叫んだ。そ
6 の後、挟まれていた部分から抜け出すことができ、自身も斜面を上へと登っていったが、
7 その過程で眼鏡などを失った。

8 教職員Aは、山の斜面上で一人の児童と合流した。この児童も津波をかぶって咳き込む
9 などしていたとする証言があるが、一方で、児童は津波に濡れていないとする証言もあ
10 る。

11 教職員Aは、その後、怖がる児童とともに、安全な休める場所を求め、斜面の上へと3
12 回ほど場所を変えながら移動した。さらにその後、時間経過とともに気温が下がったため、
13 眼鏡を失ってほとんど目がよく見えない教職員Aの「目の代わり」を児童が務めるようにし
14 て山中を移動したところ、林道を経由して、入釜谷側にある事業所まで到着することがで
15 きた。教職員Aは、すでにその時点あたりは暗くなっていたと証言している。

16 一方で避難場所を提供した事業所関係者は、教職員Aらの到着はまだ明るいうちだった
17 と証言している。また、この事業所関係者は、教職員Aが到着後に、はっきりとは聞き取
18 れない声で「大川小学校の…」と述べ、一緒にいた児童を大川小学校の児童であると紹介
19 して挨拶させていたと証言している。さらに、このときに教職員Aが「一人しか助けられな
20 かった」と告げたこと、教職員Aと児童がほとんど汚れていなかったため、負傷者や津波に
21 巻き込まれて汚れた人のいる事業所側ではなく自宅の座敷に二人を通したことも、併せて
22 証言した。

23 同じ座敷で教職員Aと児童とともに一晩を過ごした避難者は、自分がこの事業所に到着
24 した時はまだ薄暗い程度で、真っ暗というほどではなかったと証言した。この避難者によ
25 ると、到着した当初は一緒に避難してきた人々とともに事業所側に通されたが、その後、
26 「女性はこちらへ」と言われて座敷に案内されたという。この際、すでに教職員Aと児童が
27 いて、教職員Aが自己紹介をしたため大川小学校の関係者であることがわかった。また、
28 教職員Aは倒れてきた木で肩などを痛めていたようだったが、汚れてはいたもののびっし
29 り濡れているような感じではなく、児童も特に濡れているという状況ではなかったとし
30 ている。

31 教職員Aは、通された座敷で、余震のたびにストーブの火を消したりしながら、一夜を
32 明かしたと証言した。翌朝、児童とともに前日に下った林道を上っていく途中、支所職員
33 とともに山中で一晩を明かした児童らに出会った。

②児童2名及び支所職員等の避難状況

校庭からの三次避難中、児童2名は、津波を目撃して来た道を戻り、正面にあたる山の斜面を登ろうとした。うち1名は、斜面を数メートル登ったところで振り返り、水が押し寄せてくるのを見てさらに登るべく再び斜面側を向いたところで、後ろから押し倒されるように津波にのまれて気を失った状態で半分ほど土に埋まった。もう1名は、津波に巻き込まれながらも水面に出ることができ、ちょうど流されて来た冷蔵庫に舟に乗るようにして入った。冷蔵庫が波に流されて山の斜面にたどりつき、斜面に降り立ったところ、付近に半分ほど土に埋まった状態の児童がいたため、負傷していたにもかかわらず、土を掘って助け出した。助けられる側の児童も、自力で土を押しつけて起き上がった。

一方、山に避難した支所職員5名は、当初、津波に巻き込まれて濡れた状態の地域住民2名とともにいた。支所職員のうち津波に濡れた1名と地域住民2名は、もう1名の支所職員に付き添われる形で、比較的早い時期に山を越えて入釜谷方面へ向かった。残る支所職員3名は、山の斜面を大川小学校側に向かう途中、付近にいた地域住民と合流した。数名ずつに声を掛け移動を手伝うなどした結果、地域住民に助けられた児童1名を含めた10名が集まった。その後さらに、助けを求めていた児童2名に気づき、同様に連れてきた。

夜に入って、雄勝側から山を越えてきた1名が合流し、計16名で山中で一晩を過ごした。斜面の中でもやや開けた場所に移動し、倒木を渡して椅子代わりにしたり、ライターで火を付けて焚き火をした。流れて来た布団袋の中に入っていた布団を利用したり、津波に巻き込まれていったん手放したが同じ場所に流れ着いた食料を分け合ったりした。一晩を過ごす中で、津波に巻き込まれて負傷していたとみられる地域住民1名が息を引き取った。

なお、まだ暗くならないうちに、支所職員らが大川小学校裏のコンクリート擁壁の上から「誰がいるか」と声をかけたところ、津波で流されて学校の校舎にたどりついた地域住民から返事があった。「頑張れよ。」などと声をかけたが、夜も余震や津波が続いたため学校まで下りることはできなかった。支所職員は暗くなった後も笛を吹いたり大声を出したりして捜索を続けたが、この他には助けを求める声はなかった¹⁴⁾。暗闇の中、何度も津波が押し寄せた。遠くでチェーンソーのようなエンジン音が聞こえたという証言がある。翌朝、林道へ出て、入釜谷側へ山を下りた。

¹⁴⁾ これとは別に、釜谷地区中心部の西側に位置する山中（稲荷神社付近）に避難した住民が診療所建物内に残った避難者の声を聞いたとする証言や、南西に位置する沼付近では夜間になっても津波に流された地域住民の声が続いていたという話を聞いたとする証言がある。

3. 2. 5 他の学校園における状況

(1) 石巻市内の学校園における児童・生徒等の被害状況

石巻市内の、公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、死亡又は行方不明となった園児及び児童・生徒の数は、次表のとおりである。

市内全域において死亡・行方不明となった園児・児童・生徒は計182人であり、内109人が学校管理下であったが、このうち下校途中を除く73人は、すべて大川小学校における被災であった。また、宮城県内で下校途中などを除く学校管理下の犠牲は74人であり、大川小学校以外では1名のみとなっている。

石巻市の公立学校園における園児・児童・生徒の被害

(宮城県教育委員会提供資料)

	死亡・行方不明			左の内訳								
				学校管理下内			学校管理下外					
	死亡	行方不明	計	避難中	下校中等	計	学校休業	欠席早退	帰宅(地震前)	帰宅(地震後)	不明等	計
石巻市	166	16	182	73	36	109	0	6	44	18	5	73
内 大川小	70	4	74	73	0	73	0	1	0	0	0	1
【参考】 宮城県全体	339	23	362	74	68	142	77	12	95	31	5	220

(2) 石巻市内の小中学校の対応状況

石巻市立の小中学校64校のうち、浸水した学校は24校だった(次ページ表)。これらのうち、4校は校内に児童・生徒がいなかったため三次避難をしていない。したがって、何らかの三次避難をした学校は20校となる。

20校のうち、校舎の2階以上等の校地内に三次避難をした学校は13校であり、大川小を含む7校(大川小、門脇小、船越小、谷川小、相川小、雄勝小、荻浜中)が校地外へ三次避難をした。

これら7校のうち、荻浜中は結果として体育館の一部が浸水した被害にとどまったため、仮に校地内へ三次避難をしていても助かったが、残る6校は水没するなどして大川小と同

様に校地外への避難が不可欠だった（門脇小は1階までの浸水だったが、漂着物による火災により焼失）。これらの学校のうち大川小を除く5校においては、学校管理下における児童の被害はない。それぞれの学校の特性と震災後の避難等の対応について以下にまとめる。

石巻市内で津波により浸水した小中学校の被災及び避難の状況

（石巻市教育委員会提供資料に基づき作成）

	基本情報					当日の状況								
	教職員数	全校児童・生徒数	校舎の高さ	標高	海からの距離	浸水の程度	教職員死者数	死亡・行方不明児童・生徒数	うち学校管理下	発災時に学内にいた児童・生徒数	15:30頃に学内にいた児童・生徒数	三次避難した児童・生徒数	三次避難の状況	三次避難の場所
貞山小学校	23	273	総3階	—	—	1階				7	7	0	—	—
湊中学校	24	246	一部4階	—	—	1階	1	3					—	—
大川中学校	13	58	総3階	—	—	1階		3					—	—
開北小学校	27	419	総3階	0.5	3094	1階				413	80	20	校庭避難。津波から校舎倒壊の恐れを連絡。でも校舎1階へ移動。	校地内
荻浜中学校	12	27	一部3階	4.8	57	1階				24	24	24	県道沿い駐車場に避難。波の引きから山へ避難し、本校舎へ戻る。	裏山
住吉中学校	22	339	それ以上	0.4	3037	1階				50	50	100	校庭から体育館へ。浸水で校舎へ移動。避難車両整理と避難民対応。	校地内
山下中学校	26	319	一部4階	0.9	2078	1階				175	110	110	校庭から体育館へ避難。水があふれたので避難民と一緒に3階へ。	校地内
鹿妻小学校	22	430	一部3階	2	1031	1階		4	1	260	100	130	校庭から体育館へ避難。津波情報からギャーリと校舎へ住民と移動。	校地内
大街道小学校	22	407	総3階	1.5	1067	1階		2		400	120	150	校舎から体育館へ避難。津波情報で住民ともに校舎2・3階へ移動。	校地内
湊小学校	17	205	一部4階	0.7	1420	1階		1		130	150	150	校庭から校舎3階へ避難。避難住民(1200名)2階以上。	校地内
湊第二小学校	17	235	一部4階	0.7	741	1階		3		165	165	184	校庭から校舎3階へ避難。本部立ち上げ、避難住民と共に対応。	校地内
住吉小学校	19	200	総3階	0.6	2511	1階				196	45	196	校庭から校舎3階へ避難。保護者と避難住民も同様。	校地内
門脇小学校	22	300	総3階	3.2	725	1階		7		約240	0	240	校庭から日和山へ。神社境内へ移動し引き渡し開始。石巻高校へ。	裏山
石巻小学校	25	279	一部4階	2.9	1555	1階				273	273	273	校庭から校舎3階へ避難。避難住民を2階に分け対応。	校地内
渡波小学校	27	453	総3階	1.1	703	1階		7	4	440	440	440	校庭から講堂へ避難。避難住民(1200名)も一緒。	校地内
釜小学校	35	657	それ以上	1.3	1380	1階		25	23	559	514	514	校庭から住民と共に体育館へ避難。その後校舎3・4階へ移動。	校地内
渡波中学校	31	506	総3階	1.1	182	2階		6		5	11	11	駐車場から新校舎3階へ避難。必要物資收拾など避難者対応。	校地内
雄勝中学校	13	77	総3階	—	—	3階	1						—	—
吉浜小学校	12	49	総3階	1	167	3階	1	7	7	14	5	5	校庭から校舎3階へ避難。津波襲来で屋上へ移動。一夜を明かす。	校地内
船越小学校	8	22	総3階	6.7	214	3階				21	21	21	校庭から津波情報で峠に向かい避難。頂上から「熱い家」へ移動。	裏山
谷川小学校	8	14	総2階	9.2	75	水没				12	12	12	体育館に避難。学校前の高台へ移動。その後、道路脇山へ登る。	裏山
相川小学校	13	73	総3階	2.9	153	水没		1		45	21	21	校庭から裏山へ避難。迎え保護者ともに子育てセンターへ移動。	裏山
雄勝小学校	15	104	総2階	3.3	313	水没		1		45	37	37	新山神社へ避難。忠魂碑へ移動。さらに裏山からクレーンセンターへ。	裏山
大川小学校	13	108	一部2階	1	3679	水没	10	74	73	105	77	77	避難中に被災	高台

①門脇小学校

門脇小学校（児童数300名）においては、地震発生時に240人ほどの児童が校内にいた。校庭に二次避難したが、大津波警報が発表されたことを防災無線等で知り、かねてより訓練していたとおり、15時過ぎには6年生を先頭に学校脇の階段を使って裏山にある日和山公園に避難した。避難に際しては、引き取りに来た保護者も同行させた。

②船越小学校

船越小学校（児童数22名）においては、地震発生時に5人の児童が校内にいたが、15時30分頃にはいったん家に帰った児童が再び学校に戻ったことなどにより11人に増え、加えて、地域住民50人ほどが校庭に集まっていた。海が見えるところまで見に行った職員が海の状況を見て戻ってきて、「津波が来るぞ!」「走れ!」「上だ!」と伝え、学校脇の舗装道路を国道238号線まで登った。

③谷川小学校

谷川小学校（児童数14名）においては、地震発生時に12人の児童が校内にいたが、15時30分頃には地域住民50人ほどが校庭に集まっていた。消防団員2人が校庭より低い位置と高い位置の2箇所で津波を見張り、津波の予兆を確認したあとに、学校脇の舗装道路を県道41号線まで登った。地元の漁師が引き波の状況を見てさらに高い場所への避難を進言し、県道脇の山を登った（結果的には最初の三次避難場所である県道は浸水しなかった）。

④相川小学校

相川小学校（児童数73名）においては、地震発生時に45人の児童が校内にいたが、引き渡しによって15時30分頃には21人の児童が校庭にいた（何名くらいの地域住民が避難していたかは不明）。教師の一人が自分の車を校庭に移動させ、ラジオのボリュームを上げて共有。また、防災無線でも大津波警報を聞き、訓練していたとおりに学校の裏山へ避難。そこからさらに山を登れば山頂の子育て支援センターへ到着することを知っていた教員の先導で山を登った。

⑤雄勝小学校

雄勝小学校（児童数104名）においては、地震発生時に45人の児童が校内にいたが、引渡しによって15時30分頃には37人の児童が校庭にいた。加えて地域住民100人ほどが避難していたと思われる。引き取りに来た保護者の一人から「雄勝湾の水が引いて海底が見えている。いつまでも校庭にいないで、早く神社に逃げて!」と強い進言があったことをきっかけに、マニュアルでも想定していた神社へ避難した。しかし、津波の来襲を目の当たりにしてさらに高い場所へ逃げる必要性を感じ、山頂に道が通じていることを知っている教員の判断で山頂へ向かい、さらに奥のクリーンセンターまで1時間程度登った。

1 以上、大川小と同等に校地外への避難が不可欠だった学校についてまとめた。

2 続いて、大川小学校近隣の学校園のうち、津波来襲時に園児・児童・生徒等が学校園にい
3 て避難をした学校園の中で、聴取への協力が得られ、かつ、報告書への掲載に同意を得られ
4 た学校2校について、避難等の対応についてまとめる。

5 ⑥橋浦小学校

6 地震発生時には児童約90名が校内にいた。校舎は特に被害がなかったが、裏山は一部が
7 崩れたり、体育館のガラスは一部が落下するなどしていた。校庭への二次避難後、保護者へ
8 の引き渡しを開始し、また、雪が降り始めていたため、校庭の中央にテントを張って避難を
9 継続した。大津波警報の発表はわからなかったという。15時半ころ、避難してきた地域住
10 民を校舎2階に案内していた教職員が皿貝川を津波が遡上しているのを目撃して避難を呼
11 びかけた。そのため、その時点でまだ残っていた20名弱の児童とともに校舎の上階へ避難
12 した。結果的に津波は校地内に浸水することはなかった。

13 ⑦飯野川中学校

14 地震発生時、1～2年生のみ80名程度が校内にいた。校庭に避難後、気温が低く雪が降
15 りだしたため、安全が確認できた体育館に移動した。保護者への引き渡しをしていると、地
16 域住民が体育館に避難してきた。1時間ほどたった頃、学校に訪れた消防関係者から「大津
17 波警報が発表されているので、八幡神社に避難するように」と言われた。その時点まで大津
18 波警報の発表は知らなかったという。体育館にいた生徒と地域住民に避難を呼びかけ、一部
19 の生徒と住民がそれに応じて八幡神社に移動した。結果的に津波は校地内に浸水すること
20 なかった。

21 (3) 被災3県における小中学校の対応状況

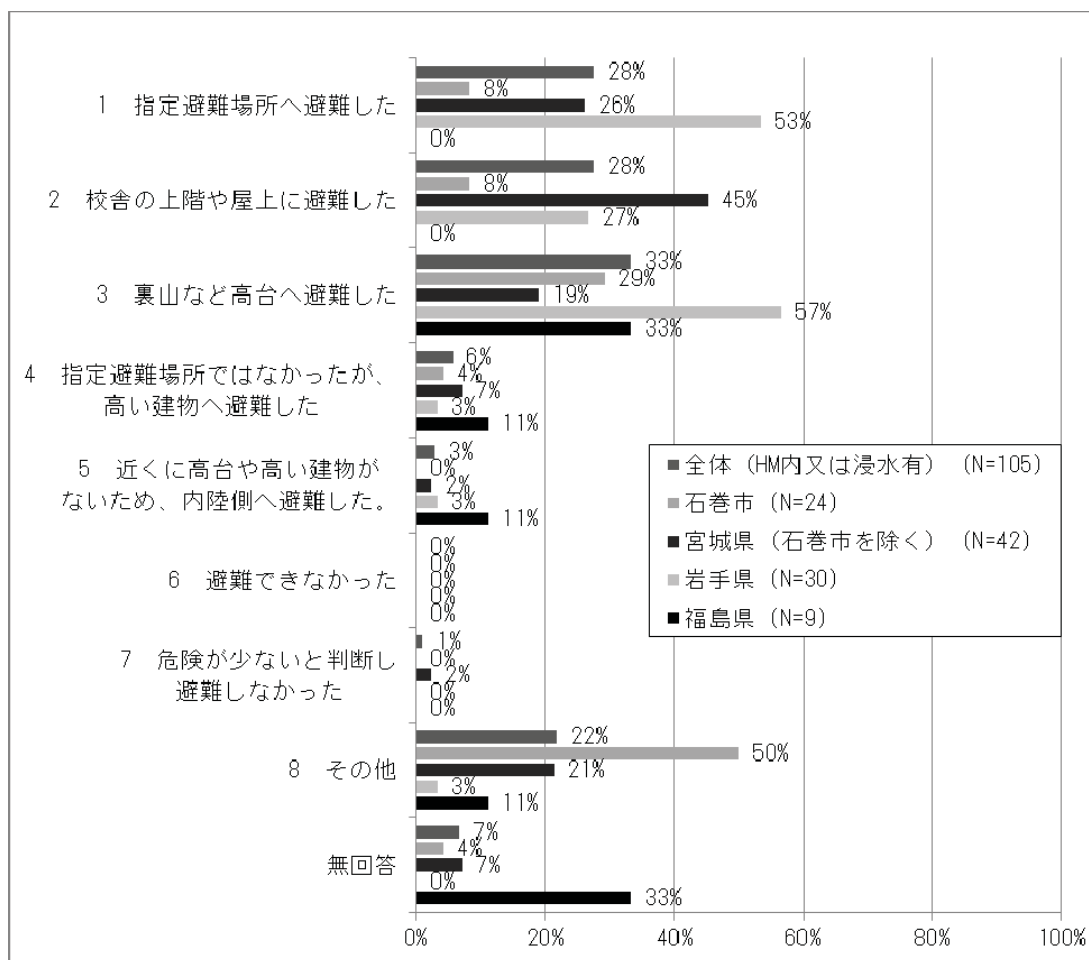
22 3. 1. 6 (4) で紹介した被災3県アンケートでは、津波ハザードマップの予想浸水域
23 内にあるか、もしくは東日本大震災で津波浸水を受けた学校を対象に、震災当日の避難行
24 動について尋ねている(問39)ことから、これを再集計した(詳細は付属資料3を参照)。

25 全体として、「指定避難場所」「校舎の上階や屋上」「裏山など高台」がいずれも3割前後
26 となっているが、地域別に見ると、岩手県において「裏山など高台」への避難が約6割と目
27 立っている一方、宮城県(石巻市を除く)は「校舎の上階や屋上」に避難した学校が4割以
28 上と多い傾向にある。これに対して石巻市では「その他」の回答が約5割と最も多く、次い

1 で「裏山など高台へ避難した」という回答が約3割となっている。

2
3
4

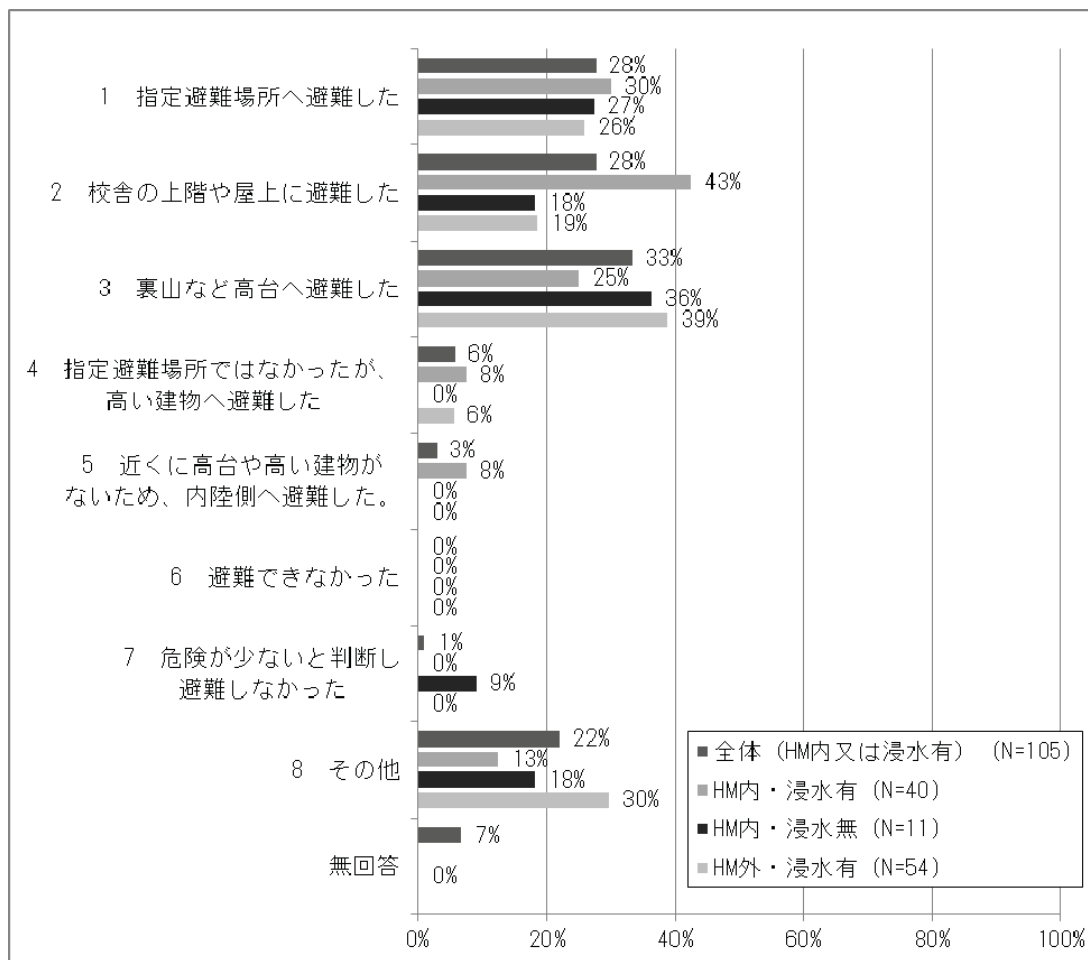
〈被災3県アンケート問39〉震災当日の避難行動（地域別）



5
6
7
8
9
10
11
12
13

また、ハザードマップ津波予想浸水域と実際の浸水状況別に見ると、予想浸水域内で浸水被害のあった学校では「校舎の上階や屋上に避難した」の回答が4割以上と最も多い。一方、ハザードマップの予想浸水域外にあって津波が来襲した学校では、「裏山など高台」という回答が約4割で最も多くなっている。

1 <被災3県アンケート問39> 震災当日の避難行動（HM内外・浸水有無別）



2

3

4 (4) 石巻市以外の小学校における避難事例

5 ①山元町立山下第二小学校（児童数205名）

6 校舎1階まで浸水。地震の時、低学年児童はすでに帰宅した子もいたが、かなりの児童
 7 は掃除をするなど残っていた。地震後約10分で校庭に避難させ、迎えに来た保護者に引
 8 き渡しをしている時に、「何やっているんだ！津波が来るんだぞ！」「役場に急いで逃げ
 9 ろ！」と拡声器で学校に告げに来た役場の職員がいた。地震で防災無線塔が倒れ、機能しな
 10 くなったので、3kmほど離れて高台になっている役場の職員が、自転車で急いで連絡に
 11 来たのである。その情報に背中を押された校長は、急いで役場に避難することを職員に伝
 12 え、その時点で残っていた児童約100人を連れて走り出した。低学年の子どもを先頭に
 13 駆け出したが、途中で教職員の車6台と、迎えに来た保護者の車数台に小さい子から乗せ、
 14 役場に急いだ。歩いていくと子どもの足だと1時間近くかかるところを、20分ほどで高

1 台の役場に全員到着した。

2 ②南三陸町立戸倉小学校（児童数107名）

3 長く続いた地震の後「校長先生、高台ですね」と教頭の声。「はい、校庭への一次避難¹⁵⁾
4 は省いて、玄関前で点呼、即座に高台に避難します」と校長は叫んだ。揺れの中で考えてい
5 たことを指示した。家に帰った若干名の子を除き、校庭で遊んでいた児童も含め91名の
6 児童と教職員が三次避難場所の宇津野高台に駆け上がった。それが14時58分で、地震
7 から12分で避難した（地震に耐えた2分を除くと点呼も含め10分で避難したことになる）
8 。2日前の津波注意報が出たときもここに避難し、高台から海を見ながら震えていた。
9 その経験が生き、全員が防寒着を持ち、養護教諭は毛布と菓子を、教頭は手動発電機のラ
10 ジオを、教務主任は重要ファイルの入ったUSBを抱え手際よく対応した。「今日も津波は
11 来ないのか」と思い始めていた矢先に、町の防災無線が海の潮位を知らせ、固唾をのんで見
12 守ると、沖合から波の壁がみるみる近づき、民家をのみ込み始めた。「ここも危ない」と考
13 え、さらなる高台、五十鈴神社の階段を登るよう指示した。病人やお年寄り、それから保
14 育園の園児などもいて、その人たちを支援しながら神社の境内に着いた。校長は当初、大
15 学の専門家に相談したところ、津波は早い場合は3分でやってくることもあると聞いたの
16 で、校舎の屋上にするか随分迷ったが、地元出身のベテラン教諭の「絶対高台に避難すべ
17 き」との職員会議での発言に救われたという。「思い込みの想定判断はダメ」「臨機応変な
18 その場での判断がどうしても必要」と指摘する。同時に、教師集団のまとまり、地域の人た
19 ちとの協働、人間の力が防災の要、とも教訓を言っている。

20 ③釜石市立唐丹小学校（児童数73名）

21 校舎3階まで浸水。地震時は、低学年（1・2年生）は1階の教室で帰りの会、3年生以
22 上は卒業式の練習で体育館にいた。体育館は上からの落下物があり、すぐさま体育館を出
23 て校庭に避難した。1・2年生も校庭に集まり、全員集まった所に、元消防団の保護者が
24 顔を出し、「津波が来るから、今すぐ避難しろ！」と言いに来てくれた。校長も、職員室か
25 ら校庭に駆けつけ、「この揺れはただ事でないから、津波は間違いなく来る」と思い、急い
26 で緊急避難場所になっていた天照御祖神社に行くよう指示を出し、避難した。

27 ④釜石市立鶴住居小学校（児童数362名）

¹⁵⁾ 本報告書での二次避難に該当する。

1 地震発生時、欠席・早退は12名であり、350名が在籍していた。揺れが大きく長い
2 ため早く津波が来ると思い、当初は3階に避難をしようとした。大津波警報が出され、隣
3 の釜石東中の生徒が校外に避難を始めたので、付いていくようにして、校舎から700m
4 ほどある高齢者介護施設Aに駆け足で避難した。避難後、裏山の崩れを見て、地域の方の
5 「もっと高台に！」との進言で、小学生・中学生・そしてその施設の入所者や職員約700
6 名がさらに上の介護施設Bまで500mほど駆け足で避難した。その頃には先の介護施設
7 Aは津波にのみ込まれ、介護施設Bの近くまで津波が来ていた。子どもたちは、さらに高
8 台にある石材店まで避難した。

9 ⑤大船渡市立越喜来小学校（児童数73名）

10 地震時には71名の児童がいたが、激しい揺れと校舎と校舎をつなぐ螺旋階段が激しく
11 ぶつかる音がして、校外への避難を決行。震災前年の11月に完成したばかりの津波避難
12 用の非常通路を通して、二次避難場所の三陸鉄道の越喜来駅（標高約20m）に避難した。
13 その昇降口を通ることで、わずか3分ほど（地震発生から6分）で駅まで避難を終えること
14 ができ、そこで確認の点呼を取る。またその時、防災無線から大津波警報の情報が聞こえ
15 てきて、海の様子も見えたので、さらに三次避難場所としていた山の中腹（約300m）に
16 ある南区公民館に避難する。地震発生から15分ほどでそこに全員が移動し、その場から
17 間もなく3階の校舎が完全に水没するのを目の当りにする。非常用の通路が4か月前にで
18 き、津波の半月前にそこを使った訓練を実施し、また校庭点呼はせず二次避難場所を高台
19 とし、さらに上の公民館が市の指定避難場所になっていたことが、迅速に無事対応できた
20 ことにつながった。

21 ⑥岩泉町立小本小学校（児童数88名）

22 校長は大きな地震で必ず津波が来ると察知し、すぐさま避難対応を考えたが、事前の津
23 波対応ワークショップで、宮城沖地震だと津波が来るまで最低20分の時間的余裕がある
24 ことを知っていたため、児童らに落ち着いて対応するよう指示した。また、避難は長時間
25 になることを予測し、服装準備をさせた上で避難させた。避難経路は、岩泉町の防災対策
26 施策で平成21年3月に近隣の山に設置された130段の階段である。過去にその経路で
27 避難訓練も実施していた。階段は、子どもと地域住民の迅速な避難に絶大なる役割を果た
28 し、設置前よりも5～7分早く避難できた。

4. 事前対策及び事故当日の行動に関する分析

4. 1 事故当日の行動に関する分析

4. 1. 1 教職員が当日得ていた情報の分析

教職員・児童が校庭への避難（二次避難）を終えた頃、防災行政無線を通じて、大津波警報に関する広報が行われた。防災行政無線子局（屋外拡声器）は校庭付近にあり、校庭で「大津波警報発令」を聞いた児童等が複数いることから、そのとき校庭にいた教職員はこの放送を聞くことができたものと推定される。ただし、防災行政無線の放送内容は「大津波警報発令、海岸付近・河川堤防に近づかないように」というものであり、予想津波高（当初6m）や到達予想時刻（15時）という情報は含まれていなかった。

また教職員は、迎えに来た複数の保護者、学校付近へ来ていた地域住民などからも様々な情報を得ており、その中には「大津波警報」発表ということだけでなく、当初の予想津波高（6m）などを伝えるものもあったと推定される。

校庭で教職員がラジオを聞いていたか否かについては、聞いていたとする証言と、聞いていなかったとする証言の両方が存在する。証言からは、少なくとも防災用品として職員室に備えられていたラジオは持ち出せず、利用できなかったものと推定される。また、他校の例に見られるように教職員の自家用車を使ってカーラジオを聞いていたとする証言はなく、加えて教職員が車のキーを置いていた職員室内は地震により散乱状態となっていたためキーを持ち出すことは困難であったと推定されることから、教職員の自家用車でカーラジオを聞くという対応はとられていなかったものと推定される。しかしながら、各学級には備品台帳には記載がないもののCDプレーヤー付きラジオなどが配備されており、複数の教職員が地震後も上着などを取りに校舎内に入っていたとの証言があることから、地震後に校舎内からラジオを持ち出し、これを聞いていた可能性は否定できない。また、学校周辺に来ていた地域住民の中にはラジオを持ち出して聞いていた人もいたと推定され、これら地域住民の協力を得れば、ラジオから情報を得ることができたものと推定される。

これまでに経験のないほどの大規模な地震に見舞われ、大津波警報が発表されていることを知りながら、ラジオからの情報を得ることなく校庭での二次避難を継続する可能性は低いと考えられる。したがって、校庭にいた教職員らは、上記のいずれかの方法をとることにより、ラジオから災害情報を得ていたものと推定される。そしてその情報の中には、大津波警

1 報の発表のほか、予想津波高6 m、到達予想時刻15時といった情報が含まれていたものと
2 推定される。

3 しかしながら、15時14分に行われた大津波警報の変更（予想津波高6 mから10 m以上
4 上への変更）がラジオを通じて放送されたのは、最も早い時刻で15時21分（FM放送）
5 又は15時32分（AM放送）であった。したがって、遅くともこの時刻までは、教職員は
6 「予想津波高10 m以上」という情報を得ていなかった可能性がある。

7 一方、大川小学校付近を通る県道では、長面・尾崎地区での避難誘導に向かう消防車や河
8 北総合支所の公用車が広報しながら通過していた。しかし、学校周辺でこれら車両からの広
9 報を聞いたという明確な証言は得られていない。また、畑をはさんで約250 mほど離れた
10 場所で県道を走行する支所公用車の広報を聞いた地域住民は、広報していることはわかった
11 が広報内容を聞き取れなかったとしている。これらのことから、県道との間に校舎という障
12 害物がある校庭にいた教職員は、県道を走行する消防車や支所公用車の広報が聞こえなかつ
13 たか、聞こえたとしても内容を聞き取ることはできなかったものと推定される。

14 事故2日前の3月9日、地震が発生し津波注意報が発表された際には、校庭への二次避
15 難後に教職員の一人が川へ行ってその状況を確認したという証言があるが、事故当日、い
16 ずれかの教職員が同様の行動をとったという証言はない。また、教職員は地域住民との情
17 報交換・相談を行っていたとの証言があるが、それらはいずれも校庭での様子を述べたも
18 のであり、教職員が校外へ出て、例えば県道周辺にいる地域住民等から情報を得たりして
19 いたとの情報はない（唯一、校庭からの三次避難を開始した後、教頭が県道方向へ行き、津
20 波が来ているとの情報を得て戻って来たとの証言がある）。これらのことから、校庭で二次
21 避難を継続している間の教職員による災害情報の収集は、受け身の姿勢・待ちの姿勢であ
22 り、自らが積極的に情報を集めに行くという姿勢が十分ではなかったものと考えられる。

23 なお、このように積極的に情報を集めに行く姿勢が十分でなかったことについては、以
24 下のような点が要因として関与した可能性がある。

- 25 ● 地震の規模が大きく、また余震が継続していたことから、動揺する児童を落ち着かせる
26 などの対応が必要であったこと。
- 27 ● 教職員13名中、校長を含む2名の教職員が不在であり、平時はトップとしてリーダー
28 シップを発揮する立場の人物を欠いた中、通常より少ない人数の教職員で対応する必要
29 があったこと。

4. 1. 2 教職員の津波に対する危機感に関する分析

前述のとおり、教職員は大津波警報（6 m）の発表に関する情報を得ていたものと推定されること、児童・地域住民・引き取り保護者などの間でも津波について話題となっておりこれを教職員も聞いていたと推定されることから、校庭での二次避難を続ける中、教職員は、少なからず津波を意識していたものと推定される。

また、「山へ登るの？」と教職員に尋ねた児童がいること、児童同士では「山かな」などという会話が交わされていたことなどから、少なくとも一部の児童は、山への避難を意識していたものと考えられる。さらに、一部の児童が教職員に対して山への避難を強く訴えていたという証言があり、強い危機感を抱いていた児童も存在していた可能性は否定できない。

教職員の中には、過去に勤務した学校で津波対策を具体的に推進した経験がある者、近年の防災指導者研修で「津波の基礎知識・避難」に関する研修を受けた経験者などがいた。また、前年のチリ地震津波の後や、2月に支所職員が来校して総合防災訓練の打合せをした際、さらには2日前の地震で校庭に避難した後に、津波のおそれがある場合の校庭からの避難先について、少なくとも校長・教頭・教務主任を含む一部の教職員間では話題となっていた。さらには、校庭で二次避難中の教職員と地域住民との会話の中で、教職員が山に危険はないかどうかを相談していたとの証言がある。これらのことから、校庭での二次避難を継続する間、少なくとも一部の教職員は、校庭からの三次避難の必要性について検討し、その際に山への避難を考慮したものと推定される。

しかし一方で、学校に来た保護者の中には、そのまま子どもの引き渡しを受けずにいったん学校を立ち去ったり、引き渡しを受けた後も校庭付近に滞在したままだった者がいた。また、地域住民の一部は学校の校庭に避難しており、地域では身体の不自由な高齢者などを支援して釜谷交流会館に避難させるなどの対応が行われていた。校庭では、釜谷交流会館の駐車場へ移動してはどうかという地域住民からの提案が建物危険を理由に見送られ、校庭からの三次避難直前には焚き火の準備が始められている。

これらのことから、少なくとも15時15分～20分頃までは、地域住民・保護者はもとより、教職員においても、大川小学校付近まで津波危険が及ぶ可能性を具体的に想定し、切迫した避難の必要性を認識していた者は、多くはなかったものと推定される。それよりも、教職員の意識の中では、校舎内から児童の上着を持ち出したり焚き火の準備をするな

1 どの寒さ対策、余震が継続する中でのガラス散乱や落下物などの建物危険、地域住民が避
2 難してくる中での避難所対応などが、大きな課題となっていた可能性がある。

3 この間、ラジオからは大津波警報の発表が繰り返し放送されており、また教職員に対し
4 ては、児童を引き取りに来た保護者や学校周辺に来た地域住民からも、様々な情報が重ね
5 て伝えられていたものと推定される。さらに15時20分頃からは、各地の情報として具
6 体的に岩手、宮城、福島3県の沿岸部に津波の来襲する様子がラジオで報道されていた。
7 これらのことから、教職員の津波に対する危機感、時間経過とともに徐々に高まったも
8 のと考えられる。しかしながら、こうした危機感の高まりは、即座に校庭からの三次避難
9 を検討し決断するほどまで強いものではなかったものと考えられる。

10 なお、このように危機感の高まりが強いものとならなかったことについては、次のよう
11 な点が要因として関与していた可能性がある。

- 12 ● いわゆる「正常性バイアス」¹⁶⁾により、危険に関する情報を得ながらも、あえてこれを
13 軽視して大丈夫だと思込もうとする傾向が生じ、明確な根拠に基づかない楽観的思考
14 をするようになったこと。
- 15 ● 加えて、動揺する児童や一部保護者を落ち着かせようとするなど、教職員がその役割を
16 果たそうとする中で、無意識のうちに、このような楽観的思考が強まったこと。
- 17 ● また、地域住民が校庭・釜谷交流会館に避難していたことや、児童を引き取りに来た保
18 護者が引き続き学校付近に残っていた（中には教職員の勧めに従って校庭にいた者も含
19 まれていた可能性がある）ことが、この楽観的思考をさらに支える方向に働いたこと。
- 20 ● 大川小学校付近は、過去の津波来襲記録がなく、ハザードマップの予想浸水域外で津波
21 災害時の避難所に指定されていること、教職員への防災研修は必ずしも津波災害が十分
22 に強調されたものとなっていなかったことなど、各種事前対策が津波に関する危機意識
23 を十分に高めるものとなっていなかったこと。

24 さらに、15時23分頃、支所職員が来校して体育館を避難所として利用できるか否か
25 確認したことも、危機感の高まりを抑制する方向に働いた可能性がある。

16) 正常性バイアスとは、「環境からインプットされる情報を日常生活の判断枠組みの中で解釈しようとし、危険が迫っているという事実を認めようとしめない態度」（三上，1982）とされている。

4. 1. 3 避難の意思決定に関する分析

(1) 避難開始の意思決定に関する分析

校庭での避難中には、教頭を中心に複数の教職員が指揮台周辺に集まって相談をしていたとの証言があり、またその相談の中で教職員が地域住民に対して山の危険性を尋ねたりしていたとの証言がある。また、三次避難に当たって児童に避難を呼び掛ける際には、教職員だけでなく地域住民からの声掛けもあったとの証言がある。

これらのことから、避難するか否かについての相談に際しては、教職員のほか、一部の地域住民も関与していたものと考えられる。

前述のとおり、少なくとも一部の教職員は、校庭からの三次避難の必要性について検討し、その際に山への避難を考慮したものと推定される。一方で、「山へ登るの?」と尋ねた児童に対し、教職員の一人が「山は危ない」などと答えたという証言がある。また、教職員Aによる「山へ行くか」という趣旨の問いかけに、この状況では難しいのではないかという意見が出されたとの証言がある。

これらのことから、一部教職員が考慮していた山への避難については、地域住民を交えた教職員間の相談の中、比較的早い段階から提案として出されてはいたものの、その相談の過程で、後述のような危険性が指摘され、避難先としての安全性が十分に確保できないとの判断が下されたものと考えられる。この結果、その時点では津波に対する危機感を強く感じていなかったこともあいまって、山への避難は行わないという意思決定がなされたものと考えられる。ただし、こうした相談の具体的な内容については、関係者のほとんどが死亡していることから、その詳細を明らかにすることはできなかった。

なお、校庭からの三次避難を開始する少し前、教職員Aが校舎2階への避難可能性を確認しようと校舎へ入ると並行して焚き火の準備が行われていたことについては、この時点でも避難するか否かの決断が下されない中、一方は安全な避難先の探索を行い、他方では校庭での待機を続ける中でさらに対応の必要性が迫られた寒さ対策を行おうとしたものと考えられる。

すでに記載したとおり、15時33～34分頃、校庭からの三次避難が開始された。この避難開始を決定した直接のきっかけは、直接もしくは地域住民などを介して、次に記載する何らかの情報を得たことによる可能性がある。

- 1 ● ラジオで放送された「予想津波高10m以上」の情報（AMラジオ15時32分、FM
- 2 ラジオ15時21分に放送）。
- 3 ● ラジオで放送された近隣海岸への具体的な津波来襲の情報（15時21分 女川で屋根
- 4 まで来襲、15時26分 石巻市鮎川で3m30cmの津波観測、等）。
- 5 ● 総合支所公用車による「長面で松林を越えて津波が来襲している」との情報（ただし校
- 6 庭にいた教職員が直接これを聞くことは困難であったと考えられ、この情報を得たとす
- 7 れば地域住民等からの伝聞による）。
- 8 ● 北上川もしくは富士川を津波が遡上して到達しているとの情報。
- 9 ● 「三角地帯」という、具体的かつその時点では安全性に問題がないと考えられた避難先
- 10 の提案。

11 校庭からの移動は、列になって前の人に付いていくような形をとり、その速度は遅かつ

12 た、早足程度だったとの証言がある。また、避難の際、児童を引き取りに来る保護者への

13 対応のため教職員1名を校庭に残したとの証言がある。これらのことから、少なくとも校

14 庭からの避難を意思決定した時点では、大きく切迫した津波来襲の危険性を感じていたの

15 ではなく、むしろ念のために避難を決定したものであったと考えられる。

16 避難開始の最終的な意思決定に直接関わった教職員らが全員死亡していることから、実

17 際に避難開始の契機が上記のいずれであったか（もしくはそれ以外の要因であったか）につ

18 いて、明らかにすることはできなかった。しかしながら、避難開始の時機、及び上述のよ

19 うに「念のための避難」であったと考えられることを考慮すると、移動開始のきっかけは1

20 5時32分にラジオから得られた「大津波情報（10m以上）」の情報であったものと考え

21 られる。

22 (2) 避難先・避難経路等の意思決定に関する分析

23 前述のとおり、避難をするか否かの相談に一部の地域住民が加わっていたと考えられる

24 ことから、避難先、避難経路の選択に際しても、教職員が地域住民と相談して決定したも

25 のと推定される。しかし、避難開始の最終的な意思決定と同様に、この相談・決定の詳細、

26 すなわち、なぜ三角地帯を避難先としたのか、なぜあのような避難経路を通ったのかにつ

27 いては、関係者が全員死亡しているため、明らかにすることはできなかった。

28 ただし、避難先として三角地帯が選択されたことについては、次のような要因があった

29 ものと考えられる。

1 ● 三角地帯は、学校近隣では比較的高い位置にある平坦な土地であり、そこまで津波が来
2 る可能性は学校と比べれば低いと考えられたこと。

3 ● 山への避難などと比較して、その時点では大きな不安全要素がないと考えられたこと
4 (教職員は、津波来襲時に河川へ近づくことの危険性を必ずしも十分に認識していなか
5 った可能性がある)。

6 また、堤防上から北上川を遡上する津波を見ようとしていた地域住民がいたことから、
7 北上川の堤防に対する強い信頼感が、この選択に関与した可能性がある。

8 津波来襲の危険に備えた垂直避難という観点からは、三角地帯への避難のほかにも、校
9 舎2階への避難、学校裏山への避難、より遠方(釜谷トンネル方面など)への避難などの選
10 択肢があったものと考えられる。教職員が地域住民を交えた相談の中で、これらの選択肢
11 についてどの程度具体的に検討し、そのリスクなどを比較考量したかについては不明であ
12 るが、これら選択肢のいずれもが選択されなかった理由としては、次のような要因があっ
13 た可能性がある。

14 ● 校舎2階：余震によるガラス散乱や落下物の危険性があったこと。大津波警報の予想津
15 波高が10m以上であることから、万が一、2階に危険が迫った場合にさらに避難する
16 先がないこと。なお、一部教職員がその存在を知っていた屋根の平坦部については、そ
17 の登り口の扉が施錠されている(その鍵は職員室内の散乱したキーボックスの中にあっ
18 た)ことから、避難先として考慮されなかった。

19 ● 学校裏山：前年6月に児童とともに斜面に登った教職員が「滑って大変だった」と述べ
20 ていたことなど、避難路となる道がなく登りにくいと考えられていたこと。激しい余震
21 により山の樹木が大きく揺れており、見かけ上は危険があるように思えたこと。地域住
22 民も含めると100名近い人数が一時的に滞在できる平坦な場所がない(斜面Bを除
23 く。)と考えられていたこと。斜面Bは過去に崖崩れの履歴があり、激しい余震で崖崩
24 れのおそれがあると考えられたこと。大川小学校に勤務した教職員に対するアンケート
25 結果からみても山は危険だという認識が教職員の間にあった可能性があること。さらに、
26 宮城県内で発生した比較的最近の大規模地震災害として平成20年(2008年)岩
27 手・宮城内陸地震があり、地震災害の際の崖崩れ危険に対してより注意が向いていた可
28 能性があること。

1 ● より遠方（釜谷トンネル方面など）：避難開始の意思決定をした時点では、それほど切
2 迫した危険性を認識しておらず、三角地帯まで避難しておけば、万が一の場合にはその
3 先へ容易に避難できると考えていたこと。

4 また、先に述べたとおり、校庭への二次避難を終えた後の比較的早い段階で、裏山への
5 避難は危険であるとの判断により却下されていたものと考えられるが、最終的な避難の意
6 思決定において、この早い段階における判断が影響を及ぼし、一度危険であると却下した
7 裏山を避難先として選択することに心理的抵抗があった可能性も否定できない。

8 なお、このような避難先、避難経路の検討に際して、教職員が児童・教職員のみではな
9 く、校庭等にいる地域住民も共に避難することを想定しており、これが避難先、避難経路
10 の選択に影響を及ぼした可能性は否定できない。

11 児童・教職員の避難経路は、釜谷交流会館の駐車場を抜けて、その先の民家宅地内の通
12 路へ向かうというものであった。しかし、過去に長年大川小学校に勤務した教職員でもこ
13 の通路を熟知していなかったと証言していることから、これは教職員のみ相談により決
14 定したものではなく、少なくとも地域住民との相談の上で決定されたものと推定される。

15 証言によると、当初、校庭には少なくとも数名から十数名程度の地域住民がおり、ほぼ
16 全員の児童・教職員が校庭を出た頃には校庭に残る地域住民はほとんどいなかった。また、
17 移動開始の時点では先頭付近に地域住民がいたという証言がある。これらのことから、校
18 庭にいた地域住民は、児童・教職員が避難を開始するのとほぼ同じ時機に校庭を出たもの
19 と推定される。

20 地域住民が、児童・教職員と同様に三角地帯を目指して避難したのか、それとも他の地
21 域住民が集まる釜谷交流会館を目指したのか、などについては、明らかにすることはでき
22 なかった。しかしながら、ほぼ同じ時機に校庭からの移動を開始する中で、釜谷交流会館
23 を目指す、もしくはそこへ立ち寄ろうとする地域住民の動きに同調し、児童・教職員がど
24 もに同じ方向へと移動した可能性は否定できない。

25 また、避難手段として徒歩を選択したことについては、避難開始時点では念のための避
26 難であり大きく切迫した危機感を抱いていなかったため遠方までの避難の必要性を具体的
27 に想定していなかったこと、災害時の避難は一般的に徒歩で行うものと考えられているこ
28 と、などによるものと推定される。なお、県道上に長面方面を向いて停車していたスクー
29 ルバスが15時24～25分頃に正門から校地内に入っているが、これは、ちょうどその
30 頃に長面方面から戻る支所公用車が県道を通過し、その際に長面地区に津波が来襲したこ

1 とを広報したことから、少なくとも長面方面へ児童を送迎する可能性がなくなったと判断
2 されたものと推定される。また、その頃、バス周辺にいた運転士は地域住民らと会話して
3 いる姿が目撃されており、教職員がその近くにいたという証言はないことから、この判断
4 は学校側から指示されたものではないと考えられる。

5 (3) 避難開始後の行動に関する分析

6 証言によると、児童・教職員が校庭からの避難を開始した際、ともに校庭を出た教頭は
7 道路Aを県道方向へ向かい、その方向から戻って来ながら「津波が来ているので急ぐよう
8 に」と児童らに指示した。

9 この頃、県道上では、長面方面から戻る支所公用車が松林を越える津波の来襲を広報し
10 ており、また、すでに北上川、富士川では、河川を遡上する津波が到達していたものと推
11 定される。教頭が上記のような指示を出したことについては、自らが直接見聞きするか、
12 もしくは地域住民等から教えられることにより、これらいずれかの情報を得たことによる
13 ものと推定される。

14 教頭のこのような指示により、教職員・児童は小走りとなった。しかしながら、一部の
15 児童が県道に到達した時点では、すでに新北上大橋のやや下流に位置する堤防から津波の
16 越流が始まっており、教職員・児童は避難先としていた三角地帯に到達することなく、津
17 波によって被災した。

18 なお、教頭が上記のような指示を児童らに与えた時点では、教職員Aが校舎2階の確認
19 のため、また教職員Kが引き取り保護者への対応のため、それぞれ残っている状況であっ
20 たものと推定される。しかし、教職員Aが校舎2階を確認後に校庭に出た時点では移動し
21 ている児童以外に校庭に人影はなかったと証言していることから、教職員Kに対しては何
22 らかの形で校庭から移動するようと呼び掛けられたものと考えられる。また、教職員A
23 に対する明確な呼び掛けはなかった可能性があるが、その理由については明らかにするこ
24 とができなかった。

25

26 4. 1. 4 教職員の組織的対応に関する分析

27 以上の分析から、本事故において多数の児童・教職員が被災したことについては、大川小
28 学校の教職員集団が下した意思決定において、避難開始に関する意思決定の時機が遅かった
29 こと、及びその時機の避難であるにもかかわらず避難先として河川堤防に近い三角地帯を

1 選択したことが、最大の直接的な要因であると結論づけられる。

2 「平成22年度教育計画」に記載されている「大川小学校の災害時初動体制」では、校長・
3 教頭が、本部として安否確認・避難誘導班、安全点検・消火班、保護者連絡班などを統括
4 し、情報の収集や、児童・教職員への説明・指示を与えることと定められていた。しかし当
5 日は、前述のとおり積極的な情報収集が行われていたとは言い難く、また教職員Aが行った
6 体育館や校舎2階の確認も本部の明確な指示の下に行われたものではなかったと考えられ
7 る。さらに、三角地帯への移動開始時点で教職員Aにその旨が伝えられていなかった可能性
8 が否定できないことから、震災当日の大川小学校においては、マニュアルに定められた本
9 部としての対応は必ずしも十分に行われていなかったものと考えられる。その要因として、
10 当日は本部の役割を担う2名のうち校長が不在であったこと、電話回線の輻輳等により電
11 話が利用できなかったことなど、マニュアルで想定されていない状況があったことが関与
12 したものと考えられる。

13 緊急時においては、マニュアルが想定していなかった事態や刻々と変化する状況に応じた
14 臨機応変な対応が求められる。しかしながら震災当日の大川小学校においては、「校庭から
15 より安全な場所に避難する」という判断がを迅速に下すことができなかった。教頭をリーダ
16 ーとした組織的かつ積極的な情報収集と、活発な議論に基づく柔軟かつ迅速な意思決定が
17 なされていれば、もっと早い時点で三次避難が開始されていた可能性があることは否定で
18 きない。

4. 2 事前対策と当日の行動の関連に関する分析

4. 2. 1 大川小学校における防災体制の分析

4. 1 節に述べたとおり、事故当日における大川小学校では、教職員による積極的な情報収集が十分には行われず、避難開始の意思決定が遅れるとともに、災害対応マニュアルに定められた三次避難場所ではなく河川堤防に近い三角地帯への三次避難が行われた。これらの背景要因として、同校の防災体制が挙げられる。

大川小学校における平成22年度の教育計画に記載されている災害対応マニュアルでは、表題に「(津波)」という文字が追加されるなど、ごく部分的に津波災害が想定されている。前年度までの災害対応マニュアルにはこのような記載がなく、かつ前年度末にあたる平成22年3月下旬に教頭が策定して市教育委員会へ提出したとの証言があることから、これは、同年2月上旬に市教育委員会から市立小中学校宛に出された指示文書(学校における災害対策体制の整備を指示する文書)に基づき、急きよ追記されたものと考えられる。

しかし、津波災害を想定しているにもかかわらず、この災害対応マニュアル中に定められた校庭からの三次避難先は、地震やそれに伴う火災等の危険を想定した「近隣の空き地・公園」のみで、津波浸水の危険を避けるものとはなっていなかった。また、安否確認・避難誘導班の役割として「津波の発生の有無を確認し」とあるが、その具体的な方法は明示されていない。実際に、震災2日前(3月9日)に発生した地震においては、津波注意報の発表を受けて川の様子を見に行っただとの証言はあるものの、注意報の解除前に校庭への二次避難をとりやめて校舎内に戻るなど、津波危険への対応が十分に採られているとは言い難い状況であった。そればかりか、事故当日には、川の様子を見に行くなど、津波発生の有無を確認するための情報収集も行われていなかった可能性がある。

これらのことから、同校の教育計画に定められた災害対応マニュアルは、津波災害を具体的に想定し、その際の対応を十分に検討したものではなかったと推定される。

同マニュアルの策定直前から事故発生までの間には、①前年2月下旬に発生したチリ地震に伴う津波警報(大津波)の発表時、②震災約1カ月前にあたる2月上旬、同年6月開催予定の総合防災訓練の打合せに支所職員が来校した時、③震災2日前(3月9日)の地震に伴い津波注意報が発表された時、の少なくとも3回、校長・教頭・教務主任を含む教職員間で津波対策が話題となる機会があった。しかしその際には、三次避難先として、校舎の2階や学校裏山などが挙げられたものの、その具体的な検討は進まず、津波災害を想定し

1 た三次避難先の決定には至らなかったものと推定される。

2 一方、同マニュアルには児童引き渡しについても記載されていたが、実際には、作成す
3 ると定められていた「防災用児童カード」や「児童引き渡し確認一覧表」が平成22年度に
4 は作成されておらず、また保護者に対する引き渡しルールの周知も行われていなかった。
5 これは、平成19年度から構築を試みた保護者へのメールによる連絡体制が未完成のまま
6 立ち消えとなり、その後の検討が進まなかったことによるものと推定される。

7 これらのことから、大川小学校の災害対応マニュアルにおいては、より具体的な検討の
8 必要性があり、それが認識されながらも、必要な検討が進められないまま、具体性・現実
9 性に欠ける計画となっていた部分があったものと推定される。

10 本来、学校における災害対応マニュアルは、教職員間で十分な議論を重ねた上で策定し、
11 すべての教職員がこれを共通認識として災害等に備えることが求められる。またその内容は、
12 例えば教職員の参加した防災・安全に関する研修等で得られた知見など、各教職員の持つ防
13 災・安全に関する知識・経験を十分に反映することが望ましい。

14 しかしながら、大川小学校の災害対応マニュアルには、過去に同校の教職員が参加した防
15 災関連の研修内容が反映された形跡はあまりなく、研修の内容が職員会議での議論や防災訓
16 練の実践に結びついた形跡もほとんどない。また、先に述べたとおり平成22年度教育計画
17 に追記された津波に関する記載は、教頭により3月末になされたとの証言があることから、
18 これは平成21年度中に教職員で議論され共有されていたものではなかったと推定される。
19 さらに、過去に同校で行われた防災訓練は、例年、不審者対応、火災、地震が想定されてい
20 たが、ハザードマップで浸水することが想定されている洪水や、過去に発生した学校裏山の
21 土砂災害などは想定されておらず、必ずしも発生するおそれのある災害の種類を幅広く検討
22 し、それらに備えようとしたものではなかったと推定される。加えて、過去に同校に勤務し
23 た教職員に対するアンケート結果からみても、災害対応マニュアルの内容は、教職員に対し
24 て必ずしも十分に周知されていなかったものと推定される。

25 以上のように、大川小学校においては、発生可能性のある多様な災害に備えた災害対応マ
26 ニュアルの具体的かつ十分な検討が進まず、その周知・共有も十分とは言えない状況にあっ
27 たものと推定され、その意味で、同校の防災体制の運営・管理は必ずしも十分ではなかった
28 と言わざるを得ない。そして、こうした平常時からの防災体制のあり方が、事故当日の教職
29 員の危機意識と判断・行動の背景要因となった可能性は否定できない。学校の運営・管理を
30 担う立場の者は、より強い牽引力をもって、同校の防災体制を推進する必要があったものと

1 考えられる。

2 なお、このように大川小学校の防災体制の運営・管理が不十分となった背景には、次項(4.
3 2. 2項)以降に記述する様々な要因が背景として関与していたものと考えられる。今後、
4 学校現場における防災体制の運営・管理を充実・強化する上では、その運営・管理責任者
5 がこれを強く推進していくためのリーダーシップを身につけると同時に、これら学校現場
6 をとりまく各種要因を改善し、学校現場においてその推進がしやすい環境を構築していく
7 ことが重要である。

9 4. 2. 2 石巻市教育委員会による指導・管理状況の分析

10 (1) 津波防災対策に関する指導・管理状況の分析

11 石巻市教育委員会では、平成20年の「石巻市地域防災計画」修正、翌21年の「みやぎ
12 防災教育基本指針」(宮城県)策定などを受けて、平成21年度には3回にわたり「学校安
13 全連絡会議」を開催し「学校における災害対応の基本方針」を策定するなど、近年、防災に
14 対する取り組みを進めつつあった。しかしながら、この基本指針や、それとともに周知さ
15 れた災害対策要綱のサンプル様式及び「災害対応マニュアル参考例」には、津波に関する記
16 述は含まれていない。

17 また、市内64校の小中学校において、平成22年度の災害対応マニュアルや防災訓練
18 計画で津波に関する記述が確認されたのは、約半数に過ぎなかった。

19 これらことから、市教育委員会によって進められてきた学校防災の取り組みにおいて、
20 津波対策は必ずしも重視されていなかったものと考えられる。そしてこのことが、大川小
21 学校の防災体制の中で、津波対策が十分に推進されなかったことの背景要因のひとつとな
22 ったものと考えられる。

23 なお、市教育委員会の取り組みにおいて津波対策が必ずしも重視されていなかった背景
24 には、上述の「みやぎ防災教育基本指針」において、津波対策に関する記述がごく一部に限
25 られていたことが関与した可能性がある。

26 (2) 各校の災害対応マニュアル等のチェック体制に関する分析

27 市教育委員会では、市内の各校より教育計画の提出を受けており、その中には大川小学
28 校の災害対応マニュアルのように災害時の対応計画等が含まれている。しかしながら、市

1 内64校の小中学校から提出された平成22年度の災害対応マニュアルなどにおいて、校
2 庭からの三次避難場所に関する記載がある学校はごく一部（17校）のみであり、また記載
3 のある学校においても、その内容は「災害対応マニュアル参考例」と同一であったり、具体
4 性に欠けるものがあつたりした。さらに、大川小学校から提出された平成22年度の教育
5 計画では、災害対応マニュアルの1ページが複写ミスにより部分的に欠けている状態であ
6 ったが、市教育委員会はこれに気づかず、そのまま保管していた。

7 これらのことから、市教育委員会においては、各学校に災害対応の基本方針を示し、そ
8 の参考資料などに基づいて災害対策要綱や災害対応マニュアルの策定を求めてきたものの、
9 提出された災害対応マニュアルの内容を確認し、具体的な対策の状況を把握して必要な指
10 導・助言などを行う体制をとっていなかったものと推定される。また、このように災害対
11 応マニュアルに対するチェックの仕組みが欠落していたことは、大川小学校において災害
12 対応マニュアルの具体的検討が十分に進まなかった背景要因と考えられる。

14 4. 2. 3 石巻市における防災広報体制の分析

15 4. 1節に述べたとおり、大川小学校においては、津波来襲の危機感が大きく高まらな
16 かった。その背景要因のひとつとして、津波に関する情報が必ずしも十分ではなく、特に、
17 市災害対策本部（河北総合支所に設けられた現地本部を含む体制を指す。以下同じ。）から
18 の災害情報がほとんど届かなかつたことが挙げられる。

19 (1) 防災行政無線による広報の分析

20 石巻市の地域防災計画には、地震後に津波予報が発表された場合の広報例文が示されて
21 いる。その中では、津波警報が発表されたことや、沿岸部などの住民に対する避難の呼び
22 かけに加えて、予想津波高、予想到達時刻なども告げることとなっており、また広報は避
23 難完了が確認されるまで繰り返すことと定められていた。しかし、実際に河北総合支所が
24 行った防災行政無線による広報の内容は、警報の発令と海岸・河川堤防へ近づかないよう
25 にとの注意喚起のみであり、広報回数も津波来襲までは2回のみであった。このように防
26 災行政無線による広報が事前計画どおりに行われなかったことについては、平成17年4
27 月の1市6町合併後に修正された石巻市の地域防災計画が、旧河北町である河北総合支所
28 まで十分に周知徹底されていなかったことによる可能性が否定できない。

29 地震発生直後の河北総合支所では、非常用電源があつたためテレビの視聴が可能であり、

1 また消防無線の傍受も可能であった。テレビ画面では、15時14分に発表された予想津
2 波高の変更（6mから10mへの変更）がその直後に伝えられており、その2分後には消防
3 無線で沿岸部にいる部隊に対して退避指示が出されている。

4 大川小学校の校庭には防災行政無線子局（屋外拡声器）があり、ここから放送される広報
5 内容は、校庭に二次避難していた教職員・児童に十分に聞こえていたものと推定される。
6 したがって、仮に防災行政無線による広報が事前に定められた計画どおりに行われていれ
7 ば、繰り返し行われる放送が危機感を高め、避難行動を促進するなど、より安全側の判断
8 を促すことにつながった可能性がある。加えて、その広報に際して、テレビ・ラジオや消
9 防無線などから得られる情報を活用していれば、刻一刻と変化する情報を迅速に伝えるこ
10 とも可能であったものと推定される。その意味で、河北総合支所が実施した防災行政無線
11 による広報は、災害時における防災広報として、必ずしも十分なものではなかったと考
12 えられる。

13 (2) 学校に対する災害時の情報伝達体制の分析

14 地震直後、河北総合支所からは、長面・尾崎方面へ向かって公用車3台が広報等に向か
15 った。しかし、このうち2台に搭載されていた広報用の拡声器のうち一方は故障していた
16 ことから、実際に広報活動を行ったのは1台のみであった。すでに述べたとおり、県道を
17 通過しながら行われた公用車からの広報は、校庭にいた教職員・児童には、ほとんど聞
18 けなかったものと推定される。

19 これら公用車3台のうち1台が往路に大川小学校へ立ち寄ったが、これはあらかじめ定
20 められた計画や役割分担に基づくものではなく、たまたま広報へ向かう役割となった支所
21 職員が、前年のチリ地震による津波警報（大津波）発表時に避難所が開設されたことを記憶
22 していたためである。また立ち寄った際に、教職員や地域住民と会話を交わしたものの、
23 津波に関してそれまで得ていた情報（例えば、消防無線を通じて沿岸部の部隊に退避指示が
24 出されていることなど）を積極的に告げたり、質問を受けたりはしていない。

25 さらに、大川小学校には、避難所特設電話（災害時優先電話）が設置されていたが、これ
26 は学校側からの発信が優先されるものであり、受信に際して優先的な取扱いが行われる電話
27 回線ではない。また、受信だけでなく送信もできる防災行政無線（移動系）は、同校には配
28 備されていなかった。

29 これらのことから、市災害対策本部から大川小学校に対して、災害時に直接、情報伝達・

1 情報交換を行う仕組みや手順の整備は十分ではなかったものと推定される。

2 避難所として指定されている学校には、多くの地域住民が避難してくると予想され、本来、
3 学校と市災害対策本部との間には、災害時にも利用可能な情報連絡体制を確保しておくこと
4 が必要である。これにより、避難所の状況を把握するとともに、万が一、避難所に危険が迫
5 る場合には、いち早く避難勧告・指示を発出して避難者の安全を確保することが、市災害対
6 策本部の果たすべき重要な役割と考えられる。したがって、市防災担当部局と市教育委員会、
7 学校現場は、事前に十分な連携を図り、行政と学校との情報共有・情報交換のあり方を検討
8 すべきであったものと考えられる。

10 4. 2. 4 ハザードマップ及び避難所の指定に関する分析

11 4. 1 節に述べたとおり、教職員が具体的な津波来襲の危機を想定せず、また地域住民
12 も同様であった背景には、過去に津波が来襲した記録がないことに加え、ハザードマップ
13 の予想浸水域外になっており、津波災害時の指定避難所になっているという、事前対策が
14 関与したものと推定される。特に、津波災害時の指定避難所になっていたことは、支所職
15 員が学校へ立ち寄り避難所としての利用可否を尋ねることで、教職員の危機感の高まりを
16 抑制する方向に働いた可能性がある。地域住民の中には、河川堤防を超える津波を目撃し
17 てもなお、指定避難所となっている釜谷交流会館を目指すべきか悩んだと証言する者もお
18 り、地域の避難所として指定されていたことは、教職員・地域住民の判断・行動に強い影
19 響を与えたものと推定される。

20 (1) ハザードマップに関する分析

21 石巻市が平成21年3月に作成・配布した「防災ガイド・ハザードマップ」には、宮城県
22 の第三次地震被害想定調査に基づく津波予想浸水域が示されている。しかしこれは、50
23 mメッシュで計算されたシミュレーションに基づく予想浸水域を、そのまま航空写真に重
24 ねて示したものである。この結果、大川小学校周辺では、河川堤防上とみなされる部分が
25 1～2m程度の予想浸水域となっているにもかかわらず、堤防より数m地盤の低い大川小
26 学校が予想浸水域外となっていた。

27 また「防災ガイド・ハザードマップ」には、「浸水の着色のない地域でも、状況によって
28 浸水するおそれがありますので、注意してください」とする記載がある。しかしこれは、津
29 波に関するハザードマップを紹介する最初のページにのみ示されており、ハザードマップ

1 が掲載されているすべてのページに並記されているものではない。

2 本来、コンピュータシミュレーションに基づく被害想定結果は、その計算精度や限界を
3 十分に踏まえ、実際の地形・地勢を加味して危険性の及ぶ範囲等の詳細な検討を行った上
4 で、ハザードマップとして示すことが必要である。また、ハザードマップの示す情報が予
5 想浸水域外（特に予想浸水範囲の辺縁部）に対して安心情報となってしまうよう、その
6 限界については、より明確にわかりやすく示すことが不可欠である。しかしながら、石巻
7 市の津波に関するハザードマップは、作成時にこうした詳細な検討が行われておらず、そ
8 の限界を知らせる注意書きも配慮に欠けたものであった。これは、ハザードマップ作成時
9 の検討体制が市各部署等の職員を中心としており、津波防災やハザードマップに関する専
10 門知識が十分ではなかったことが背景にあったものと考えられる。

11 なお、宮城県の行った第三次地震被害想定は、宮城県沖地震（連動型）を想定しているが、
12 これは、平成18年1月に中央防災会議日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門
13 調査会が「防災対策の検討対象とする地震」として示したものに加えて、今後起こりうる地
14 震として独自に想定したものである。それにもかかわらず、今回の震災では、それをはる
15 かに上回る規模の地震・津波が発生した。このような「想定を超える事象」に対する備えが
16 十分でなかったことは、大川小学校に限らず、東日本大震災で生じたすべての被害につい
17 て共通する要因である。

18 (2) 避難所の指定に関する分析

19 大川小学校は、標高が低く、また大規模河川沿いにあることから、洪水時には避難所と
20 して利用できないものとされていた。また、先に述べたとおり、津波に関するハザードマ
21 ップを詳細に検討すると、校地付近のより標高が高い河川堤防に津波浸水が予想されてい
22 る。しかし、こうした実態にもかかわらず、同校は、津波災害時の避難所として指定され
23 ていた。さらに、石巻市内の他校の中には、過去に大規模な津波による浸水被害の履歴が
24 ある場所に立地していながら、津波災害時の避難所として指定されている学校がある。

25 また、津波からの避難に際しては、緊急的に垂直避難を行う先である場所と、その後の
26 避難生活を行う場所は、必ずしも同一とは限らない。しかしながら、石巻市の地域防災計
27 画でも、前述の「防災ガイド・ハザードマップ」にも、両者は区分されていなかった。

28 これらのことから、石巻市における避難所の指定に際しては、津波災害時の施設の安全
29 性に関する検討が必ずしも十分ではなく、また津波からの垂直避難のための避難先と、避

1 難生活を送る避難所との区別も明確にはいなかったものと推定される¹⁷⁾。仮に、こ
2 の両者が明確に区分され、避難所指定の際に十分な検討が加えられていれば、大規模河川
3 に近く標高の低い大川小学校や釜谷交流会館は、少なくとも津波の際の垂直避難先として
4 は不適切であることがあらかじめ認識され、津波対策としての緊急避難先が別途検討され
5 ていた可能性は否定できない。そして、こうした検討が十分に行われなかった背景にも、
6 避難所指定に関する検討が市担当部署の職員を中心に行われ、津波防災などに関する専門
7 知識が不十分なまま進められたことがあったものと考えられる。

8 一方、大川小学校が地域の避難所として指定されていたことから、災害時には、学校側
9 が避難所運営を支援することが求められていた。震災直前の1月、2月に開催され同校の
10 教頭が参加した研修や会議では、いずれも避難所開設が主たるテーマとなっていた。した
11 がって、大川小学校に限らず石巻市内の学校における災害対策への関心の中で、避難所対
12 応の占める割合は比較的大きかったものと推定される。そしてその結果として、教職員A
13 が避難者に備えて体育館の安全確認を行い、また校庭にいる地域住民の存在が三次避難を
14 検討する教職員の意思決定に何らかの影響を与えた可能性が否定できない状況となった。
15 このように、大川小学校においては、避難所として指定され避難者受け入れへの対応を求
16 められていたことが、教職員の判断・行動に影響を与えていたものと考えられる。

17 学校現場における防災対策を検討し推進する上では、学校の教職員は、児童・教職員の
18 安全確保を最優先に考えることが必要である。それにもかかわらず、このように学校現場
19 において避難所運営が大きな関心事となり、それが実際の災害時の判断・行動にまで影響
20 を及ぼした背景には、学校に避難所を設置した際の運営体制が確立しておらず、学校現場
21 の教職員に依存する仕組みとなっていたことが要因となっていたものと考えられる。この
22 ことから、石巻市は、あらかじめ地域住民で構成される自主防災組織などを育成し、学校
23 とは別の主体による避難所運営体制を構築しておくべきであったと考えられる。

24 また一方で、大川小学校に限らず一般に学校現場においては、学校が避難所として指定
25 されることに対して常に受け身の姿勢であり、積極的にその検討に関与することは極めて
26 稀である。避難所運営への関わりが、本来、学校の果たすべき児童・教職員の安全確保へ
27 の取り組みに負の影響を与えないためには、今後こうした状況を改善し、防災担当部局と
28 学校教育部局（教育委員会や学校現場）が連携して、避難所指定のあり方をともに検討して

¹⁷⁾ なお、震災後の平成25年2月、新たに策定された石巻市地域防災計画（津波災害対策編）では、津波避難先として、津波から避難する場所（津波避難場所、緊急一時避難所等）と避難生活を行う場所（避難生活避難所）が明確に区分されている。

1 いく体制を構築することが望まれる。

3 4. 2. 5 教職員の養成・教育に関する分析

4 (1) 教職員に対する防災・危機管理の教育状況等に関する分析

5 大川小学校の教職員の中には、市教育委員会や県教育委員会の主催する学校防災・危機
6 管理に関する研修を受けていた者がいた。しかし、こうした研修等に参加していたのは、
7 主に校長や教頭などの管理職と安全主任などの役職にある教職員が中心であった。また、
8 そこで得られた知識・意識を共有するための職員会議などでの話し合いは、必ずしも十分
9 には行われていなかったと推定される。過去に大川小学校に勤務した教職員に対するアン
10 ケート調査でも、洪水による浸水被害については話し合いがあったとの回答が多かったもの
11 の、津波災害についての話し合いはほとんどなかったという状況がうかがえる結果となっ
12 ている。

13 このことから同校においては、一部の教職員は過去に勤務した学校で津波防災に関する
14 経験・知識を積み関心を持っていたものの、教職員全体としての津波・防災や危機管理に
15 対する知識は、必ずしも十分ではなかったと考えられる。そしてこれは、当日の行動が適
16 切に判断できなかったことの要因であったのみならず、事前対策としての災害対応マニユ
17 アルの検討や防災訓練における災害想定が多様化が進捗しなかった要因のひとつにもなっ
18 ていたものと推定される。

19 このように、大川小学校の教職員が津波防災や危機管理の知識・経験を十分に持ち合わ
20 せていなかった背景要因のひとつとして、教員養成課程における防災・危機管理教育が十
21 分ではないことがあると推定される。当委員会が教員養成大学55校を対象に行った実態
22 調査では、大多数の大学で学校安全・学校防災に関する科目は扱われておらず、特に地
23 震・津波に関する知識が学ばれる機会はほとんどなかった。教員養成課程の中で、地震や
24 津波など災害をもたらす自然現象やそれに対処するための防災・危機管理に関する基本事
25 項をほとんど学んでいないことは、大川小学校に限らず我が国の学校現場における基本的
26 な問題である。

27 教員養成課程における防災・危機管理教育が不十分であることから、個々の教職員間には、
28 学校防災に関する知識・意識に大きな差があるものと考えられ、その意味で教員に対
29 する防災研修、地域における防災訓練などへの参加機会は極めて重要である。

1 この点に関し、宮城県における取り組み状況は、次のとおりである。まず、被災3県の
2 沿岸部市町村において、津波を想定した避難訓練を行っている学校の割合は、岩手県で約
3 5割であったのに対し、宮城県では約2割となっていた。また宮城県教育委員会は昭和5
4 3年の宮城県沖地震を受けて学校防災指針を策定していたが、その後は、平成12年に「宮
5 城県沖の地震の長期評価」が発表されるなど宮城県沖地震再来の危険性が強く叫ばれる状況
6 となっていたにもかかわらず、平成20年度に「みやぎ防災教育基本指針」が策定されるま
7 でその見直し等を行わなかった。新指針において、津波対策に関する記述がごく一部のみ
8 であったことは、先に述べたとおりである（なお、県教育委員会では、平成21年度から全
9 校参加の防災研修を実施し、翌22年度にはその内容に津波の基礎知識を追加するととも
10 に、ワークショップ形式で避難訓練計画づくりの演習も行ってきた）。また、国（文部科学
11 省）が震災前5年間に作成・配布した学校防災等に関する冊子、DVDなどについては、震
12 災後の調査結果から、被災3県の利用率が1割程度であったと判明している。

13 以上を総合すると、宮城県としての学校現場における津波防災対策の推進は、取り組み
14 が新たに始められたところであったが、必ずしも十分に定着した状態までには至ってはい
15 なかったものと推定される。

16 (2) 地域の状況、災害環境に関する知識・経験の分析

17 震災当時の大川小学校では、同校に勤務して1～2年目の教職員が全13名のうち9名
18 （ただし、内1名は過去に数年間、同校の勤務経験がある）を占めており、勤務年数の浅い
19 教職員が大多数であった。また、過去に同校に勤務した教職員は、学校裏山に登った経験
20 をほとんど持たず、山は危険との認識を持っていた。一方、この地区で生まれ育ち同校を
21 卒業した者の多い保護者等の間では、学校裏山は危険な山であるとの認識は薄く、両者の
22 間には極めて大きな隔たりがあったものと推定される。

23 このことから、同校における経験の浅い者の多かった教職員は、学校周辺の地域の状況
24 （地理的条件、災害履歴をはじめとする災害環境、社会環境等）を必ずしも熟知していなか
25 ったものと考えられ、これが事前対策、当日の行動のいずれにおいても学校裏山を避難先
26 として選択できなかったこと背景要因となった可能性がある。

27 なお、教職員が数年ごとに勤務先を変えることは、大川小学校に限ったものではなく、
28 こうした問題を解決する上では、学校現場における防災対策を推進する上で、地域とより
29 密接に連携を図ることが必要である。

4. 2. 6 学校の立地・設計に関する分析

震災当時の大川小学校の校舎は、26年前（昭和60年）に2つの小学校が統合された際に、その一方である大川第一小学校の敷地に新たに建設された。その立地選定にあたっては、学区全域の中心地であることが意識され、津波はもちろん洪水に対しても安全面の検討がほとんどなされてはいなかった。また、新校舎の建設時期は、学校建築が見直されていた時期に重なり、人口の集中した都市部における高層化した校舎を見直し、オープンスペース化したゆとりある校舎づくりが進んだ時期である。屋上がなく2階建てのモダンな造りの校舎は、こうした当時の考え方をベースに建設されたものと考えられ、また低学年児童が火災時などに屋外へ避難することは容易であるよう配慮されていた。しかし、大規模な河川堤防の近傍にあり、海拔1mの土地に建設される校舎としては、少なくとも洪水に対する安全性への配慮に不足があったと言わざるを得ない。

このように、昭和60年に行われた大川小学校の新校舎建設に際しては、多様な災害危険を想定し、これに備えた安全性を確保するよう立地・設計の上で配慮することが、必ずしも十分には行われていなかったものと推定される。仮に、こうした配慮を十分に行っていれば、たとえ代替のより高い土地への建設が困難であり、かつ2階建てより高い建物としない場合でも、近隣高台への避難路・避難階段等の整備につながった可能性は否定できない。

文部科学省が、学校教育法に基づいて平成14年度に定めた「小学校設置基準」では、防災・安全面への配慮に関し、「小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない」（第7条）と包括的に規定されているのみであり、詳細な配慮事項に関する規定はない。このため、例えば立地に関してどのような場所が不適切なのかを規定する基準はなく、各種災害を想定した避難場所・避難経路の配慮事項も定められてはいない。また、この基準は、大川小学校の新校舎建設時には、まだ規定されていなかった。大川小学校における校舎の立地・設計に際し、災害危険への配慮が十分とならなかった背景には、このように学校建築における安全基準が十分でなかったことも関与した可能性が考えられる。

1 5. 事後対応

2 5. 1 事故後の初期対応

3 5. 1. 1 直後の救援状況

4 地震発生後、河北消防団では、団長、副団長などの幹部が河北総合支所に参集した（ただ
5 し、一部の幹部は交通事情などにより参集できなかった）。当時、消防団には無線が配備さ
6 れておらず、携帯電話・固定電話ともに通じない状態だったため、地元にいる消防団員と
7 の通信手段はなく、被害状況などの情報は入ってこなかった。

8 河北総合支所の庁舎は、非常用電源により電力が確保されおり、テレビから情報を得る
9 ことができた。仙台空港などを津波が襲っている映像を見て、消防団幹部、支所職員らは、
10 大川地区にも津波が来襲しているであろうことを知った。このため、まだ明るいうちに、
11 乗用車に乗り、消防団幹部ら数名が大川地区に向かった。かろうじて福地付近まで到達し
12 たものの、その場で交通整理などにあたっていた消防団員から、その先は流木などで通行
13 できず、現在、重機などを調達して道路啓開作業を進めようとしているという情報を得た。
14 堤防上の道路には100台を超える車が並んでおり、津波警報も継続中であることから、
15 福地地区の自主防災組織と協力して、これらの車両を地区内陸部へと誘導した。

16 消防団員らによる夜通しの作業により、深夜から未明にかけて、大川中学校までの道路
17 啓開が果たされた。しかしその先で間垣の堤防が決壊していたことから、船外機のある船
18 を確保して、津波で冠水したままとなっている間垣の水田地帯を往き来することとした。

19 また、決壊した間垣の堤防の基礎部分が幅30cmほどの広さで残っていたことから、
20 夜明け頃には、そこを歩いて渡ることで、釜谷地区まで行くことができた。これにより、
21 消防団幹部らは、翌12日の早朝、釜谷地区へ到達している。その際、釜谷地区側から戻
22 ってくる住民に行き会い、「釜谷は何もない」と聞かされた。釜谷地区に入ると、すでに一
23 部の遺体にブルーシートがかけられていた。なお、大川小学校児童の保護者1名もまた、
24 この日の早朝、同様に堤防基礎部分を徒歩で渡って三角地帯まで到達し、釜谷地区が潰滅
25 状態にあることを確認している。このとき、間垣の堤防付近には、他にも大川小学校の児
26 童の保護者が複数いた。ただし、大川小学校周辺を含む一帯は13日まで津波警報が継続
27 しており、津波の危険があった。

28 釜谷地区に入った消防団幹部らは、拡声器を使って地区内に呼び掛けたが、応答はなか

1 った。このため、学校の児童らは山へ避難しているのではないかと考え、消防団員十数名
2 を組織して山の捜索を行った（捜索は13～14日の2日間行われた）。

3 4 5. 1. 2 教職員・児童らの救助

5 震災翌日（12日）の朝、入釜谷の事業所で合流した教職員Aと児童らは、その後、入釜
6 谷生活センターに設けられた避難所へ移動した。その際、同じ座敷に避難していた身体
7 不自由な高齢者を、教職員Aが背負って階下へ降ろした。入釜谷生活センターに移動した
8 教職員Aは、そこで飯野川方面へ徒歩で向かおうとする者に会い、学校の状況を伝えても
9 らいたいと頼んだと証言している。

10 児童2名は負傷しており、さらに同センターへの避難者の中には透析患者もいた。この
11 ため、この情報を得た消防団幹部が持ち合わせていた無線で連絡し、船を入釜谷のJA倉
12 庫付近に着けるよう指示するとともに、大川中学校付近まで救急車を手配した。

13 この船と救急車によって児童2名らが石巻赤十字病院へ搬送されることとなり、保護者
14 などがいなかったことから、これに教職員Aが付き添った。その後、この3名は桃生地区
15 の避難所に移り、そこへ児童1名の保護者が家族とともに車で迎えに来た。教職員Aは、
16 このとき、自分ともう一人の児童を大川地区の避難者がいる避難所（ビッグバン）まで乗せ
17 てもらいたい、状況を伝えなければならない、と頼んだ。しかしこの保護者は、軽自動車
18 なので二人は乗せられないとして児童を乗せることとし、教職員Aに対しては負傷してい
19 ることもあるのでいったん帰宅するよう勧めた。

20 教職員Aは、これを受けて、徒歩で自宅へ向かった。この途中で消防関係者の車両に乗
21 せてもらったが、その際にも大川小学校についての連絡を依頼したと証言している。その
22 後、教職員Aは、自宅が津波で被災して自家用車も失っていたことから、避難所生活をし
23 つつ、行方不明となっていた家族を探すとともに、校長、石巻市教育委員会などへ連絡を
24 取ろうとしたが、連絡の取れない日が続いた。

25 26 5. 1. 3 校長による直後の情報収集・報告

27 震災当日の午後、休暇をとっていた校長は、地震発生を受けて、自家用車で大川小学校
28 を目指した。途中で、大川小学校の固定電話や、教頭はじめ教職員の携帯電話に連絡を入
29 れようとしたが、つながらなかった。石巻市教育委員会にも電話をかけたが、同様だった

1 と証言している。

2 夜に入り、北上川の堤防に近づいた頃、手前で渋滞に巻き込まれ、その先の堤防上を走
3 行する車両の姿が見えなかったため通行止めになっているものと判断したと、校長は証言
4 している。ただし実際には、堤防上の道路は渋滞していたものの、その時点では福地付近
5 までは通行できた。また、当日の夜間には、通称「真野峠」を通過して雄勝地区に入り、そこ
6 から釜谷峠を越えて釜谷地区へ向かうことも可能だったとする証言もある。

7 対岸側は車両が行き交う様子だったので、校長は、川を渡って旧北上町側から学校に近
8 づこうとした。しかし、途中で新北上大橋が落橋しているとの情報を得て引き返し、何ら
9 かの情報が得られるのではないかと考えて、前年7月まで石巻市教育委員会河北事務所の
10 あったビッグバンに行った。そこで教育委員会に電話連絡を入れようとしたり、また災害
11 対策本部が設置されていると聞いて徒歩で河北総合支所に行って情報収集を行ったりした
12 後、その晩は、ビッグバンで一夜を明かした。

13 校長は、翌12日、再度、河北総合支所に行ったところ、「現在、状況を確認中」とのこ
14 とで、大川小学校付近までは、「行けない」「なんとか行ける」などという情報が錯綜して
15 おり、行ける状態ではなかったと証言した。入釜谷生活センターで教職員Aに会ったとす
16 る支所職員がおり、教職員Aが無事であること、数名の児童がいることが判明した。校長
17 は、同日、顔見知りの支所職員から、別の支所職員による情報として「児童十数名に会った、
18 教職員Aが対応した」と聞き、「数十人ではないのか」と聞き返して「十数人だ」と言われ
19 たことで力の抜ける思いがしたと証言している。記録によると、この日、児童等の正確な
20 安否情報は把握されていない。

21 13日以降も、校長は、ビッグバンや、河北総合支所、警察署、遺体安置所となった石
22 巻北高校飯野川校などを回り、児童等の安否情報を収集した。避難所にいた児童から、入
23 釜谷生活センターにいた児童などの情報を収集し、不完全ながらも生存者の情報をとりま
24 とめて、教育委員会へ報告しようとした。校長は、状況把握のためには生存者から情報収
25 集を行う必要があり、また生存児童の状況把握が重要と考えたと証言している。この時期、
26 ビッグバンには、子どもの安否が不明の中で待ち続ける保護者が多数いたが、校長は、生
27 存児童には話しかけるものの、これら保護者にはほとんど声を掛けることもなかったとい
28 う証言がある。

29 また、校長の証言によると、3月14日、知人とともに大川小学校付近へ行くこととし
30 て待ち合わせをしたが、この知人が待ち合わせ場所に現れなかったため実現しなかった。

1 3月15日午前3時53分、河北総合支所から市防災対策課へ届いた衛星ファクスによ
2 り、校長から児童等の安否確認に関する簡単な情報が、市教育委員会にもたらされた。内
3 容はその時点で確認されていた生存者数であり、「1年2名、3年2名、4年5名、5年4
4 名、6年5名、教職員A、※全校108名中」というものである。この日の午後には、さら
5 に2通のファクスが、同様の手段で送られた。

6 同じ3月15日には、震災後初めて、教職員Aから校長に対し、携帯電話のメールによ
7 る連絡が入った。その内容は、「1名しか助けられず、大川小学校は潰滅状態、生存児童2
8 0名程度。」というものだったと、校長は記憶している（なお校長は、このメールは退職時
9 に電話機からデータを消去し、後日、復元を試みたものの復元できなかったと証言してい
10 る）。また、同じく校長の記憶によると、その後数日間で何度か教職員Aからの連絡が入り、
11 「負傷児童2名とともに入釜谷生活センターから病院へ運ばれた、自宅が被災したため親
12 戚宅にいる」などという情報も得られた。

13 3月16日、震災後初めて、校長が市教育委員会に登庁した。対応した指導主事は、校
14 長から「まだ現場には行っていない。これから行く予定。校庭に避難。引き渡し中に津波。
15 油断」という内容を聴取した。このとき、この指導主事の携帯電話番号を教えたこともあり、
16 この日以後、校長から市教育委員会へ情報が入るようになった。校長から報告された情報
17 は、主に生存児童に関する情報であった。

18 校長が大川小学校の現地に初めて入ったのは、3月17日である。このときには、取材
19 はしないという前提で報道関係者の車に乗せてもらったと、校長は証言している。

21 5. 1. 4 石巻市教育委員会の対応状況

22 石巻市教育委員会では、平成22年7月末日までは旧町ごとに事務所が置かれており、
23 事務所長は本庁課長級の扱いであったが、震災の約7ヶ月前にあたる同年8月に事務所は
24 廃止されていた。また震災当時、石巻市教育委員会では、教育長が病気休暇中であり、教
25 育委員会事務局長が教育長代理を務めていた（なお平成23年6月25日には、新たに教育
26 長が任命され、教育長不在の状態は解消された）。震災当時の指導主事は6名の態勢であっ
27 た。

28 震災により、石巻市は、東北3県の全市町村の中で最大の被害（3700名以上の死者・
29 行方不明者）を受けた。津波後も水が引かず、市役所周辺では1週間程度は水に囲まれ、市

1 役所は孤立していた。場所によっては、水の深さが150cmのところもあった。

2 石巻市教育委員会の担当者らの証言は、以下のとおりである。旧石巻市内の規模の大き
3 い小中学校も津波や火災などの被害を受けた。一部の学校では多数の児童の安否の確認が
4 できなかった。例えば「湊小学校や石巻女子商業高校は壊滅」や「渡波小学校では百数十名
5 が犠牲になった」などの断片的な情報が寄せられた。教育委員会は、各学校と連絡を取ろう
6 としたが、なかなか電話が通じず、徒歩や自動車で行ける学校に行って避難所開設の指示
7 を行った。電話で連絡がとれたのは約半分程度の学校に過ぎなかった。遠方の学校の状況
8 については、教育委員会が独自に情報収集することはほとんどできず、市災害対策本部に
9 入ってくる情報をもろうしか方法がなかった。3月11日の時点で4日後に入試の合格発
10 表が予定されていたが、そのデータが完全になくなっており、どのように対処するかとい
11 うことについての判断も迫られた。外部から教育委員会に寄せられてきた情報のほとんど
12 は、避難所への支援要請であった。市内の多くの学校が住民の避難所となっており、その
13 運営は学校側が行うしかなかった。

14 震災から数日間は、石巻市教育委員会としての独自の情報収集はきわめて困難であり、
15 自衛隊など市災害対策本部に寄せられた情報によるところが大きかった。その中には、「大
16 川小学校の地区が壊滅状態」や「大川小学校では屋上に20人避難」などという情報もあつ
17 たが、具体的なことは分からなかったとの証言がある。大川小学校以外では、例えば湊中
18 学校の教員から「千人以上が2日間何も食べていない。周囲の車中にご遺体そのままにな
19 っている」などの連絡も寄せられた。

20 また証言によると、震災後の石巻市教育委員会事務局の問題意識の中心は避難所運営に
21 あった。本来であれば、避難所は市の災害対策本部が開設し、その管理・運営は災対保健
22 福祉部避難収容班（保護課）が担当することになっていたが、これらのいずれも各種災害対
23 応に追われて十分な対応ができない状況で、教育委員会が災対保健福祉部避難収容班（保護
24 課）と学校をつなぐ必要があった。このため、市の避難所運営関係各課により毎日19時か
25 ら避難所運営対策会議が行われたが、教育委員会からは必ず誰かが出席していた。

26 震災から1週間程度過ぎた頃になって、大川小の被害状況が他校と比べて特別に大きい
27 ことが石巻市教育委員会にも明らかになってきた。

5. 1. 5 生存教諭による教育委員会への報告

3月25日、校長と教職員Aが連れだって教育委員会に登庁した。これは、それまでの校長と教育委員会とのやりとりの中で、現場にいた教職員本人から報告を受ける必要があると判断されたためとの証言がある。

事前連絡のない訪問だったため、その場において対応可能な指導主事2名が対応し、聴き取りながらそれぞれメモをとった。教職員Aは初めからうつむき加減で、泣きながら話し、机に突っ伏したり嗚咽が続くなどして、聴き取りにくい部分があった。指導主事側からは、特に質問することなく、教職員Aの話を促すようにして聴き取りが行われた。その間、校長が特に口をはさむこともなかった。

指導主事2名は、いずれも、これが教職員Aに対する唯一の聴取機会とは考えておらず、記録のために録音を取ることに思い至らなかったと証言している。聴き取りの結果は、1名の指導主事が2名分のメモを元に作成し、もう1名の指導主事とともに内容を確認した上で、提出された。後日、例えば「当日夜に車中で泊まった」など、事実と異なる内容が含まれていることが判明したが、担当した2名の指導主事はともに、何らかの意図をもって聴取内容を改ざんしたことはなく、聴き取りにくかった部分を自分たちが解釈する際に誤って解釈したものであると証言した。

3月末、市教育委員会において、指導主事の一人を大川小学校の主担当とすることが決められた。しかしながら、これは専従ではなく、他の業務も行いながら担当窓口をこの指導主事に一本化するという位置づけであった。

1 5. 2 行方不明者の搜索活動

2 5. 2. 1 搜索活動の実施状況

3 (1) 保護者・地域住民による搜索

4 震災翌日より、保護者・地域住民などが大川小学校付近へ入り、遺体にブルーシートを
5 かけるなどの対応が行われていた。3月13日以降は、多くの保護者が自ら現地へ入り、
6 子どもたちの搜索に携わった。当初は重機等もない中で、スコップなどを用い、また遺体
7 を傷つけないように手作業で、瓦礫を除去し堆積した土砂を取り除いての搜索が行われた。
8 地域住民もこれを手伝い、川の水をくんで、あるいはペットボトルの水を用いて、発見さ
9 れた遺体から泥を落とすなどの対応にあたった。こうした地域住民の協力に対し、ありが
10 たかった、頭の下がる思いがした、などと述べる遺族は多い。

11 その後、搜索活動の長期化に伴い、行方不明児童の搜索を続けるために震災前の職を辞
12 した保護者や、新たに重機の運転資格を取得して搜索に携わる保護者などがあつた。自ら
13 搜索に携わり、自身の手で子どもたちを発見し掘り出していかねばならなかった辛さを訴
14 える保護者は少なくない。

15 (2) 関係機関による搜索活動

16 当初、関係機関による救助・搜索活動では、消防団をはじめとする消防関係機関が中心
17 となっていた。河北消防団は、震災翌々日にあたる3月13日には釜谷地区に入り、3月
18 末までの間、連日、百数十名（最大時は250名超）の人員で搜索活動に当たっている。こ
19 の活動は4月に入っても、規模を縮小しながらも継続し、5月上旬まで続けられた。さら
20 に、5月28～29日、8月28日にも、集中搜索を実施している。

21 河北消防署でも、3月14日から大川地区内での活動が開始され、全国規模の応援組織
22 である緊急消防援助隊の参画も得て、4月末まで連日、数十名規模（最大時は100名超）
23 による搜索活動が行われた。記録によると、緊急消防援助隊が石巻市内で本格的な活動
24 を行った3月20日から4月末までの間、石巻市内で活動した緊急消防援助隊と石巻市内の
25 各消防隊の人員のうち、約6割が大川地区で活動している。さらに、緊急消防援助隊が4
26 月末をもって活動を終了した後も、5月17～19日には富士沼付近の搜索を行い、5月
27 28～29日にも消防団と合同搜索を行った。

1 一方、自衛隊においては、3月中の活動の中心が救援物資の搬送などであったためか、
2 この間の捜索活動に関する記録はほとんどないが、一部の部隊による富士沼捜索が行われ
3 たとの記録がある。4月に入り、自衛隊による捜索活動が本格化する中で、大川小学校付
4 近においても自衛隊による捜索活動が行われた。4月1～3日、10～12日、25～2
5 6日の3回にわたって被災地全体で行われた集中捜索でも、釜谷地区における捜索が実施
6 されている。記録によると、自衛隊による大川小学校周辺を含む石巻市内の捜索活動は、
7 被災3県の中でも最も長期間にわたって、同年6月19日まで継続された。

8 さらに警察においても、全国からの特別派遣部隊による応援を得て、捜索活動が実施さ
9 れた。6月16～18日の「震災100日集中捜索」、7月10～12日の集中捜索、8月
10 10～12日の夏季集中捜索など、自衛隊、海上保安庁など関係機関と連携しての集中捜
11 索活動が実施されている。このうち、集中捜索期間中の7月11日には、警察庁長官が大
12 川小学校の捜索現場を視察、居合わせた行方不明児童の保護者から「最後の1人が見つかる
13 まで捜索を続けてほしい」と要望され、「全国の警察を挙げて懸命に捜索します」と回答し
14 たと報じられている。警察における特別派遣部隊の応援は、9月11日まで続けられた。

15 これら警察、消防、自衛隊などによる捜索活動の連携・調整のため、河北総合支所にお
16 いて、各機関が参画した捜索会議が開催されていた。しかし、この会議に児童を探す保護
17 者が参画することはなく、地域をよく知る保護者・地域住民の声を必ずしも十分に捜索に
18 活かせなかったのではないかという証言がある。

19 なお、自衛隊や警察・消防の応援部隊が撤収した後も、関係機関による捜索は継続され
20 ている。例えば、海上保安庁では、月命日にあたる毎月11日に一斉捜索を続けた。記録に
21 よると、このように続けられた主な活動としては、次表のとおりである。

期 間	活動内容
平成23年9月28～29日	宮城県警、海上保安庁、漁協等による「沿岸地域集中搜索」
平成23年11月1～2日	宮城県警行方不明者特別搜索隊潜水部隊、海上保安庁による「沿岸部潜水搜索」（雄勝湾・追波湾）
平成24年2月10日	宮城県警機動隊による尾崎搜索
平成24年2月20日	宮城県警、宮城海上保安部、消防による合同搜索（東北管区機動隊による大川小学校付近・富士川付近の搜索を含む）
平成24年3月11～13日	宮城県警「3・11行方不明者集中搜索」大川小学校周辺（富士沼、富士川等）の搜索
平成24年4月17日	宮城県警・宮城海上保安部合同搜索（尾崎・長面地区海岸線）
平成24年5月29～30日	宮城県警・宮城海上保安部合同搜索（海上・水中搜索、海上から崖下へ上陸しての搜索、長面地区での陸上搜索）
平成24年11月11日	消防団、消防署、警察署参加による人力の一斉搜索

3 (3) 搜索活動の継続

4 関係機関による搜索活動と並行して、犠牲となった児童・教職員の供養と搜索の継続等を
5 目的とした「大川小学校遺族会」（以下、「遺族会」とする。）が、遺族会として重機1台を
6 調達し、資格を持つ保護者がこれを運転しての搜索活動が継続していた。搜索を続ける保
7 護者・遺族側からは、石巻市（教育委員会）としても重機を用いた搜索を行ってほしい
8 との要望が出されたため、これを受けて市としても予算計上を行い、平成23年9月から
9 重機による搜索が開始された。

10 また保護者・遺族からは、富士川、富士沼、蛇沼などの搜索や、津波による被災の後、冠
11 水したままとなっている長面地区の圃場の搜索の必要性も指摘された。このような搜索活
12 動には大規模な排水措置や災害復旧工事との調整が必要であることから、多くの関係
13 機関との連携・調整が必要となった。このため、河北総合支所を中心とした調整会議が設
14 けられ、国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所、宮城県東部土木事務所、宮城
15 県東部地方振興事務所、河北警察署、河北消防署などとともに、石巻市教育委員会も参画
16 しての調整が行われた。これらの関係機関との調整の中では、週末・休日などを中心に1
17 00～200名規模で搜索活動に参加するボランティアへの対応も話題となった。こうし
18 た調整を経て実施された主な搜索活動は、次表のとおりである。中には、道路復旧工事の
19 進捗に併せ、復旧工事を所管する組織と保護者・遺族らが互いに役割分担・調整を行いつつ
20 搜索にあたったものもある。

1

関係機関との調整に基づく主な搜索活動

期 間	活動内容
平成24年2月中～下旬	富士川搜索（川の一部をせき止め排水しての搜索）
平成24年10月上旬～	長面地区農地（圃場）搜索（冠水地区を排水しての搜索）
平成25年1月中旬	釜谷地区内道路復旧に伴う搜索
平成25年2月上旬～3月上旬	富士川・富士沼搜索（前年実施した箇所より上流部について、川の一部をせき止め排水しての搜索）
平成25年6月中旬～7月	蛇沼搜索

2

3 このほか、行方不明児童の搜索のため、保護者・遺族の要請に基づき、大学やNPO団
4 体の協力による水中ロボット探査（平成24年5月30日～6月2日）、大川小学校浄化槽
5 の搜索（平成24年9月13～14日）なども実施された。

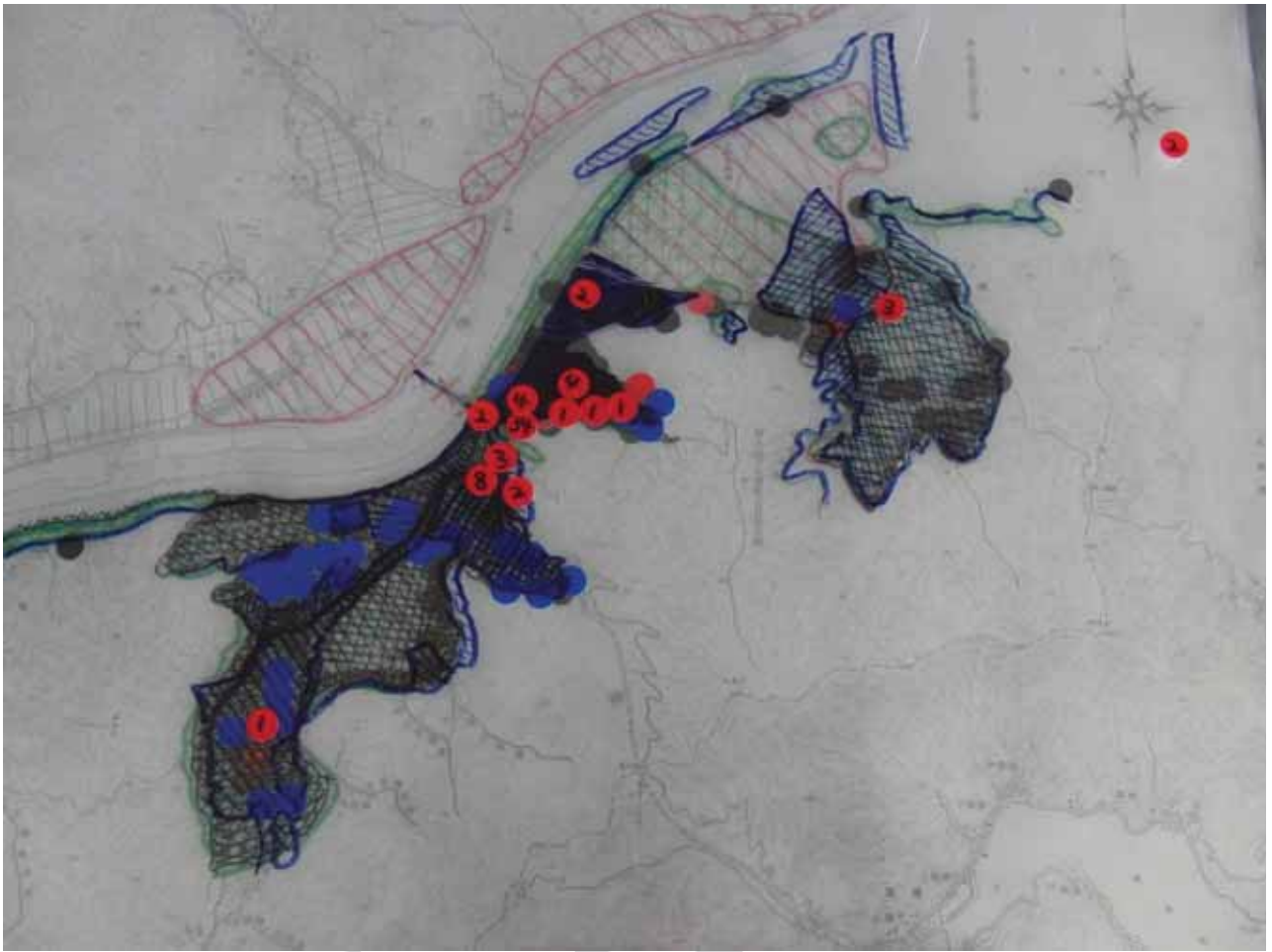
6 市教育委員会は、保護者・遺族の要望を受けてこれらの搜索について関係機関に働きかけ、
7 調整を行うという役割を担った。また、定期的に担当職員が搜索現場に足を運び、重機を扱
8 う業者の作業員から状況を把握するとともに、自ら搜索に当たる保護者・遺族の要望・意見
9 を聞き、また搜索活動を手伝うなどの対応をとっている。しかし一方で、これら搜索活動の
10 ほとんどは、行方不明児童の保護者や遺族が強く要請し、時には報道関係者に訴えること
11 によって実現したものであることから、「なぜ自分たちが訴えなければ搜索が進まないの
12 か」と、その辛さを訴える声がある。

13

14 **5. 2. 2 遺体の発見状況**

15 大川小学校の児童・教職員の多くは、震災から約1カ月の間に遺体が発見された。4月
16 半ば時点では、児童74名・教職員10名のうち児童6名・教職員1名が行方不明となっ
17 いたとの証言がある。

18 多くの遺体が発見されたのは、北上川寄りの釜谷地区南側の山の斜面付近であった。一部
19 は、山の斜面の比較的高い位置（標高約6mの三角地帯よりさらに数m上）で土砂に埋もれ
20 ることなく見つかったが、それ以外の多くは津波によって運ばれた海砂の堆積する中から発
21 見されたとする証言がある。釜谷地区一帯は、約1mの深さで海砂を中心とする土砂が堆積
22 しており、児童・教職員はもとより地域住民の多くも、この土砂に埋もれる形で発見された。
23 児童遺族の中には、遺体にはほとんど傷がなかったとする証言が少なくない。また、一部の
24 児童はランドセル、ヘルメットや水筒をすべて身につけて発見されたとの証言もある。



2

3

4

5

6

7

8

* 赤印数字：児童遺体発見数
関係機関による捜索会議で記録された遺体発見場所（関係者提供）

なお、四十九日法要の営まれた4月28日に1名の児童が、さらに8月上旬にもう1名の児童が発見された。また、唯一行方不明となっていた教職員の遺体は、平成24年7月に確認された。残る児童4名は、平成26年1月現在、行方不明のままとなっている。

1 5. 3 児童・遺族などへの対応

2 5. 3. 1 登校日

3 3月29日、大川小学校において、生存児童の集まる登校日が実施された。

4 震災後、市教育委員会は、3月13日付けで「学校、地域の実情に応じた年度末・始め学
5 校行事を適切に判断、実施願います」との事務連絡を発出し、各学校の判断で登校日を実施
6 するよう通知した。これを受けて石巻市内の各校では、それぞれの校長の判断で登校日が
7 行われた。大川小学校における登校日の日程や持ち方について、特に教育委員会からの指
8 示・指導はなく、当時の校長の判断で行われた。保護者に対する告知は、主に避難所の掲
9 示板における掲示により行われ、加えて、住宅被害を免れた生存児童宅には直接足を運ん
10 での告知も行われた。

11 登校日については、生存児童とその保護者を中心に告知がなされたため、必ずしもすべ
12 ての遺族にその開催が知らされてはいなかった。また、登校日後の取材に対し、校長が「子
13 どもたちの顔に明るさがあったので安心しました」と話したとか、子どもたちに「たくさん
14 の友達が亡くなったり、行方不明になったりしているけれど、生き残ったみんなで力を合
15 わせてがんばっていこう」「笑顔がいっぱいの学校を作ろう」と語りかけたことが報道され
16 た。

17 このため、被災状況に関する遺族に対する説明会もないまま登校日が開催されたことに
18 ついて、遺族への配慮不足を感じたり違和感を持ったりする遺族も少なくなかった。そし
19 て、翌30日から31日にかけて当時のPTA関係者から、不明児童の捜索活動の強化と
20 説明会の開催を要望する声が教育委員会に寄せられ、教育委員会が説明会を開催すること
21 になった。なお、校長が避難所の掲示板で告知して保護者を集め、大川小学校の現状につ
22 いての説明を3月25日に行っていたが、児童の安否に関する説明程度にとどまり、被
23 災状況やその原因についての詳しい説明はなかった。

24

25 5. 3. 2 第1回保護者説明会

26 説明会は4月9日に開催され、教育委員会からは事務局長と学校教育課長以下が出席し
27 た。この際の教育委員会の認識は、現時点で得ている情報をできる限り説明することと、
28 保護者の要望を聞いてそれを叶えよう、というものであった。開催直前になって、保護者

1 説明会には、急きょ教職員Aも出席することになった。教職員Aは、あらかじめ説明内容
2 の原稿などを用意することなく、当日の状況について自ら説明した。教職員Aは、説明会
3 終了まで会場に残ったが、自ら話し終えた後は言葉を発することもできないような状態だ
4 った。

5 このときの教職員Aの説明のうち、「体育館の通路のところから見ているときに何度も揺
6 れが来て、山の方で木が倒れたり、様子を見ました。」とか、山に避難した後に「余震が来
7 て揺れるたびにメキメキと木が倒れる音がしました。」などと説明した点、山に逃げた際
8 「波をかぶった」「靴もなくなった」とか、一緒にいた生存児童も「水を飲んで、全身ずぶ
9 濡れになっていた」と説明した点などについて、他の証言等と齟齬したことから、遺族の不
10 信感を高めることとなった。

11 この説明会での保護者・遺族の要望を受け、不明児童捜索に教育委員会も参加すること
12 になった。また、遺体の火葬についても優先されるよう配慮がなされたが、そのような対応
13 が採られていることを知らず、火葬等の手続きに苦慮したという証言も少なくない。

15 5. 3. 3 児童等への聴き取り

16 5月上旬から中旬にかけて、生存児童らに聴き取り調査が行われた。生存児童以外では
17 3名（同校の用務員、山へ避難した支所職員及び地区住民の中学生）が聴き取りの対象とな
18 った。

19 生存児童の聴き取りに当たっては、心身への負担を考慮したとはいうものの、手順や手
20 法について専門家に助言を求めることはなかった。また、事前に保護者の同意を得ずに聴
21 き取り調査が行われた例もあった。聴き取り後、体調を崩した児童が複数いる。

22 聴き取りに際して、聴き取り担当者は手書きでメモをしていたが、報告書を作成する都
23 度手書きメモは廃棄していった。また、聴き取りの際に録音は行われなかった。その結果、
24 後に聴き取り記録の正確性や質問項目について疑問が呈されただけでなく、意図的な廃棄
25 やねつ造まで疑われることになった。ただし、当時、児童聴き取りに関わった複数の関係
26 者はいずれも、録音やメモなどの取扱いについて何らかの指示が出されたことはなかった
27 と証言している。

5. 3. 4 第2回保護者説明会

6月4日、市長も出席の上で、第2回の保護者説明会が行われた。説明会の冒頭に、「8時頃をめどに終了させていただきたい」という言葉があった(開始時刻は午後7時)。また、質疑の途中で「時間なので」とされて説明会は終了した。この経緯について、主催者側教育委員会関係者は、多忙な市長の日程を勘案して教育委員会側の判断で1時間としたものであるが、市長退席後に他の出席者が残らなかったことについて深い考えはなかったと証言している。

この説明会において、市長による「自然災害における宿命」発言があった。市長の発言は、保護者からの「失敗と認めろ」、「人災だと言え」との追及に対し「これ以上責任を追及するというのは、私としては難しいと思います。」という流れの中で、「市長にも子どもがいるんでしょ。反対側に座った親の立場で話して下さい。」との質問に対して、「もちろん、気持ちは分かりますけれども、私としては、もし自分の子どもが亡くなったら、自分の子どもに自分自身に問うということしかないと思います。これが自然災害における宿命だということです。もし自分がそうなったらそう考えるということです。」と述べたものである。

また、終了時、保護者からの「今後説明会はあるんですか。これで説明会は終わりですか。」との問いに対し、主催者側が「説明会は予定しておりません。これで終わりです。」と発言している。主催者側は、終了後の取材に対し「遺族は納得した」と発言したと報道された。

このような説明会のあり方に心情を傷つけられたと証言する遺族は多く、中には「もう話を聞きたくない」「顔も見たくない」と心に蓋をしてしまった」と述べる遺族もいる。

8月21日、5月の聴き取りの際のメモを廃棄したことが報道された。

なお、6月下旬に新たに教育長が就任し、事故の再調査が決定されたことから、市教育委員会は8月23日から再調査を開始した。

5. 3. 5 遺族対応に関する市の体制

この頃、石巻市では、市役所本庁の各部長、各総合支所の支所長など幹部職と外部関係機関の代表が参加する災害対策本部員会議や、市幹部職のみ参加する庁議が頻繁に開かれていた。しかし関係者によると、これら災害対策本部会議や庁議の中で、大川小学校の事

1 故への対応が議論されたことはない。

2 石巻市教育委員会では、事務局長が窓口となり、市長への報告・説明などを行った。具
3 体的には、例えば第1回説明会については、その開催前に簡単な説明を行い、開催後の報
4 告も行った。いずれも数分間という短時間のもので、市長からは「重大な問題なので教育委
5 員会としてしっかり対応せよ」という指示が出されたとの証言がある。また、第2回説明会
6 の前には、市長が臨席するため事前に日程調整を行い、この中で市長の予定を勘案して時
7 間を1時間とすることが教育委員会により決められた。さらに、説明会前日には市側から
8 説明を予定している内容について市長に説明がなされ、了解を得た。教育委員会及び市の
9 関係者によると、一連の対応において、市長の関わりは以上のようなものであり、特に具
10 体的な指示があったという証言はない。

12 5. 3. 6 第3回以降の遺族との話し合い

13 平成24年1月22日、第3回目となる遺族との話し合いが行われた。教職員Aが6月
14 3日（第2回の説明会の前日）に学校にファクスで送付したという手紙が公開された。市教
15 育委員会は、この時期まで公開しなかった理由を説明したものの、遺族の不信はぬぐえな
16 かった。また、6月の説明会の内容に11月までに聴き取った内容を加えた時系列表を提示
17 して説明がなされた。この会から説明会が報道機関に公開して行われるようになった。

18 3月18日、第4回の遺族との話し合いが開催された。遺族と教育委員会が距離を縮め
19 て話し合いを継続したい、そのための方法について双方の代表者で相談する、との合意が
20 なされた。

21 4月、教育委員会の大川小学校担当者が2名とも転出し、担当者が交代した。遺族有志
22 との話し合いは継続するも、説明会は開催されなかった。

23 6月初旬、遺族への事前相談がないまま「第三者に検証を委託するという事業に2000
24 万円の予算を計上」との報道がなされた。6月12日の遺族有志と教育委員会との話し合い
25 では、遺族有志がこれまで同様、教育委員会と遺族が事実情報を突合して真相を明らかに
26 することを求めたのに対し、教育委員会は議論が平行線となることを懸念し、第三者の介
27 入を求めた。遺族有志は時期尚早として反対した。翌6月13日に開催された石巻市議会
28 環境教育委員会において、この遺族有志との話し合いの中で第三者検証について遺族に伝
29 えられているのかという質問に対し、学校教育課長は「話し合いの中で第三者組織の話もご

1 ざいでしたが、具体的な詰める話し合いというところまでは、その中では進んでおりませ
2 ん。ですから、その中での話の話題としては出ているという状況下でございます。」と答弁
3 した。

4 結局、第三者委員会設置のための予算は6月22日に石巻市議会で可決されたが、予算
5 執行には遺族の合意を得ること、第三者機関設置後も教育委員会と遺族との話し合いは継
6 続することなどを条件とする附帯決議が付された。

7 その後、7月8日に第5回の話し合い、8月21日に遺族有志と教育委員会による現地
8 調査、8月26日に市長も出席しての第6回の話し合い、10月28日に第7回の話し合
9 いが開催された。

10 一方、8月19日、平野文部科学大臣が大川小学校を訪れて慰霊し、遺族とも直接対話
11 するとともに、捜索し続ける保護者の要請を受けて捜索現場などを視察した。その後、文部
12 科学省としても事故検証をサポートしていくことを表明し、児童遺族と文部科学省・宮城県
13 教育委員会・石巻市教育委員会の4者が一堂に会する4者円卓会議が開催された（11月3
14 日及び25日）。2回にわたる4者円卓会議での説明・意見交換及び別途行われた教職員遺
15 族への説明・意見交換を経た結果、遺族の理解をおおむね得たことから、第三者による大川
16 小学校事故検証委員会が発足した。

17 第三者機関設置後も教育委員会と遺族との話し合いは継続することとされていたが、一
18 部有志と担当職員との打ち合わせなどは継続されていたものの、正式な話し合いのための会
19 合については、平成25年9月8日まで10ヶ月以上中断した。

21 5. 3. 7 教職員遺族への対応

22 震災後、教職員遺族への対応は、大川小学校を中心に行われた。校長・教頭などが教職
23 員遺族のもとへ個別に弔問に訪れ、遺族の話を聞いたり、相談に乗ったりしていた。また、
24 教職員遺族同士のつながりを作るため、平成23年10月末には大川小学校が呼び掛けて、
25 教職員遺族の集まる機会が設けられた。この際、遺族側からの要請を受けて、第2回説明
26 会で児童遺族に説明された地震後50分間の時系列に関する資料の写しが配布された。

27 教育委員会として、教職員遺族を対象とした説明会を開催したのは、平成24年2月4
28 日になってからである。

1 5. 4 児童・遺族に対する支援

2 5. 4. 1 児童・遺族等に対する心のケア

3 児童・遺族等に対して心のケアが必要であることは、震災後、比較的早い時期から認識
4 されていたようで、3月下旬～4月初め頃には、合同葬に対する要望とともにカウンセリング
5 ングが話題となった記録がある。また、平成23年5月10～11日、大川小学校に在籍
6 する生存児童への聴き取りが行われた際には、11～12日の2日間、市教委の担当者及
7 び児童精神科医による児童・教職員のカウンセリング体制が整えられた。しかし、この体
8 制がどのように活用されたのかについては、記録がない。

9 石巻市、石巻市教育委員会および大川小学校は、遺族等に対する心のケア対策として、
10 相談機関・窓口を紹介するチラシなどを配布した。相談機関は、河北総合支所保健福祉
11 課・健康推進課、国立国際医療研究センター国府台病院「心のケアチーム」、NPOここね
12 っと発達支援センター「緊急こどもサポートチーム」、東北大学大学院教育ネットワークセ
13 ンター「震災子ども支援室Sーチル」などであり、遺族が希望すれば心理カウンセラーや医
14 師による相談を受けられるようになっていた。平成23年、平成24年とも、石巻市教育
15 委員会や大川小学校から遺族に向けて、相談を受け入れている機関や開設日、相談員等が
16 記された案内が配布されたことが確認できている。しかし、大川小学校の児童・遺族等が
17 これらの相談機関をどの程度活用したのかについての記録はない。

18 また、死亡あるいは行方不明となっている児童の家庭に対しては、大川小学校の教職員
19 による家庭訪問、および医療専門家による巡回相談も実施された。医療専門家による巡回
20 相談は、国立国際医療研究センター国府台病院「心のケアチーム」の医師によって行われた。
21 巡回相談は、それ以前に行われていた教職員による家庭訪問や、河北総合支所の保健師に
22 による河北地区の全戸訪問から、児童を亡くした保護者に対する心のケアが必要であると考
23 えられたことを受けて実施されたものである。第1回は、平成23年7月6～7日に児童
24 精神科の医師が横川地区の保護者宅3軒を訪問し、第2回は同14日および15日に精神
25 科の医師が飯野川中学校避難所、針岡、入釜谷地区の保護者宅6軒へ訪問したという記録
26 があるものの、それ以降の詳細な巡回訪問結果が記された記録はない。

27 平成23年9月29日及び11月18日には、心のケアを行う体制をめぐり、遺族代表、
28 大川小学校の教職員及びスクールカウンセラー、国府台病院の医師、NPOここねっと発
29 達支援センター関係者による「大川小学校『心のケア』サポート会議」が2回にわたって開

1 催された。この場で遺族代表からは、それまでケアの手が届いていない遺族へも行き届く
2 よう、各機関の行う相談について学校を中心とした体制構築の要望が出されたため、各機関
3 がそれぞれ行った相談対応を学校に報告し、その情報を学校がデータベース化することで
4 合意された。しかし、実際には各機関からはほとんど報告がなく、この体制が実現するこ
5 とはなかった。

6 平成24年5月2日、遺族代表、石巻市教育委員会および大川小学校の関係者によって
7 持たれた話し合いにおいては、新たに「みやぎ心のケアセンター」と連携する体制が挙げら
8 れ、5月12日に開催された遺族会全体会でも同センター関係者が出席して説明を行った
9 とする記録がある。しかしその後、「みやぎ心のケアセンター」は相談窓口を開設したもの
10 の、大川小学校の遺族・保護者などによる相談はなかったという証言がある。また、同セ
11 ンター関係者が一部遺族の集まる場へ出向いてのアプローチ活動を試みたが、遺族との
12 関係構築が難しく、活動が継続できなかった。このため、こうした支援の在り方を疑問視す
13 る声が出ている。

14 一方、宮城県教育委員会は、3月17日から宮城県臨床心理士会の協力を得て、県内ス
15 クールカウンセラーの緊急派遣を行っている。また、平成23年度には、従来の体制に加
16 えて、新たに広域カウンセラーを全市町村に配置し、域内すべての小学校に対応可能な体
17 制を構築したとされる。活動にあたっては、4月14日に宮城県スクールカウンセラー連
18 絡協議会を開催し、東日本大震災心理支援センターから講師を招き緊急対応に係る研修を
19 実施した。さらに、4月22日、文部科学省に対し「宮城県へのスクールカウンセラーの緊
20 急支援派遣協力依頼」を要請し、一般社団法人日本臨床心理士会の協力を得て、5月10日
21 から県外スクールカウンセラーの緊急派遣を行っている。

22 大川小学校には、この一連の派遣の中で、5月初旬からスクールカウンセラーが派遣さ
23 れていたことが確認できた。しかし、この時期におけるスクールカウンセラー派遣の正確
24 な日時や派遣人数、カウンセラー利用の実績等についての記録は確認できなかった。

25 大川小学校に関する正確な記録が確認できるのは、平成23年9月から平成24年3月
26 までの1名、平成24年4月から9月までの3名、平成24年10月から平成26年3月
27 まで（予定）の2名である。この間の相談実績については、「平成23年度大川小スクール
28 カウンセラーによる相談状況報告書」によると、児童生徒、保護者の相談人数はそれぞれ0
29 人、5人であった。また、「平成24年度大川小スクールカウンセラーによる相談状況報告
30 書」では、児童生徒、保護者の相談人数はそれぞれ28人、18人であった。これに比べて、

1 この間、大川小学校の教職員がスクールカウンセラーに相談した件数は多くなっている。
2 また、生存児童を受け持つ教職員の中には、自身が震災前の大川小学校の状況や事故当時
3 のことを知らない中で、どこまで事故そのものについて触れるべきかを迷い、専門的知識
4 の不足を感じると証言した者がいる。

5. 4. 2 大川小学校及び石巻市教育委員会の遺族等への対応

7 被災児童・教職員遺族への対応は、大川小学校の教職員が中心となって行われた。平成
8 23年度になって大川小学校に着任した教職員の中には、過去に比較的長い期間、同校に
9 勤務した経験を持つ教職員もいたが、新たに同校へ勤務することとなった教職員も多かつ
10 た。これら教職員は、着任後の5月上旬～7月下旬にかけ、ほとんどの児童・教職員遺族
11 宅へ弔問するほか、7～10月に執り行われた葬儀・告別式などにも参列した。また、各
12 学年担任が受け持っている学年の死亡児童・教職員宅を不定期に訪問して、遺族と学校と
13 の結びつきを継続する努力を重ねた。時には訪問先で遺族から厳しい言葉を受けながらも
14 このように丁寧な活動を続けたことが、新たに着任した教職員たちに対する遺族の信頼を
15 築くことになったとの証言がある。

16 大川小学校では、このほかにも、遺族会の行う記念植樹や、NPO団体が遺族とともに
17 行う花植え活動などを支援するほか、遺族有志が集まる趣味の会に教職員が参加するなど
18 の形で、遺族とのつながりを構築している。また、四十九日法要（平成23年4月28日）、
19 百箇日法要（平成23年6月18日）、一周忌法要（平成24年3月4日）、三回忌法要（平
20 成25年3月3日）、慰霊碑開眼法要（平成25年8月25日）など一連の供養行事に対す
21 る支援・参列も行っている。こうした対応があってもなお、遺族会と大川小学校が共催す
22 るこれらの行事に学校側が主導的役割を十分果たさなかったとする声もある。

23 一方、平成23年6月25日新たに着任した石巻市教育委員会の教育長は、就任後の記
24 者会見において、大川小学校事故の再調査、遺族との対話継続を明言するとともに、すべ
25 ての遺族宅を弔問することを表明した。その後教育長は、同年7月～8月を中心に弔問を行
26 い、12月末までには、行方不明児童の家族及び弔問を断った児童遺族以外のすべての児童
27 遺族を弔問に訪れた。ただし、教育長は、弔問であり、謝罪に訪れたものではないとしてい
28 る。また、弔問先において、児童の保護者が不在だったため、それ以外の家族（祖父母等）
29 が対応した家庭があったとの証言がある。

1 5. 5 事後対応に関する分析と評価

2 5. 5. 1 初期対応に関する分析と評価

3 (1) 直後の情報伝達

4 津波来襲直後から、消防団員らの献身的な救援活動が行われ、道路の啓開、船外機のある船による入釜谷地区との連絡、津波被災者の救援救助などが展開された。その結果もあ
5 って、地震発生の翌12日の早朝には、間垣地区の堤防の基礎部分を歩くか、船外機のある船を使うか、また場合によっては通称「真野峠」を通して雄勝側から回るかして、釜谷地
6 区へ到達することができたものと推定される。

7 教職員Aは、学校の壊滅的状況及び緊急救助の必要性について、震災当日に避難して一
8 夜を過ごした事業所の関係者などにはほとんど伝えていないものと推定される。ただし、
9 仮にこれを伝えたとしても、夜間に入り、津波警報（大津波）が継続して津波が繰り返し来
10 襲する中で、どれだけの救助活動が実施できたかについては定かではない。また、極めて
11 過酷な体験をした教職員Aが、冷静かつ適確な判断と行動をできる状態にはなかったとい
12 う可能性も否定できない。しかしながら、こうした緊急要請が行われなかったことが、遺
13 族・保護者に強い無念の思いを抱かせることになった可能性がある。

14 また教職員Aは、入釜谷生活センターで飯野川方面へ徒歩で向かおうとする者、及び自
15 宅に向かう際に乗せてもらった消防車両の関係者に対して、石巻市教育委員会または河北
16 総合支所に学校の状況を伝えるよう依頼したと証言しているが、結果的には教職員Aの伝
17 言は石巻市教育委員会には伝わっていない。津波来襲直後から、地元消防団による献身的
18 な道路啓開・救援救助活動が行われているが、より組織だった活動を実施できるようにす
19 るために、及び石巻市教育委員会が少しでも早く大川小学校の被災状況について正確で具
20 体的な認識を持つようにするためには、教職員Aから教育委員会に対し、確実に情報が伝
21 わるように手配する必要があったと考えられる。

22 (2) 校長及び石巻市教育委員会の被災直後の対応

23 校長が大川小学校の現地に初めて入ったのは、3月17日である。津波来襲から17日
24 に至るまで大川小学校の現地に入っていない事情については、単独で情報収集活動を行わ
25 ざるを得なかったことなど、やむを得ない部分もあったものと考えられる。しかしながら、
26 学校の最高責任者である校長が、電話がまったくつながらないなど連絡が途絶している状
27 況の下で、大川小学校の被災状況について少しでも早く自分の目で確認することは極めて
28 重要である。実際の問題として、地震発生の翌12日には、何らかのルートにより釜谷地
29 区に到達することができたと推定されるのであるから、校長はより早期に大川小学校の現
30 地に入り、小学校の状況について自ら確認するとともに、児童の状況についても入釜谷地
31 区に入り、小学校の状況について自ら確認するとともに、児童の状況についても入釜谷地
32

1 区などの住民から情報を収集し、それを石巻市教育委員会に正確に伝えるべきであったと
2 考えられる。そして、もし校長が大川小学校の状況について正確かつ具体的な情報を少し
3 でも早く石巻市教育委員会に伝達していれば、石巻市教育委員会の大川小学校の状況に関
4 する認識も当然変わったものとなっていたと推定される。その結果、石巻市全体の被災状
5 況が極めて深刻なものであったことを勘案してもなお、石巻市教育委員会は大川小学校の
6 被災状況に対して、応援の職員を派遣し若しくは近隣校等に応援者の派遣を指示するなど
7 して、事故に対する対応体制を整え、その対策をとることができた可能性は否定できな
8 い。

9 震災当時の市教育委員会では、教育長が病気休暇中であり、事務局長が教育長代理を務
10 めていたが、当該事務局長は教員出身ではなかった。このことが石巻市教育委員会による
11 各学校の状況の把握、教育委員会の内部における迅速な意思決定、及び各学校現場への指
12 示などの点で一定の否定的な影響を及ぼした可能性がある。

13 震災によって石巻市が受けた被害状況が特別に大きいものであったこと、及び石巻市教
14 育委員会の独自の情報収集が極めて困難であったこと、大川小学校の校長から提出された
15 情報も断片的であり、しかも遅れがちであったことは事実であり、相当程度の限界があっ
16 たと考えられる。しかし震災のおよそ1週間後には、他の学校との比較から大川小学校の
17 被害状況が特別に大きいことが明らかになってきたのであるから、石巻市教育委員会は
18 大川小学校の被害状況について、それにふさわしい対応をとるべきであったと考えられる。

19 しかし実際には、石巻市教育委員会は大川小学校の被災状況に対して対策本部も設立す
20 ることはなかった。また指導主事の一人を大川小学校の主担当とすることが決められたが、
21 その時期は3月末であり、主担当といっても専従ではないため、他の業務の負担もあるた
22 め本来であれば期待された活動を行うことは困難であったと考えられる。後知恵的な判断
23 ではあるが、本来であれば、石巻市教育委員会は児童及び教職員の被災状況を早急に把握
24 し、大川小学校の被害状況に対応した対策本部を立ち上げ、校長ともう一名の教職員以外
25 の全員が被災して欠けてしまったことに対する応援の教職員を派遣し、近隣の小中学校か
26 ら支援が受けられるように指示するなどの対策を打ち出すべきであったと考えられる。そ
27 して石巻市教育委員会がそのような対策をとっていれば、遺族・保護者との関係ももっと変
28 わったものになっていた可能性がある。

29 これらのことから、大川小学校及び石巻市教育委員会による被災直後の対応については、
30 数多くの児童・教職員が被災した事故への対応としては、到底十分とは言い難いものであ
31 ったと評価せざるを得ない。当然のことながら、そこには、石巻市全体の震災による被害
32 が甚大であったことが大きく関与したものと推定される。それとともに、同校及び市教育
33 委員会において、こうした重大事故時の対応について事前の計画等が十分になされておら
34 ず、特に、教職員のほとんどが死傷する事態への対応が想定されていなかったことが、こ
35 うした事態をもたらした大きな要因となったものと推定される。

5. 5. 2 行方不明者の捜索に関する分析・評価

石巻市全体が甚大な被害を受けた中で、当初の時期は地元の消防団、しばらくしてからは消防、自衛隊、警察、海上保安庁が献身的捜索活動を行っている。ただし、遺族・保護者から、行方不明者の捜索においてなかなか自分たちの意見が反映しなかったとの声があるのも事実である。今後の災害における行方不明者の捜索にあたっては、捜索側が保護者や地元住民との間で情報や意見の交換を丁寧に行うなど、捜索活動に対する遺族・保護者の関与のあり方について検討する余地があると考えられる。

5. 5. 3 児童・遺族などへの対応に関する分析と評価

(1) 登校日の持ち方

3月29日に登校日が実施された。この登校日は、年度末になることを受けて石巻市教育委員会から各学校に出された事務連絡に基づいて実施されたもので、大川小学校における日程や持ち方については、校長の判断で行われたものであり、教育委員会からの指示・指導はなかったものと推定される。

ところで、この登校日の準備や当日の持ち方について遺族や保護者から配慮不足を感じたり違和感をもったりしたとの意見が出された。確かに登校日を実施するにあたっては、遺族や行方不明児童の保護者に対する十分な配慮が必要であることは当然である。その一方で、大川小学校の教職員は実質的には校長一人という状況が続いているのであるから、告知の仕方や、遺族や行方不明児童の保護者に対する配慮において十分なことを期待するのは困難であったものと考えられる。したがって、登校日の実施やその準備にあたっては、石巻市教育委員会からの適切な支援が必要であったと考えられる。

(2) 保護者説明会のあり方

4月9日に行われた第1回保護者説明会は、石巻市教育委員会側と遺族・保護者側との間でそれぞれの位置づけを巡って考え方に齟齬があることが、紛糾する原因となったと考えられる。すなわち、石巻市教育委員会側は、いまだ事実関係の正確な把握・整理はできていないものの、遺族・保護者の要望に応じてその時点で得ている情報をできる限り説明するとともに、遺族・保護者の要望を聞いてそれを叶えようというものであった。これに対し遺族・保護者側は、地震から約1ヶ月程度も経過しているのであるから、教育委員会としては当然ある程度の実事関係の把握も進み、被害発生の原因についても整理ができつつあると期待していたと考えられる。説明会は貴重な機会であるから、紛糾や誤解を避けるために出来るだけ事前に準備をし、両者の考え方をすりあわせた上で行われるのが望ましい。

6月4日に行われた第2回保護者説明会では、冒頭、教育委員会側から「8時頃をめぐりに

1 終了させていただきたい」という言葉があったが、これは説明会を1時間で終了させるとい
2 う意味である。その理由がどこにあったとしても、説明会の冒頭から1時間で終了すると
3 宣言する態度は、我が子の最後についてできるだけ詳しく知りたいという遺族や、少しで
4 も行方不明児童の捜索に役立つ情報を得たいとする保護者の心情を、大きく傷つけるもの
5 であったと推定される。さらに説明会の終了時、それ以降の説明会について教育委員会側
6 から「説明会は予定していません。これで終わりです」との発言が行われたが、この発言も
7 同様に遺族・保護者の心情を傷つけるものであったと推定される。当時でも、大川小学校
8 の被災状況の事実関係や事故の原因について未だ明らかになっていないことは数多く、遺
9 族・保護者が引き続き事実関係の説明を求めるのは当然のことであったと考えられ、石巻
10 市教育委員会は、こうした遺族・保護者の心情に十分に配慮して、その対応を行うべきで
11 あったと考えられる。

12 遺族対応に関する市の体制については、大川小学校の被害状況と、それに市役所全体と
13 してどのように向き合うのかという問題について、市内部での検討が十分ではなかった可
14 能性がある。例えば、災害対策本部員会議や庁議の中で、大川小学校の事故への対応が議
15 論されたことはないという事実は、石巻市役所において大川小学校の問題は教育委員会任
16 せにし、市長を含めて市役所全体の問題として対処する姿勢がなかったものを示すと推定
17 される。さらにこの姿勢が、説明会の開催やその持ち方にも影響を与え、市と遺族・保護
18 者との乖離をより大きくした可能性がある。そして、その後の話し合いにおいても、遺族と
19 石巻市及び市教育委員会との距離は縮まることはなかったものと推定される。

21 5. 5. 4 石巻市教育委員会による事実調査の分析と評価

22 第1回保護者説明会には、教職員Aが急きょ出席し、自らの言葉で当時の状況を説明し
23 た。しかしながら、石巻市教育委員会がこの説明会の開催にあたって、事前に教職員Aと
24 接触し、当日の発言内容や従前の発言・その他の客観的事実等との整合性を確認したり、
25 教職員Aの心的外傷に対して何らかの配慮を行ったりはしていないものと推定される。確
26 かに教職員Aは地震当日学校内にいた教職員の中で唯一の生存者であり、遺族・保護者から
27 すれば、説明会において教職員Aの説明を聞きたいという考えを持つのは当然である。し
28 かし他方では、教職員Aのメンタルヘルスに対する慎重な配慮は欠かすことはできない。
29 場合によっては、教職員Aの心的外傷を深めてしまうおそれもあることを考えれば、この
30 日の石巻市教育委員会の措置には配慮を欠いた面があったと考えられる。また発言内容の
31 整合性について確認することなく発言をさせた場合に、事実認定や事故原因の判断が混乱
32 したり、遺族・保護者から無用の不信感を招いたりするおそれがあることを考えれば、こ
33 の点においても石巻市教育委員会の対応は十分な配慮に欠けていたと考えられる。

34 5月上旬から中旬にかけて、津波に巻き込まれた児童をはじめ、震災当時の大川小学校

1 の児童等に対する聴き取りが行われたが、いくつかの問題点を指摘せざるを得ない。

2 まず、児童に対する配慮の点である。いずれの児童も自ら津波に巻き込まれるという深刻な経験をしたり、多くの学友を失ったという点で、深い心的外傷を受けていると推定される。そのような児童に対して聴き取りを実施するにあたっては、専門家に助言を求め、必要に応じて専門家に同席を依頼すること、事前に保護者に連絡をとり、聴き取りについて同意を得ること、児童に対して何度も聴き取りを行うという負担を少しでも軽減するために丁寧に聴き取りを行い、児童・保護者の了解の下に録音を行うなどの対応が必要である。3
4
5
6
7
8
9

10 次にメモの廃棄の問題点である。上記で聴き取りに当たっては児童に与える負担を少しでも軽減する必要があるとしたが、石巻市教育委員会は、一連の聴き取りで録音をとっていなかった。したがって、聴き取り結果の再現・確認の上では、聴き取りのメモが非常に重要なものとなるが、このような認識は聴取に当たった教職員等には行き渡っていなかったものと推定される。このため、何らの指示もなく、日常的な業務の延長としてメモが破棄され、後に証言記録の信憑性を疑わせる余地をもたらした。11
12
13
14
15

16 また、聴取の際の質問項目については、概略の方針が示されたものの、聴取の方法、記録の精度は担当者によってまちまちであり、これが結果として、聴取書の内容に対する疑義を深める一因となったものと推定される。児童に対する聴取の実施を、聴取当時の担任教員本人が担当し、若しくは立ち会うという形をとることで、児童の話しやすい環境を整える配慮はなされたものの、事前調整が十分でないままに実施したことにより、統一的・17
18
19
20
21
22

23 以上のように、石巻市による事実調査においては、生存者等からの証言を得る段階で、必ずしも十分に適切な対応をとることのできていなかったものと推定される。そして、その要因として、石巻市教育委員会が事故調査というものについて十分な知識・経験を有しておらず、どのような点に配慮すべきかを理解をしていなかったことがあったものと推定される。24
25
26
27
28
29

30 これまで国内では、学校事故やいじめ問題などの調査・検証が行われてきてはいるものの、学校現場に事故調査・検証の知識・技術は必ずしも体系的に示されてはいないものと考えられる。このため、今後、文部科学省及び各都道府県の教育委員会により、学校における事故や災害の被害があった場合の調査のあり方や具体的な手法について、各学校に情報が提供されるべきである。31
32
33
34
35

5. 5. 5 遺族等への対応に関する分析と評価

1 児童・遺族や保護者に対して心のケアが必要であることは、震災後、比較的早い時期から認識されていた。そして、その認識の下に石巻市、石巻市教育委員会及び大川小学校は、
2 遺族等に対する心のケア対策としていくつかの対策を行ってきたものと推定される。しか
3 しそれらの対策は、実施主体が様々であり、全体を掌握して必要な連携・調整をとること
4 のできる体制になっていなかった。このため、ともすれば対象者に対する呼びかけも場当
5 たり的との印象があり、それぞれの組織による心のケアには継続性や系統性も見られな
6 い。
7

8
9 本事故のような大規模な被害が生じた場合の心のケアには、網羅性（心のケアの対象から
10 漏れてしまう人がないように、被害者を網羅する）、継続性（心のケアには、1回限りの相
11 談やカウンセリングではなく、継続的なケアこそが重要）、系統性（携わる各組織が独自の
12 判断で走ることのないように、系統的な組織運営が求められる）が必要であると考えられる。
13 今後こうした対応をとるためには、学校現場が平常時から心のケアに関する専門家・専門
14 機関との連携を深め、その知識・経験を学ぶとともに、いざというときの協力体制を検討
15 しておくことが望まれる。
16